

第3期

吉賀町地域福祉計画

吉賀町地域福祉活動計画

(令和3年4月～令和8年3月)

令和3年 3月

吉賀町

吉賀町社会福祉協議会

目 次

第1章 吉賀町の概要	1
第1節 自然・地理的概況	1
第2節 歴史的概況	2
第3節 社会的概況	3
第2章 第2期吉賀町地域福祉計画・吉賀町地域福祉活動計画の評価検証	4
第3章 吉賀町地域福祉に関わる課題	21
第4章 計画の基本方針	
第1節 基本理念	30
第2節 基本目標	31
第3節 計画の体系	32
第4節 計画の位置づけと特徴	33
第5節 計画の期間	33
第5章 施策の展開	34
第1節 人と地域が自立し支えあふ温もりあふれるまちづくり	34
1 地域でのつながりや交流を深める	34
2 ふれあいサロンを基盤にしたボランティア育成と地域福祉の推進	36
3 暮らしの中の不安や悩みの解消	38
4 地域福祉の意識の醸成	41
第2節 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり	42
1 生活に必要な福祉に関する情報入手と相談窓口の設置	42
2 多様な福祉サービス基盤の整備	45
第3節 地域で安心して暮らすための基盤づくり	47
1 福祉サービスを必要とする人の人権の確保	47
2 誰もが暮らしやすい環境整備	48
3 災害時の避難等に必要となる要支援者の把握や情報伝達	49
第6章 実施計画	52
第1節 吉賀町地域福祉計画実施計画	52

第2節 吉賀町地域福祉活動計画実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

第7章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

第1節 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

第2節 計画の広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

第3節 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

資料

地域福祉計画策定委員会条例・・・・・・・・・・・・・・・・73

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・75

計画策定委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・77

計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・78

地域福祉に関するアンケート結果・・・・・・・・79

第1章 吉賀町の概況

第1節 自然・地理的概況

吉賀町は、島根県の南西部に位置し、本庁舎は東経 131 度 56 分 10 秒、北緯 34 度 20 分 58 秒、標高 311.8m 地点、分庁舎は東経 131 度 52 分 13 秒、北緯 34 度 26 分 19 秒、標高 181.6m 地点に所在します。

本町は、西中国山地の脊梁地帯に位置し、総面積は 336.29K m²です。町土構成は、山林 92.2%、農地 3.0%、その他（河川・道路他）4.8%となっています。周辺部には、安蔵寺山や鈴ノ大谷山をはじめとする 1,000m 級の高峰が嶺を連ね、町内をほぼ南北に一級河川・高津川が貫流しており、水と緑に囲まれた農山村地域です。

旧六日市町地区は、高津川流域に沿って石西地方ではスケールの大きい河谷平野を有しています。そしてこの高津川に流れ込む各流域の河岸段丘に集落が形成されています。旧柿木村地区は、急峻な山々の間を河川が流れ、狭隘な谷底平野に農地と集落が位置するという特色をもっています。

日本に残る数少ない清流となった高津川は、県下第 3 位の幹川流路延長 81Km、流域面積 1,090K m²を誇り、ダムのない川でも有名です。良好な水質環境は水生生物の宝庫ともなっており、ゴギやヤマメ、オヤニラミやツガニ等、希少な淡水魚類が棲息しています。また最近は自然遡上が少なく放流が主体とはいえ高津川の鮎は良質で全国的にも知名度が高いです。近年、魚種も個体数も年々減少傾向にあります。国交省が行う水質調査において、令和 2 年度の BOD 数値は 0.5 で、「水質が最も良好な河川」と判定されています。

流域には、安蔵寺山を中心とした美しい山なみが連なり、広葉樹や岸ツツジ等が四季折々に色をそえる豊かな自然景観を有しています。高津川は太古の昔、瀬戸内海に流れ込む深谷川に河川上流部を奪われ（いわゆる河川争奪）、切頭された下流域は流水の減少により泥沼化された地域が残るとい、特異な地形を呈しています。また、水源（田野原地区の一本杉の下の湧水池）を特定できる珍しい一級河川としても有名です。

気象は、典型的な山陰型気候で、年間の平均気温は 14.7℃、年間降水量の平均は 2,000mm 前後と比較的多いほうです。また、冬季間の積雪も多く、地域によっては交通の途絶も年数回発生することもあります。

第2節 歴史的概況

旧六日市町は、古くから陰陽両道を結ぶ交通の要衝として発展し、江戸時代には津和野藩主吉見氏や亀井氏の参勤交代の際の第一日目の宿場町として栄えていました。

明治以前は津和野藩に属していましたが、明治4年の廃藩置県では浜田県に編入され、次いで明治9年に島根県、明治12年の郡制実施に伴い鹿足郡に属することとなりました。六日市町としての歴史は、昭和29年に六日市・朝倉・蔵木の3カ町村が合併し、つづいて昭和31年の七日市村の編入合併により、面積198.57k㎡、人口1万1千人の町として発足しました。

旧柿木村は、藩政時代津和野藩に属し、参勤交代の主要街道に集落を配し、藩主の食する御用米を生産する等、清らかな水と豊富な樹種を擁する山林からの林産特産物が地域の経済の主要な収入源でした。また、明治22年4月1日の町村制施行とともに発足した柿木村は、平成17年10月の合併まで、110余年にわたり行政区域を変えることなく続いた歴史をもつ、由緒ある村でした。

両町村は戦後の建築ブームによる住宅材の供給地域として潤った時期もありましたが、高度経済成長期に入り、高収入をめざしての向都離村現象や高学歴志向の高まりによる若者の都市部への人口流出により、急速な過疎化が生じました。

昭和58年3月には中国自動車道六日市ICが開通し、広域交通網の整備による地域経済の活性化も期待されたところですが、過疎化に歯止めをかけるだけの要因とはなりませんでした。昭和35年の国勢調査によると総人口13,876人でしたが、平成27年には6,374人へと減少しました。

そして、国から地方への権限移譲や規制緩和、国庫補助負担金や地方交付税の見直し等、厳しい自治体経営が迫られる中、平成17年10月1日に、柿木村と六日市町は対等合併を実現し、吉賀町として新たなまちづくりに向けてスタートしました。

第3節 社会的概況

本町の就業者人口は、平成27年の国勢調査によると、第1次産業従事者が585人、第2次産業従事者が862人、第3次産業従事者が1,836人となっています。比率をみると、第1次産業従事者が17.8%、第2次産業従事者が26.3%、第3次産業従事者が55.9%です。

昭和50年からの産業の推移をみると、かつて基幹産業であった農林業は時代の変遷と共に衰退し、製造業や建設業へと移行しました。そして、第2次産業も建設業の衰退等近年減少へと転じ、第3次産業への移行が顕著であります。第3次産業が進展してきた主要因は、医療・福祉サービス関連業や情報通信産業の進展があげられます。

総じていえば、小規模で零細な第1次産業では生計が困難であり、収入の増加を企図して第2次・第3次産業へ就業形態が変化してきたものといえ、特に旧六日市町においては、企業誘致等も進められこの傾向が顕著であったといえます。

一方、旧柿木村は旧六日市町と比べ雇用の場が少なく、自給的生活の中から有機農業を興し、現在においても第1次産業が大きな役割を担っているという特徴があります。

今後、町の発展のためには、吉賀町の地域特性を活かしながら、均衡のとれた産業振興施策を展開していくことが望ましいといえます。

第2章 第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の検証・評価

第1期計画において、計画の検証・評価が不十分だったという反省から、第2期計画は、年度ごとに重点取り組み事項を定め、評価・検証を行いました。その内容を以下にまとめて掲載し、その他については評価シートをご参照ください。

1. 自治会との関係性の強化

- ・事業内容 各地区連合自治会の集まりに出席し意見交換等を行い、近所づきあいの大切さについて話し合う場を確保
- ・成果 平成28年度に朝倉地区、柿木地区に出向き、計画の説明を行いました。その後日程の調整がつかず未実施となっています。
- ・課題 自治会との意見交換ができておらず、計画の周知も不十分です。

2. 地域のつながり強化

○小地域ネットワーク事業

- ・事業内容 実施箇所 25地区（元気旗揚げ実施は15地区）
見守り表を活用して地域の見守り・安否確認を行う事業
- ・成果 地域住民の安心・安全に大きな貢献をしています。
- ・課題 地域の見守り体制づくりの役割が期待されていますが、各地区の状況や事業効果の検証が不十分です。また、見守り表の提出がない地域があり、事業の活性化や見守り表以外の方法の検討も必要です

○支え合いマップ

- ・事業内容 実施箇所 8地区
具体的な住民の関わり、助け合いをマップに記入し可視化することで地域の課題の発見する方法
- ・成果 地域の新たな課題の発見や災害時の避難支援に役立ちます。
- ・課題 新たにマップを作成していくことも必要ですが、地域の状況は常に変化していくので、マップもそれに合わせて定期的に更新していく必要があります。また、個人情報の取り扱いにも留意する必要があります。

○見守り訪問員事業

- ・事業内容 利用者数 8名 見守り訪問員 8名
見守り訪問員が自宅を訪問し、話し相手や簡単な作業を有料で行う事業
- ・成果 利用者の寂しさや不安に寄り添いながら、安否確認ができます。
- ・課題 利用者が増えず、事業の周知や支援員のスキルアップを図る必要があります。

○メンタルヘルスケア

- ・事業内容 家族をはじめ保健師や民生児童委員、警察等関係者の連携強化が徐々に図られ包括的な対応を行ってきました。

役場保健師の精神保健に関わる稼働状況（R1）

- ①相談 随時実施。15人に対し、のべ65回実施
- ②訪問 " 49人に対し、のべ145回実施
- ③電話相談 " 79人へ実施

単位：人

	実人員	老人	社会復帰	思春期	アルコール	摂食障害	心の健康づくり	てんかん	その他	のべ人数	再掲	
											ひきこもり	自死
相談	15	5	37	0	12	1	4	0	6	65	6	1
訪問	49	38	53	4	12	1	30	0	7	145	2	2

- ④こころの講座開催 3回シリーズ（自死対策事業で実施）
- ⑤デイケア事業 よしかの里委託（毎月実施）
- ⑥希望の会（家族と当事者の会）会員世帯11件・総会、研修・交流会6回
- ⑦こころの相談 4回開催（4名個別相談）
- ⑧ネットワーク事業 3回開催（2名個別相談。家事支援・グループホームの支援について）
- ⑨酒がいき者への支援 断酒例会（年6回）オブザーバー^{※1}として参加
- ⑩広報活動・教室 サービスのしおり作成

- ・成果 専門病院への早期受診と早期治療につながられたケースが増えてきました。こころの病気を抱えた方への地域での理解もすすんでいます。精神科入院の医療費が抑えられている傾向にあります。
- ・課題 年々、それぞれのケース問題が複合化しており、関係する機関の連携やケースに関わる担当者のスキルアップが課題です。発達障がいや閉じこもり対策の体制整備が必要です。

※1 オブザーバー…健全でよりよい会議や事業になるように観察したり、提案したりする者

3. 通いの場、集いの場の検討

○ふれあいサロン事業

- ・事業内容 開催箇所 35地区

単位：のべ利用人数

	H29年度	H30年度	R1年度
開催回数	301回	307回	288回
利用者数	4778人	4266人	3776人

- ・ 成果 高齢者の居場所作りとして、重要な役割を担っています。
- ・ 課題 各地区とも健康づくり・介護認知症予防・見守り・地域での支あい体制づくり等の効果が現れています。
一部にガソリン代の費用弁償を支払っていますが無償ボランティアにより運営されています。
男性の参加率が低く、リーダーや世話役の高齢化による後継者の確保ができていません。
- 地域支え合い会議・地域支え合い推進会議
- ・ 事業内容 平成27年度から地域支えあい会議を開催、各地区の実態や地域にある社会資源等の点検や把握を行いながら、話し合う中で、「自分たちの地域は自分たちで作る、守る」といった自治意識の高揚や、活動家を育成していくことを取り組みました。
開催地区 蔵木・六日市・朝倉・七日市・柿木
開催回数 各地区とも2回開催
参加者 自治会長・公民館・サロンリーダー・民生児童委員・福祉委員・訪問員・老人クラブ・商工会・県社協・ケアマネセンター・地域包括支援センター・社協地域福祉課・吉賀町保健福祉課
- ・ 成果 各組織・団体の活動内容や課題、地域の課題などの情報を共有する場となりました。
- ・ 課題 地域課題について、具体的な対策に向けた掘り起しが必要です。

4. ボランティアの養成、組織化

○ボランティア活動

- ・ 事業内容 ボランティアセンターとして訪問給食、サロン、福祉施設周辺の清掃活動に取り組みました。また、研修会、講習会等を開催しボランティア意識の啓発を図ってきました。
- ・ 成果 ボランティア意識は高まってきており、多様な形態のボランティアが現れてきています。専門性や役務の提供の質によって有償・無償、種別によって移送・配食・介護・介護予防・地域の支えあいなど、多様なボランティア活動が確認されています。
- ・ 課題 ボランティア登録者や活動家の人数増加や維持が課題です。特に、ふれあいサロン事業や配食サービス事業のボランティア活動に影響が見受けられます。

○訪問給食サービス事業

- ・ 事業内容 週2回（月曜日・木曜日）、独居高齢者や高齢者のみ世帯等へ、高齢者向けの栄養バランスのとれた弁当の提供をしました。
弁当の調理、配食はボランティアによってまかなわれています。

単位：のべ利用人数

	H29年度	H30年度	R1年度
利用食数	6901食	6409食	6675食
利用登録人数	102人	93人	81人
配食ボランティア人数	126人	118人	121人
調理ボランティア人数	70人	51人	43人

- ・ 成果 管理栄養士の献立による栄養バランスのとれた食事の提供を行いました。また、配達は安否確認を兼ねており、利用者の体調の変化について情報が寄せられ専門職へつなぐことができました。
平成30年度に調理場を六日市に一本化し効率化を図りました。
- ・ 課題 調理、配達を担うボランティアの担い手の不足が懸念されます。

5. 健康寿命の延伸

○介護予防教室

- ・ 事業内容

単位：のべ利用人数

	H29年度	H30年度	R1年度
開催回数	108回	108回	114回
参加人数	2012人	2375人	2550人

- ・ 成果 健康づくりや介護予防、認知症予防等を考える機会となっています。
- ・ 課題 教室に気軽に参加できるような工夫をしつつ、生活機能の向上を図り、生きがいのある取り組みを目指していく必要があります。

○地域の中で自ら取組む身近な健康増進

- ・ 事業内容 公民館や自治会と連携しウォーキング大会を開催しました。また、新たな取り組みとして平成26年度から「いきいき百歳体操」を取り入れ、地域で気軽に楽しく続けることができる健康づくり活動を進めています。
- ・ 成果 ウォーキングに取り組むきっかけづくりとして開催しているウォーキング大会は年2回の活動が定着しています。
いきいき百歳体操は、令和2年10月末時点で29グループ約362人が取り組んでおり、身近な場所での住民運営の集いの場のひとつとして全町に普及しつつあります。
- ・ 課題 ウォーキング大会をきっかけに自宅での実践に繋がるように、啓発方法について検討していく必要があります。
住民主体の取り組みとしてこれからも継続していけるように、継続支援の検討をしていく必要があります。

○就労環境の整備

- ・事業内容 町内事業所および商工会と連携し、事業所健康診断を活用した保健師による健康指導を毎年実施し、健康づくりに向けた啓発活動に取り組んできました。事業所の健康教室として、禁煙教室を3か所で開催しています。
- ・成果 事業所における従業員への健康支援の意識が高まっています。
- ・課題 それぞれの事業所の医療保険に加入する従業員の健康管理を連携して進める事が今後の課題です。
また、子育て応援企業認定事業への登録事業者を今後増やしていくことが課題です。

6. 福祉教育の推進

- ・事業内容 小中学校の生徒、地域住民へ認知症や障がいなどの福祉に関する普及啓発活動を行いました。
- ・成果 平成29年度は朝倉地区に重点的に福祉教育の機会を提供することによって、幅広い世代に認知症についての理解を深めることが出来ました。また、グループホームやそこに住む人たちの理解促進に寄与しました。平成30年度から吉賀中学校結プロジェクトと協働し、除雪作業や外国人人材への支援を行い、福祉を考える機会となりました。
- ・課題 今後も継続して取り組んでいく必要があります。

7. 生活困窮者に対する支援の充実、強化

- ・事業内容 生活困窮者の相談に応じ、困窮状態から早期に脱却できるよう必要な情報提供や助言、関係機関への付き添い、生活福祉資金、民生融金貸付等支援を行いました。また、その日の食事にも困る方に対し食糧支援事業も開始しました。

相談のべ回数（ ）は新規

	H30年度	R1年度
生活困窮者自立支援	108回(14)	291回(8)
家計改善支援	—	185回(4)
就労準備支援	—	27回(1)
フードバンク事業	—	のべ21人

- ・成果 生活困窮者に寄り添い、少しずつではあるが生活再建に向けての支援ができました。
- ・課題 訪問支援等によりアウトリーチを行い、制度の狭間で困っている人を見つけ出し、支援をしていくことが必要です。

8. 総合相談窓口の機能強化

○福祉に関する相談窓口の増設や各事業所の機能強化

- ・事業内容 平成28年度に福祉センター内にあらゆる相談に対応できる総合相談窓口「くらしもっと」を開設しました。
- ・成果 窓口の一本化により相談しやすい体制が整いました。

単位：のべ人数

	H29年度	H30年度	R1年度
相談件数	42回	708回	373回

- ・課題 総合相談窓口の周知とさらなる相談体制の整備が必要です。また、個別課題を集約して地域課題として整理し町全体の解決策を作っていく必要があります。

○弁護士相談事業・心配事相談事業

- ・事業内容 民生委員児童委員や人権擁護委員、弁護士などが住民の相談を受ける機会をもうけました。
- ・成果 相談窓口を開くことで、相談者の不安解消が図れました。また、適切な組織や機関へつなぐことができました。

単位：のべ利用人数

	H29年度	H30年度	R1年度
福祉なんでも相談	10人	5人	7人
弁護士相談	29人	36人	38人
公証人相談	2人	4人	0人
行政書士相談	0人	0人	0人

- ・課題 必要な人に相談会の情報が届いていないことが危惧されます。相談事業の名称や開催場所、周知の方法などを検討する必要があります。

○民生委員児童委員との連携強化

- ・事業内容 支援が必要な方を相談窓口で早期につなげられるよう、定例会や支部会などで研修会を開催し、委員の資質向上を図りました。また、民生委員児童委員と行政職員・社協等の専門職とのネットワークづくりを行いました。
- ・成果 虐待や独居認知症高齢者等に関する様々な情報が役場や社協に寄せられるようになり、早期の支援を実現が可能となりました。
- ・課題 多くの地域で民生委員児童委員のなり手不足が深刻となっており、担当地区の範囲や自治会等との連携による選出方法見直し等、なり手不足の解消に向け検討が必要です。

9. 多様な福祉サービスの基盤の整備

○福祉サービス基盤の充実

- ・事業内容 吉賀町障がい者施設整備基本計画に基づき、令和元年8月吉賀町障がい者総合支援センターが完成し、同年10月より供用を開始しました。
- ・成果 吉賀町障がい者総合支援センターの整備により障がい福祉サービスの拡充（就労継続支援利用者の増加及び生活介護事業の開始）へと繋がりました。
- ・課題 居住系施設の施設整備について遅れが生じているが、地元法人によるグループホーム運営が開始されたことにより整備計画の見直しが必要です。

10. 権利擁護、虐待防止

○日常生活自立支援事業や成年後見制度

- ・事業内容 様々なケースから対象者を早期に発見し、住み慣れた地域で安心してサービスが利用できるよう計画期間中に成年後見申し立てや日常生活自立支援事業の利用等に取り組んできました。

成年後見町長申し立て件数

H29年度	H30年度	R1年度
2件	0件	1件

令和元年度 社協法人後見受任件数 3件

令和元年度 日常生活自立支援事業利用者 7名

- ・成果 利用者の金銭管理、身上監護を行い権利擁護活動に努めました。また、虐待対応専門職チームとともに、権利擁護を必要とする者の支援を行いました。
- ・課題 事業を必要とする人が、適切に利用できるよう事業の周知及び理解促進を図る必要があります。

11. 災害支援体制の構築、対応の強化

- ・事業内容 各地域で想定外の大規模災害が発生し、いつどこで何か起きるかわからない中で災害に備えることが重要となっています。社協では平成27年度に災害ボランティアマニュアルを作成し、毎年研修会を開催し住民啓発を行いました。令和元年度は下七日市大規模火災が発生し実際にボランティアセンターを立ち上げ支援を行いました。
- ・成果 災害に対する住民の意識が高まりました
- ・課題 日ごろから災害に対する意識を高く持ち、情報収集や備蓄品の準備、避難訓練への参加など備えが必要です。また新型コロナウイルス等感染症対策を徹底した避難所の設営が重要です。

1.2. シルバー人材センターの就労開拓

- ・事業内容 平成26年度に吉賀町シルバー人材センターを設立し、高齢者の経験や技術を生かした作業と地域のニーズをコーディネートしました。
- ・成果 生活支援サービスの提供と高齢者の生きがいをづくりや、社会参加を実現することができました。会員数、受注件数とも順調に伸ばしています。

単位：のべ人数

	H29年度	H30年度	R1年度
会員数	75人	78人	80人
受注件数	610件	622件	688件

- ・課題 草刈など外の仕事が主であり、冬季の仕事が少ないです。高齢者による作業であり、安全管理を引き続き徹底していく必要があります。

1.3. 子育て支援

○子育てサロン

- ・事業内容 七日市デイサービスセンター2階で月1回開催しています。共同募金の助成を受け、ボランティアで運営しています。

単位：のべ利用人数

	H29年度	H30年度	R1年度
ボランティア数	71人	67人	70人
参加人数	181人	192人	152人

- ・成果 子育ての悩みを相談できる保護者同士の仲間づくり、親子の交流の場となっています。
- ・課題 ボランティアの後継者確保が必要です。

○地域子育て支援センター事業

- ・事業内容 かきのき保育所内に「地域子育て支援センターぽけっと」を設置し、子育てに関する情報の収集・発信をはじめ、子育て相談、子育てサークルの育成などに取り組んできましたが、少子化の影響等で利用者は年々減少し、平成27年度を最後に運営休止しています。
- ・課題 現在は、柿木地域における子育て支援の拠点が無い状況です。利用者ニーズによっては、子育て交流サロンの複数設置などについても検討が必要です。

○子育て交流サロン

- ・事業内容 吉賀町福祉センター（H31.4から養護老人ホーム付設作業所）で月曜日～金曜日、10時～15時まで開所。保育所に入所していない乳幼児の利用者率は高く、保護者の要望を取り入れ、幅広い活動を実施してきました。

単位：のべ利用人数

	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
利用者数	730 人	1235 人	470 人

- ・ 成果 乳児全戸訪問や乳幼児健診等でPRを重ねましたが、年度によって参加者にバラつきがありました。また、行事は参加者の意見を反映し内容の充実を図りました。
- ・ 課題 保育料の無償化施策により、0歳からの保育所入所が増加しているため、1日あたり平均1人から6人の少人数での活動となっています。少人数による活動内容の充実や、支援が必要な親子の参加促進について取り組みを行います。
 - 地域における子どもの見守り体制
- ・ 事業内容 民生委員児童委員や住民による通学時の街頭指導を通じ、つながりを強め、ボランティアによる「子ども110番の家」によるネットワークの拡大等、安全意識に対する啓発活動に取り組んできました。
- ・ 成果 安全マップ作成、保護者アンケート、定期的な登下校指導の実施ができました。
- ・ 課題 自治会や老人クラブといった地域の団体とのつながりの一層の強化が重要です。
 - ひとり親家庭の支援
- ・ 事業内容 母子父子寡婦福祉資金貸付業務を平成25年度島根県から権限移譲を受け、福祉事務所において相談支援が行えるよう体制の充実を図ってきました。

貸付申請件数

H29 年度	H30 年度	R 1 年度
0 件	0 件	1 件

- ・ 成果 社会福祉協議会を初めとする関係機関と連携し相談支援の充実を図るとともに、広報等を行い積極的に制度のPRを図りました。
- ・ 課題 現行の体制を継続するとともに、支援が必要な世帯が適切な給付が受けられるよう、より一層関係機関と連携強化に努める必要があります。

第2期地域福祉計画評価シート

行政の役割	具体的展開	平成28年度 (2016) 評価	平成29年度 (2017) 評価	平成30年度 (2018) 評価	令和1年度 (2019) 評価
行政の役割① 住民や自治会等と積極的に関わり、近所づきあいの大切さについて啓発します。	各地区連合自治会の集まりに出席し、意見交換等を行い、近所づきあいの大切さについて話し合う場を確保します。	毎年1回 自治会とは朝倉・柿木の2箇所を実施	毎年1回 未実施	毎年1回 未実施	毎年1回 未実施
行政の役割② ゲートキーパー※を養成し、住民の孤独感の解消や心のケアを行います。	ゲートキーパー養成の講習会を毎年開催します。	毎年1回 初級偏・スキルアップ研修の2回開催	毎年1回 スキルアップ研修を1回開催	毎年1回 スキルアップ研修を1回開催	毎年1回 スキルアップ研修を1回開催
行政の役割③ 地域や社協と協働で見守り体制の充実を図ります。	新たなモデル事業を実施し、担い手確保・後継者育成・送迎体制強化のための支援策を充実します。	モデル事業の検討 地域支えあい会議3回開催	モデル事業実施 地域支えあい会議各地区2回開催	評価・検証 地域支えあい会議各地区2回開催	実施 地域支えあい会議各地区2回開催
行政の役割④ 新たな安否確認システムの構築を検討します。	地域支えあい会議を活用し、地域でできる見守り体制の検討を行います。	毎年2回 地域支えあい会議3回開催	毎年2回 地域支えあい会議各地区2回開催	毎年2回 地域支えあい会議各地区2回開催	毎年2回 地域支えあい会議各地区2回開催
行政の役割⑤ ふれあいサロンの運営が安定して行えるよう、地域や社協と一緒に対策を検討し、必要な支援を行います。	行政の役割③に同じ	モデル事業の検討 新規支援事業を検討し29年度から実施	モデル事業実施 30年度～介護事業を再編し、運動指導士等の専門職をサロンへの積極的派遣を行うことと若返り測定隊派遣も実施スタート	評価・検証 専門職のサロン派遣が進んだ ・リハ職 ・健康運動指導士 ・看護師…等	実施 専門職のサロン派遣の継続 ・リハ職 (OT・PT・ST※) ・健康運動指導士等
行政の役割⑥ 送迎体制の充実や運営に必要な具体的支援策を検討します。	行政の役割③に同じ	モデル事業の検討 新規支援事業を検討し29年度から実施	モデル事業実施 新規支援事業を検討し29年度から実施	評価・検証 新規支援事業経費を含む委託料交付	実施 新規支援事業経費を含む委託料交付
行政の役割⑦ ボランティア養成講座を充実し、手話通訳や要約筆記などのボランティア活動家を増やします。	手話通訳・要約筆記従事者を養成を行います。	養成講座 手話通訳養成講座を継続開催 22回開催	養成講座 手話通訳養成講座を継続開催 31回開催	養成講座 手話通訳養成講座を継続開催 30回開催	養成講座 難聴者への理解を深める研修会開催 4回開催

行政の役割⑧ 相談窓口に必要な専門職を確保するために必要な支援の充実を図ります。	平成28年度福祉センター改修工事を実施し、総合相談窓口を開設します。	福祉センターへ総合窓口設置 平成29年1月から開設	福祉センターへ総合窓口設置 「くらしもつとを」平成29年1月から開設	福祉センター総合窓口で対応 708件の相談	福祉センター総合窓口で対応 378件の相談
行政の役割⑨ 地域での活動に保健師等を派遣し、健康づくりや介護予防の取り組みの一層の推進を図ります。	ふれあいサロンを中心に「いきいき100歳体操」の普及を図ります。	25箇所 21箇所で開催中	36箇所 24箇所で開催中	40箇所 28箇所で開催中	31箇所(下方修正) 29箇所で開催中
行政の役割⑩ 訪問給食 [*] サービスの充実に向け支援策を検討します。	訪問給食サービスについて社協と協力して改善に取り組みます。	事業再編検討	事業再編実施	広報活動	改善なし
行政の役割⑪ 商工会や社会福祉協議会、自治会と連携し情報共有をはかり、モデル事業実施し地域に必要な買い物支援策の検討を行います。	地域支えあい会議等でモデル事業を検討し、試行・評価・検証の後に実施します。	事業検討 地域支えあい会議3回開催	モデル地区指定・試行 朝倉地区で買い物不便利対策会議開催	評価検証 実施に向け検討したが試行に至らず	実施 地域公共交通網形成計画を策定
行政の役割⑫ 生活困窮者自立支援対策が充実するよう支援策の充実を図ります。	広報活動等を行い相談窓口の一層の周知を図ります。	広報活動 広報掲載・地域包括ケアシンポ開催	広報活動 未実施	広報活動 未実施	広報活動 未実施
行政の役割⑬ 推進会議で出された解決策を制度化し、地域や社協等と連携し取り組みます。	地域支えあい推進会議から出された、地域課題の解決のための施策検討を毎年1回実施します。	施策検討 1回開催	施策検討 1回開催	施策検討 1回開催(3月)	施策検討 未実施
行政の役割⑭ 教育委員会と連携し学校教育における福祉教育を推進し、幼少期から人権や福祉への関心を持ち、地域での助け合いや支えあいを、自ら考え行動できる人材の育成を図ります。	小中学校のサマーボランティア [*] 事業を活用し、地域福祉の大切さを啓発します。	サマーボランティア活動における啓発	六日市中学校に福祉についての出前講座を実施	六日市中学校に福祉についての出前講座を実施	六日市中学校に福祉についての出前講座を実施
行政の役割⑮ 相談支援窓口の設置に向け必要な対策を社協と連携し取り組みます。	行政の役割⑧に同じ	改修工事 福祉センターへ総合窓口設置 平成29年1月から開設	福祉センターへ総合窓口設置 「くらしもつとを」平成29年1月から開設	福祉センター総合窓口で対応	福祉センター総合窓口で対応
行政の役割⑯ コーディネーター [*] の確保・育成のための支援策を新設します。	平成28年度から新総合事業実施準備補助金の新設を行い、確保に向けた支援を行います。	準備補助金交付 生活支援コーディネーター配置	生活支援コーディネーター配置	生活支援コーディネーター配置	生活支援コーディネーター配置
行政の役割⑰ ふれあいサロンを地域で継続できるよう新たな支援策を創設します。	行政の役割③に同じ	モデル事業の検討 平成29年度	モデル事業実施 平成29年度	評価・検証 専門職のサロン派遣が進んだ	実施 専門職のサロン派遣の継続

		より新規支援を実施	より新規支援を実施	・リハ職 ・健康運動指導士 ・看護師…等	・リハ職 (OT・PT・ST) ・健康運動指導士等
行政の役割⑱ 地区単位の情報交換やミニ研修・担当地区の見直しの検討等を行い、民生委員・児童委員の活動を支援します。	支部会単位の情報交換会を年間4回開催し、民生児童委員との連携強化を図ります。	年間4回開催 六日市支部 柿木支部計 年15回開催	年間4回開催 六日市支部 柿木支部計 年12回開催	年間4回開催 六日市支部 柿木支部計 年12回開催	年間4回開催 六日市支部 柿木支部計 年11回開催
行政の役割⑲ 民生児童委員の活動内容等について広報等を活用し広く住民に周知し、地域に根差した民生児童委員活動の実現を図ります。	民生児童委員の活動内容を毎年広報誌で紹介し、地域への周知を図ります。	年1回 広報掲載 改選名簿掲載	年1回 広報掲載	年1回 広報掲載 活動状況掲載	年1回 広報掲載 未実施
行政の役割⑳ 介護予防・日常生活支援総合事業※の早期実施を行い、地域資源を有効に活用した地域支援事業を充実し、介護予防の実現を図ります。	平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業を段階的に行い、平成30年度から本格的に実施します。	要支援者の訪問介護・通所介護サービスの地域支援事業への移行 検討中	生活支援サービスの試行 介護予防ヘルパー、介護予防デイサービスについては実施 その他の事業については検討中	本格実施 介護予防ヘルパー、介護予防デイサービスについては実施 その他の事業については検討中	介護予防ヘルパー、介護予防デイサービスについては実施 その他の事業については検討中
行政の役割㉑ 障がい者にとって安心して住み続けられるよう必要な施設整備や、サービスや相談支援体制の充実を図ります。	吉賀町障がい者施設整備基本計画に基づく、施設整備の実施	地域活動支援センター整備基本設計・実施設計 基本整備計画修正	地域活動支援センター建設工事 基本設計・実施設計	地域活動支援センター建設工事 実施設計 建設工事	令和元.10.1 地域活動支援センター 供用開始
行政の役割㉒ 事業所に対し、実地指導、集団指導、監査を厳正に実施します。	法令等に基づき必要な指導・監査を毎年実施します。	毎年実施 年1回実施	毎年実施 年1回実施	毎年実施 年1回実施	毎年実施 未実施
行政の役割㉓ 地域ケア会議※を活用し、多職種間の連携を図り、速やかで効果的なサービスを提供できるよう取り組みます。	地域ケア会議を適時開催し、多職種連携による効果的なサービスを提供します。	地域ケア会議開催 個別ケース・ケアマネジメント支援会議開催	地域ケア会議開催 個別ケース・ケアマネジメント支援会議開催 ケアマネ研修会実施	地域ケア会議開催 個別ケース・ケアマネジメント支援会議開催 ケアマネ研修会実施	地域ケア会議開催 個別ケース・ケアマネジメント支援会議開催
行政の役割㉔ 成年後見制度※や日常生活自立支援事業※について広報等で周知を図ります。	広報誌に掲載し、権利擁護についての正しい知識と制度の周知を図ります。	年1回 広報掲載 未実施	年1回 広報掲載 研修会を実施 広報誌への掲載については未実施	年1回 広報掲載 成年後見制度については研修会を実施（益田市と共催） 広報誌への掲載については未実施	年1回 広報掲載 成年後見制度については研修会を実施（益田市と共催） 広報誌への掲載については未実施
行政の役割㉕ 通報があった場合迅速に対応できるよう虐待防止対応マニュアル※の	すべての虐待事例に迅速に対応できるよう、虐待防止対応マニュアル	マニュアル見直 マニュアル	マニュアル見直 マニュアル	マニュアル見直 マニュアル	マニュアル見直 マニュアル

充実を図ります	ルの見直しを行います。	整備は未実施	整備は未実施	整備は未実施	整備は未実施
行政の役割②⑥ デマンドバス [※] の充実などについて検討を行います。	買い物不便地域対策の検討と併せ、交通不便対策の充実を図ります。	事業検討 地域支えあい会議等で検討	モデル地区指定・試行 朝倉地区で買い物不便対策会議開催	評価検証 実施に向け検討したが試行に至らず	実施 地域公共交通網形成計画を策定
行政の役割⑦ 公共施設のバリアフリー [※] 化を一層推進します。	バリア点検を実施し、バリアの発見および改善を図ります。	点検年1回改善 福祉センター改修実施	点検年1回改善 福祉センター改修実施	点検年1回改善	点検年1回改善
行政の役割⑧ すべてのひとに必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。	既存の伝達方法に合理的配慮 [※] が為されているか常に検証や改善を行います。	検証・改善 障がい者差別解消に関する協議会を設置	検証・改善 自立支援協議会で対応	検証・改善 担当者会議で個別ケース検討及び事例共有を図った	検証・改善 担当者会議で個別ケース検討及び事例共有を図った
行政の役割⑨ 研究会や講演会等に手話通訳や要約筆記を配置します	行政の役割⑦に同じ	養成講座 設置は未実施	養成講座 「食育フェア」、「仲間の集い」等一部の講演会では配置	養成講座 ・食育フェア ・仲間の集い ・認知症考察会 ・夢花マラソン等一部の講演会で配置	養成講座 ・食育フェア ・仲間の集い ・認知症考察会 ・夢花マラソン等一部の講演会で配置
行政の役割⑩ 災害時に関係機関に速やかに要支援者の情報が伝達できるよう体制を整備します。	情報の更新を定期的に行い、要支援者の状況把握に努めます。	毎年1回状況調査 随時実施	毎年1回状況調査 更新は実施	毎年1回状況調査 更新は実施 (対象者：320人)	毎年1回状況調査 更新は実施 (対象者：320人)
行政の役割⑪ 要支援者の把握を行い、災害時に迅速に避難誘導が行えるよう関係機関の連携を強化します。	情報の更新を定期的に行い、要支援者の状況把握に努めます。	毎年1回状況調査 随時実施	毎年1回状況調査 更新は実施	毎年1回状況調査 更新は実施 (対象者：320人)	毎年1回状況調査 更新は実施 (対象者：320人)
行政の役割⑫ 自主防災組織の立ち上げや維持について支援を行います。	行政の役割①に同じ	毎年1回 H28年度までに5自治会立ち上げ支援	毎年1回 1自治会立ち上げ支援	毎年1回 新たな立ち上げ自治会なし	毎年1回 新たな立ち上げ自治会なし
行政の役割⑬ 避難等の災害時に必要な情報が伝わるよう伝達方法の充実を図ります。	定期調査に併せ、要支援者の情報取得方法に問題がないか把握します。	毎年1回状況調査 未実施	毎年1回状況調査 未実施	毎年1回状況調査 未実施	毎年1回状況調査 未実施
行政の役割⑭ 緊急通報システム [※] やその他安否確認のための制度を検討します。	緊急通報システムについて、定期的に制度の周知を行います。	毎年1回 未実施	毎年1回 未実施	毎年1回 未実施	毎年1回 未実施

※②	ゲートキーパー 門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。	…	地域や職場で発せられる自死のサインにいち早く気づき、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。
※⑤-1	O T	…	作業療法士：トイレをする・着替える・料理をする・買い物へ行く等、基本的な動きを使った活動の中で問題を探し、対象者に合った形で作業を通じて指導する。
※⑤-2	P T	…	理学療法士：歩く・立つ・座る等の活動の元となる基本的な動きの中の問題を探し、対象者に合った形で運動を指導する。
※⑤-3	S T	…	言語聴覚士：主に言語障害・音声障がい・嚥下障がいに對しての専門家。
※⑩	訪問給食	…	高齢者等の栄養のある食事の確保のために配食を行う。現在は、週に2回程度配達している。
※⑭	サマーボランティア ボランティア活動。	…	小学生、中学生、高校生が夏休みを利用して行う、保育所や老人ホーム等でのボランティア活動。
※⑮	ワンストップ相談窓口	…	ひとつの窓口で、あらゆる相談に対応する相談体制のこと。必要に応じて様々な団体や機関と連携を図る。
※⑯	コーディネーター	…	ある要望と、それに対応する人やサービスなどを調整する人のこと。
※⑳	介護予防・日常生活支援総合事業	…	介護保険の改訂により、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。
※㉓	地域ケア会議	…	地域包括ケア実現のため、地域の実情に沿って地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議です。具体的には、多職種で話し合う場を設け、問題解決にあたるものです。
※㉔-1	成年後見制度	…	精神上の障がい（知的障がい・精神障がい・認知症など）により、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。
※㉔-2	日常生活自立支援事業	…	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
※㉕	マニュアル	…	手引き
※㉖	デマンドバス ルートを変えて運行されるバスのこと。	…	定まった路線を走るのではなく、利用者の呼び出しに応じるにより、適宜ルートを変えて運行されるバスのこと。
※㉗	バリアフリー 整備をすること。	…	段差や物理的障壁などのバリアを取り除き、誰もが移動しやすく使いやすい環境整備をすること。
※㉘	合理的配慮	…	障害者差別法に基づき、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと。
※㉙	緊急通報システム	…	独居高齢者等が、緊急事態発生時に、契約先の警備会社等に異変を知らせるための装置のこと。

第2期地域福祉活動計画 評価シート

社協の役割	具体的展開	平成28年度(2016) 評価	平成29年度(2017) 評価	平成30年度(2018) 評価	令和1年度(2019) 評価
社協の役割① 小地域ネットワーク事業 [※] の実施と効果の検証を行います。	対象者把握等の仕組みを作ります。民生委員やケアマネジャー [※] 等のネットワークの構築を目指します。	地域に出向き検証実施。協議(10/20)	民児協で説明	民児協で説明、総合相談支援課内での周知	民児協で説明
	自治会等で事業の周知を図り、実施地区を増やします。	広報活動年2回 21地区実施	民児協、サロンへの広報 21地区実施 下須・白谷地区実施準備	サロンでの周知 23地区実施 新規2地区(下須、白谷)	サロンでの周知 25地区実施 新規2地区(畑詰、抜月)
社協の役割② 田畑を生かした地域づくりを進めます。	シルバー人材センター [※] による休耕地の活用をします。	ニーズ調査実施	休耕地活用準備	活用開始したが中断	未実施
社協の役割③ 見守り訪問員を確保し、不安や悩みを真摯に受け止め、住民の心を癒します。	見守り訪問員の組織化を図り、担い手を増やしていきます。	研修会9月 研修終了20名 訪問員制度へ移行	研修会11月 見守り訪問員8名 (登録訪問員数10名)	研修会2月 見守り訪問員8名活動 (登録訪問員数10名)	研修会未実施 見守り訪問員8名活動 (登録訪問員数8名)
	活動を円滑に実施できるようサポートを行います。	広報活動 ちらし配布 利用件数10件	広報8、2月 利用件数9件	利用件数8件	利用件数8件
社協の役割④ 住民が地域ごとに集まれる拠点づくりの取り組みを支援します。	さまざまな年代が集える場を確保します。	未実施	未実施	未実施	サロン内容の充実
	ふれあいサロン参加のきっかけ作りをします。	広報4、8、10、11、12、1、3月号 保育所との交流	広報12、3月 個別呼びかけ活動 保育所との交流	老人クラブとの交流 保育所との交流12回	新しいサロン、各サロンの活動紹介、新規35名あり 保育所との交流6回 うまもんに7つのサロンが合同参加(ぬか床づくり)
社協の役割⑤ ふれあいサロン [※] の実施を支援し、地域住民の安心の拠点作りを行います。	サロンボランティアへのサポートを行います。	研修会兼交流会 10月、3月	研修会兼交流会 12月、3月	研修会兼交流会 11月、3月	研修会兼交流会 8月、1月
	サロンの継続実施に努めます。	35地区実施	35地区実施	34地区実施	35地区実施
	未実施地区の解消に取り組みます。	畑詰地区開始	抜月地区実施検討	抜月地区準備	抜月地区開始
社協の役割⑥ 小地域ネットワーク事業を実施し、地域の見守り体制を作ります。	社協の役割①に同じ				
社協の役割⑦ 支援マップ [※] の作成をサポートします。	防災組織等と共に、支援マップを作成します。	3地区作成(田野原、畑詰、蓼野) 立河内地区説明	4地区作成(うち、新規1地区 月和田)	3地区作成 (下須、上高尻、抜月)	3地区作成 (抜月、六日市新町、畑詰)
社協の役割⑧ 見守り訪問員を派遣し、住民の孤独感や孤立感の軽減を図ります。	社協の役割③に同じ				
社協の役割⑨ ふれあいサロンの内容の充実が図れるようなメニューの作成を行います。	レクリエーション [※] 等が得意な人や団体を発見し、社会資源をリスト化します。	メニュー表完成・配布	メニュー表更新	メニュー表更新	調査しメニュー表更新。全サロンへ配布
	メニュー表が生かせるよう、サロンリーダーへの周知、各種団体との調整を図ります。	メニュー表の活用 随時メニュー表の更新 研修会での周知	随時メニュー表の更新 研修会での周知	活用のないサロン3か所 新規メニュー4項目追加 サロン実態調査票の作成	活用のないサロン1か所 更新したものを配布 実態調査票作成した
社協の役割⑩ ボランティアに関する情報共有の機会を地域に提供します。	ボランティアが交流を図る機会を提供します。	ボランティアありがとう会 開催(12月)	ボランティアありがとう会 開催(12月)	ボランティアありがとう会 開催(3月)	ボランティアありがとう会 は予定していたが中止
	地域支え合い会議や民児協 [※] などでボランティア活動や状況を報告します。	支え合い会議で報告	民児協 支え合い会議	民児協 支え合い会議 社協だよりによる情報提供	社協広報に掲載 情報誌発行
社協の役割⑪ ボランティア育成に役立つ研修会を企画し実施します。	各種ボランティアの育成研修会やスキルアップの研修を開催します。	サロンボラ研修10、3月	サロンボラ研修12、3月	サロンボラ研修11、3月	サロンボラ研修8、1月
社協の役割⑫ 子育てサロンと高齢者のサロンの交流を図り、新たな担い手の確保に努めます。	子育てサロンと高齢者のサロンの交流の機会を設けます。	未実施	未実施	未実施	未実施
	子育て世代と高齢者が集えるサロンを作ります。	未実施	未実施	未実施	未実施
社協の役割⑬ ボランティアが確保できるような支援を積極的に行います。	サロンの準備や1日の段取りを細分化し、気軽にボランティアに参加しやすくなるよう呼びかけを行います。	広報4月8月	個別呼びかけ (ボラ数増加傾向)	各サロンへのアドバイス実施	各サロンへのアドバイス実施
社協の役割⑭ ボランティア学習の機会を増やし、住民への啓発活動を行います。	講演会の開催や、各種団体の会合の場での研修などに努めます。	テイクテン9月、福祉委員6月、認知症3月、傾聴ボラ8、9、10月	テイクテン6月、福祉委員6月、認知症講演8、3月、傾聴ボラ11月 災害ボラ6月	福祉委員7月、障がい関係7月、認知症8月、音訳ボラ11、12月(3回)調理ボラ衛生管理8月 災害ボラ2月	福祉委員4月、認知症8月、音訳ボラ4、5月(3回)調理ボラ衛生管理8月 災害ボラ7月
	ボランティア活動に関する広報をします。	5、6、8、10、12月広報掲載	6、8、10、12、1、2、3月広報掲載	5、6、8、11、12、1、2、3月広報掲載	5、6、7、8、9、12、1、2、2月に掲 ボランティア募集
社協の役割⑮ ボランティア活動が円滑に行えるよう積極的に支援を行います。	社協の役割③に同じ				
社協の役割⑯ 地域支え合い会議 [※] を活用して、地域で活動している個人やボランティア団体同士の連携の場を作り、情報共有や地域資源の開発を進めます。	地域活動とボランティア活動が横のつながりを持ち、互いに有益な関係が築けるよう働きかけます。	広報紙でボランティア活動の報告	民児協 支え合い会議	民児協 支え合い会議	研修会の開催、広報で紹介 民協、支え合い会議で報告
社協の役割⑰ シルバー人材センターの普及啓発と加入促進をはかります。	受注件数の拡大のために、広報活動に努めます。	広報活動・説明会 受注件数543件	チラシによる募集 受注件数610件	チラシによる募集 受注件数622件	チラシによる募集 受注件数688件
	会員の加入促進のために、就業拡大を図ります。	広報活動 就業先の開拓 会員数75名	広報4、11月 農作物の準備 会員数75名	ロコミによる加入 派遣事業を開始 会員数78名	ロコミによる加入 派遣受注件数2件 会員数80名
社協の役割⑱ 様々な不安や悩みに一元的に対応できるよう専門職を配置した総合相談窓口を設置し啓発を行います。	あらゆる相談に対応できる総合相談窓口を社協に設置します。	相談件数51件/年 窓口設置(12月) 地域福祉会議開催12回/年	相談件数42件/年 窓口名称を「くらしもつと」に決定 掛川市視察3月 地域福祉会議開催12回/年	相談件数708件/年 フロア配置換え 地域福祉会議開催12回/年	相談件数373件/年 地域福祉会議開催12回/年
	総合相談窓口の周知を図ります。	広報活動4、1月	広報4、5月	サロン、社協だよりにて周知	サロン、社協だよりにて周知
	何でも相談会、行政相談会の見直し及び実施、周知を図ります。	※()は相談件数 検討会1月 何でも相談24回(9) 行政相談24回 弁護士11回(21) 公証人1回(1) 行政書士2回(2)	※()は相談件数 検討会3月 何でも相談24回(10) 行政相談24回 弁護士11回(29) 公証人2回(2) 行政書士0回	※()は相談件数 検討会なし なんでも相談24回(5) 行政相談24回 弁護士12回(36) 公証人2回(4) 行政書士0回	※()は相談件数 検討会なし 何でも相談24回(7) 行政相談24回 弁護士12回(38) 公証人0回 行政書士0回
社協の役割⑲ 民生委員・児童委員、みまもり訪問員 [※] や福祉委員 [※] 、見守り訪問員による相談が充実するよう支援を行います。	身近な相談窓口があることの周知を図ります。	広報7、9月	広報4、5、6月	広報5、2月	社協広報で周知
	訪問員の資質向上の機会を提供します。	連絡会議2回 視察研修1回 研修会3回	連絡会議2回 研修会1回	連絡会議1回 研修会1回	連絡会議1回開催 未実施
社協の役割⑳ 社協広報や介護予防事業を通じて、健康寿命 [※] を延ばすための啓発活動を強化します。	福祉委員の研修会を開催します。	研修会6月	研修会6月	研修会7月	研修会4月
	見守り訪問員の育成に努めます。	研修会8、9、10月	研修会11月	養成研修未実施	養成研修未実施
社協の役割㉑ サロンやボランティアなど生きがいにつながる情報を提供します。	身近な相談窓口と社協との連携がなされるよう関係の構築に努めます。	各事業所との連絡会議12回/年間 職員研修実施	各事業所との連絡会議12回/年間 研修会11月	各事業所との連絡会議12回/年間	各事業所との連絡会議11回/年間
	介護予防教室や介護予防の取組を実施します。	100回実施 延べ2050人参加	108回実施 延べ2012人参加	108回実施 (教室型30回サロン訪問型78回)のべ2375人参加	114回実施 (教室型36回、サロン訪問型88回)延べ2550名参加
社協の役割㉒ 訪問給食 [※] の充実を図り、栄養改善や、住み慣れた家での生活を継続できるよう支援します。	サロンやボランティアなど生きがいにつながる情報を提供します。	広報4、8、10、11、12、1、3月	広報4、5、10、1、2、3月	広報5、6、7、8、10、11、12、3月	広報5、6、7、8、9、10、11、12、1、2月
	事業の適正な実施を図ります。	広報12、1、2月	広報12月 事業再編計画	広報に掲載 調理場の一本化	ボラ情報誌発行 新規ボランティア確保 管理栄養士による献立見直し
社協の役割㉓ ボランティア育成のための	社協の役割⑭に同じ				

社協の役割	具体的展開	平成28年度(2016)評価	平成29年度(2017)評価	平成30年度(2018)評価	令和1年度(2019)評価
啓発活動を強化し、配食ボランティアなど社協の役割⑳ 行政や商工会と連携し生活支援を行うための新たな事業を検討します。	社協の役割⑱に同じ 買物の支援策を協議します。	朝倉地区にアンケート実施	会議未実施	会議未実施	公共交通を考える中で、通院の際に六日市で買い物ができたらよという意見を受け町内を巡るバスの検討
社協の役割㉑ 生活困窮者自立支援のため、新たに就労準備支援事業や家計相談支援事業に取り組みます。	広報活動等を行い生活困窮の相談件数の増加を図ります。	新規相談件数9件 広報活動	新規相談件数15件 広報4月、民児協で説明	新規相談件数14件 新事業に向けた研修参加 就労準備支援事業実施に向けての準備 社協内の事業所へ2名就労	新規相談件数8件 広報時ちらし配布 就労準備支援事業従事者研修参加
	就労準備支援事業を実施し、就労相談件数と就労件数の増加を図ります。	未実施 就労件数0件	ハローワーク会議5月実施 就労件数0件	ハローワークと連携 就労件数2件	ハローワークと連携 就労件数1件
	家計改善を図り、安定した生活が送れるよう家計相談支援事業に取り組みます。	相談件数2件	相談件数2件 広報1,2月	相談件数2件 家計支援研修1回開催	相談件数1件 家計支援研修1回開催(親子向け)
社協の役割㉒ 福祉サービス事業所への就労を支援します。	福祉サービス事業所への就労を積極的に呼びかけます。	広報10,2月 就労相談	広報時ちらし配布 就労支援実施	広報時ちらし配布(2回) 就労支援実施	広報時ちらし配布 就労支援実施
社協の役割㉓ シルバー人材センターなど就労支援団体の周知を図ります。	社協の役割㉑に同じ				
社協の役割㉔ 町内5地区で地域支え合い会議を定期的に開催し、地域が抱える課題を明らかにします。	地域支え合い会議の開催を実施し、課題抽出等の協議のサポートを行います。	各地区3回実施(6,10,1月) 地域課題、目指す姿について協議	各地区2回実施(6,10月) 地域課題、目指す姿について協議	各地区2回実施(7,10月) 地域課題、目指す姿について協議	各地区2回実施(7,11月) 地域課題、目指す姿について協議
社協の役割㉕ 抽出された地域課題解決のための地域支え合い推進会議 [※] を開催し、様々な団体で協働による課題解決策を検討します。	各地域の課題を話し合い、共通する大きな課題について解決策を協議します。	3月実施	3月実施	3月実施 各団体、組織間の連携のあり方について協議	3月に開催予定であったが延期となった
社協の役割㉖ 地域でのボランティア講座の開催や福祉に関する情報提供の充実を図ります。	小学校や中学校で福祉に関する啓発を行います。	サマボラ7,8月 街頭募金2回 福祉教育3校(柿小、吉中、朝小)	サマボラ7,8月 街頭募金2回 福祉教育3校(朝小、吉中、六小)	サマボラ7,8月 街頭募金2回 吉賀中結プロの支援 福祉教育3校(柿小、吉中、六小)	サマボラ8月 街頭募金2回 吉賀中結プロの支援 福祉教育2校実施(吉中、六小)
	社協の役割③に同じ				
	社協の役割⑤に同じ				
	社協の役割⑩に同じ				
社協の役割㉗ 必要な情報をわかりやすく提供できるよう、広報誌の充実を図ります。	福祉サービスの情報提供の充実を図ります。	未実施	広報5月,9月	社協パンフレットを作成し周知	社協広報で紹介
	社協の役割⑨に同じ				
社協の役割㉘ 地域での支え合いネットワークを作ります。	社協の役割①に同じ				
社協の役割㉙ 地域での困りごとや悩みについて、気軽に相談できる窓口を設置します。	社協の役割⑱に同じ				
社協の役割㉚ あらゆる相談に対応でき、ワンストップサービスを実現できるよう体制を強化します。	職員の専門性の向上に努めます。 社協内部の連絡を密にし支援体制の強化に努めます。	各種研修会参加 資格取得支援実施 連絡会議12回	各種研修会参加 資格取得支援実施 連絡会議12回実施	各種研修会参加 資格取得支援実施 連絡会議12回実施	各種研修会参加 資格取得支援実施 連絡会議12回実施
社協の役割㉛ ふれあいサロンの充実に向けたコーディネーター [※] の確保・育成を図ります。	各種研修への参加します。	コーディネーター1名配置 各研修参加	コーディネーター1名配置	コーディネーターの資質向上。 CSW養成研修参加	コーディネーターの資質向上。 CSW養成研修参加
社協の役割㉜ 地域支え合い会議の定期開催と充実を図ります。	地域支え合い会議を年3回実施し、新たに地域支え合い推進会議を実施します。	各地区6,10,1月開催 支え合い推進会議3月	各地区6,10月開催 支え合い推進会議3月	各地区6,10月開催 支え合い推進会議3月	各地区7,11月開催 3月に開催予定であったが延期となった
社協の役割㉝ 社協組織の見直しを行い、サロン充実に向けた支援体制を強化します。	社協法人内のデイサービスや訪問看護など専門職が講演をする機会を作ります。	六日市1回	六日市デイ11月実施	ヘルパー、デイ、訪問看護、包括など計15回サロンへ訪問	メニュー表の作成 包括5回、訪看2回デイ4回
社協の役割㉞ 福祉委員や訪問員の研修を充実し、地域の情報集中力を向上し、民生委員・児童委員と連携し迅速な支援を行います。	社協の役割⑱に同じ				
社協の役割㉟ 総合支援事業 [※] 実施に必要なコーディネーターを確保し、地域住民や自治会などと連携し、地域福祉事業の充実を図ります。	社協に第1層コーディネーター [※] を配置し、資質向上を図ります。	研修会参加、県開催の会議へ参加	研修会参加、県開催の会議へ参加	研修会参加、県開催の会議へ参加	研修会参加、県開催の会議へ参加
	地域の第2層コーディネーター [※] を確保・養成していきます。	検討中	検討中	検討中	検討中
社協の役割㊱ 組織機構の見直しと経営基盤を強化し、安定したサービス提供体制を構築し、自治会等の地域活動を積極的に支援します。	新創造計画 [※] の具体的計画を推進します。	実施	実施	実施	実施
社協の役割㊲ 自治会等の地域活動を積極的に支援します。	支援マップの作成サポートや専門職による相談の機会を作ります。	支援マップ3箇所(田野原、畑話、蓼野)	4箇所実施(うち、新規1箇所 月和田)	自治会と連携し、支援マップ3か所作成	支援マップ3か所実施(抜月、六日市新町、畑話)
社協の役割㊳ 職員研修を充実させ、専門職の育成と人材確保を図ります。	各種研修および情報の共有化を図り、専門性の向上に努めます。	全職員対象研修4回/年	全職員対象研修4回/年 総合相談支援課内研修12回/年 実施	全職員対象研修4回/年 総合相談支援課内研修12回/年 実施	全職員対象研修4回/年 総合相談支援課内研修5回/年 実施
社協の役割㊴ 自治会や地域の民生委員・児童委員などと連携し、サービスが必要な人を把握し、適正なサービス利用に繋げら	社協の役割①に同じ 社協の役割⑱に同じ				
社協の役割㊵ 権利擁護研修を実施し、職員の人権意識の向上を図ります。	権利擁護研修を開催し、ソーシャルインクルージョン [※] の推進に努めます。	社協職員対象権利擁護研修実施	社協職員対象権利擁護研修実施	社協職員対象権利擁護研修実施	社協職員対象権利擁護研修実施
社協の役割㊶ 専門職と連携し虐待の未然防止や早期発見に努めます。	虐待、権利侵害、障がい理解の促進についての講演会を開催し、住民の意識の向上を図ります。	あい・サポーター研修 個人情報保護研修	盲導犬についての研修 仲間の会の集い	教育委員会主催のハンセン病研修(大島青松園)に参加 町民向け障害者差別解消法についての研修開催	虐待に関する研修会未実施 権利擁護に関する研修実施
	虐待防止・虐待相談の定例会を開催し、虐待対応専門職チームと連携をし、適切で迅速な対応に努めます。	年6回実施	年6回実施	年6回実施	年4回実施
	成年後見制度の周知や振り込め詐欺被害防止の啓発を行います。	啓発活動実施	啓発活動実施(施設等) 広報3月	啓発活動実施(サロン等)	成年後見～未実施 振り込め被害防止～サロン11か所 フロア内手すりの設置
社協の役割㊷ 事業所内のバリアフリー化 [※] を推進し、利用者の利便性の向上に努め	バリア点検を実施し、バリアの発見および改善を図ります。	点検年1回 改善	玄関、窓口等の整備実施	社協玄関配置見直し2回実施	
社協の役割㊸ すべての人に必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。	わかりやすい伝達方法を工夫します。	未実施	音訳ボランティア支援実施	音訳ボランティア研修会を開催	音訳ボランティア研修会を開催 広報にちらし 利用なし
社協の役割㊹ 研修会や講演会等に手話通訳や要約筆記を配置します。	講演会等において誰もが、わかりやすく理解できるように、合理的配慮 [※] を心がけます。	未実施	未実施	サロンにて要約筆記2回 手話・要約筆記による講演会1回	
社協の役割㊺ 日頃の福祉活動を通じて要支援者の把握を行い、自治会や行政と連携	社協の役割①に同じ 社協の役割⑱に同じ				
社協の役割㊻ 災害ボランティア [※] 研修会を開催し災害時に対応できる体制をつ	災害に関する講演会を開催し、対応できる体制を作ります。	未実施	災害ボランティア研修開催6月	災害ボランティア研修開催2月	七日市火災振り返り研修7月

社協の役割	具体的展開	平成28年度(2016)評価	平成29年度(2017)評価	平成30年度(2018)評価	令和1年度(2019)評価
社協の役割⑦に同じ	社協の役割⑦に同じ				
社協の役割⑩ 災害ボランティアセンターマニュアル [※] の周知徹底を図ります。	社協内のマニュアルの周知を図ります。	未実施	未実施	未実施	七日市火災振り返り研修7月
社協の役割51 災害ボランティアに関する体制を整備します。	災害に備えて災害ボランティアセンターの組織体制を構築します。	倉庫設置、備品購入被災地(熊本地震)への派遣	備品整備被災地(豪雨災害)への派遣	職員に対する研修1回開催(課内研修) 備品見直し、購入被災地への派遣5クール立ち上げ訓練研修(2日間)1回参加	備品在庫チェック年2回 七日市火災災害ボランティアセンター開設
社協の役割52 災害要支援者マップづくりを行い要支援者の把握に努めます。	吉賀町と支援マップを共有し、災害時の支援体制を整備します。	未実施	防災イベント8月実施	地域包括にて要支援者リストの作成。防災イベント共催参加	要支援者リスト見直し 災害時個別計画会議の開催
社協の役割⑦に同じ	社協の役割⑦に同じ				
社協の役割53 小地域ネットワーク事業・訪問員・配食サービス・戸別訪問・見守り訪問員などの充実を図り見守り体制を構築します。	社協の役割①に同じ 社協の役割③に同じ 社協の役割⑯に同じ				

第3章 地域福祉計画に関わる課題

地域福祉に関するアンケート調査の結果、地域支え合い会議等から、地域福祉に関わる吉賀町の課題を整理します。

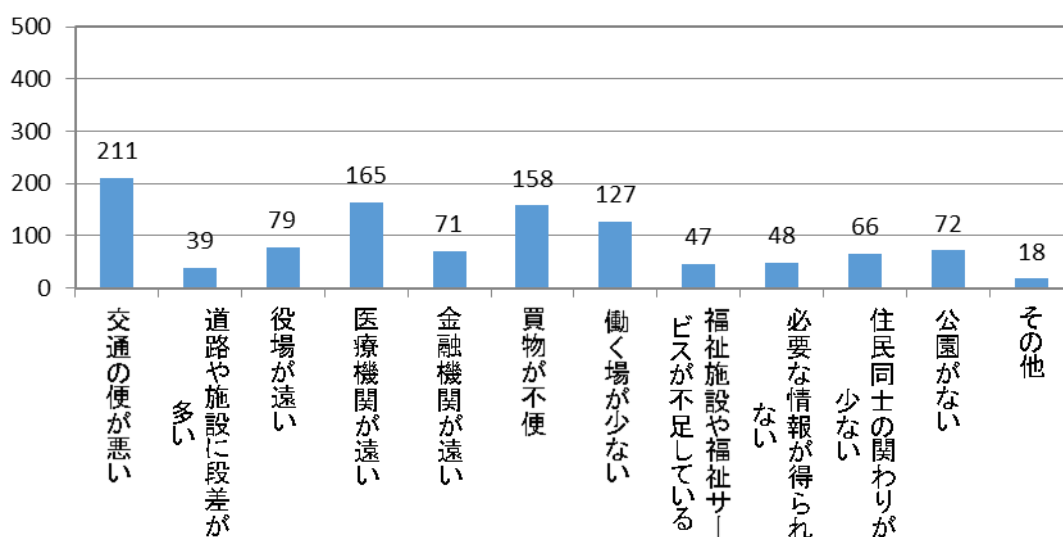
1. 移動手段確保困難者の暮らしやすさの向上

それぞれの世代での暮らしにくい順位は、次のとおりです。

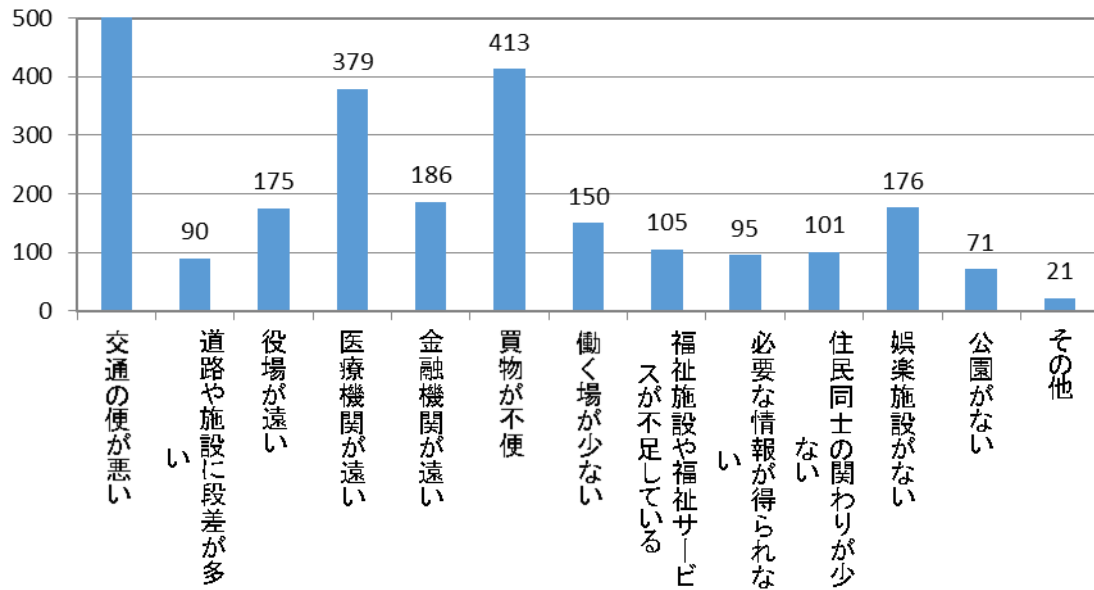
○子育て世代	○高齢者	○障がい者
1位 交通の便が悪い	1位 交通の便が悪い	1位 交通の便が悪い
2位 医療機関が遠い	2位 買い物が不便	2位 買い物が不便
3位 買い物が不便	3位 医療機関が遠い	3位 医療機関が遠い

前回の調査と大きな変化はなく、各世代を通して、交通の便の悪さが共通課題となっています。高齢化や障がい等により自分で移動手段の確保が困難な人が増加しており、このことが買い物や通院などにも影響し、障がい者や高齢者が、住みなれた地域での生活を続けるうえで不安感や不便さを感じる要因となっています。前回の調査で子育て世代で2位だった働く場が少ないという回答が今回は減少となっています。

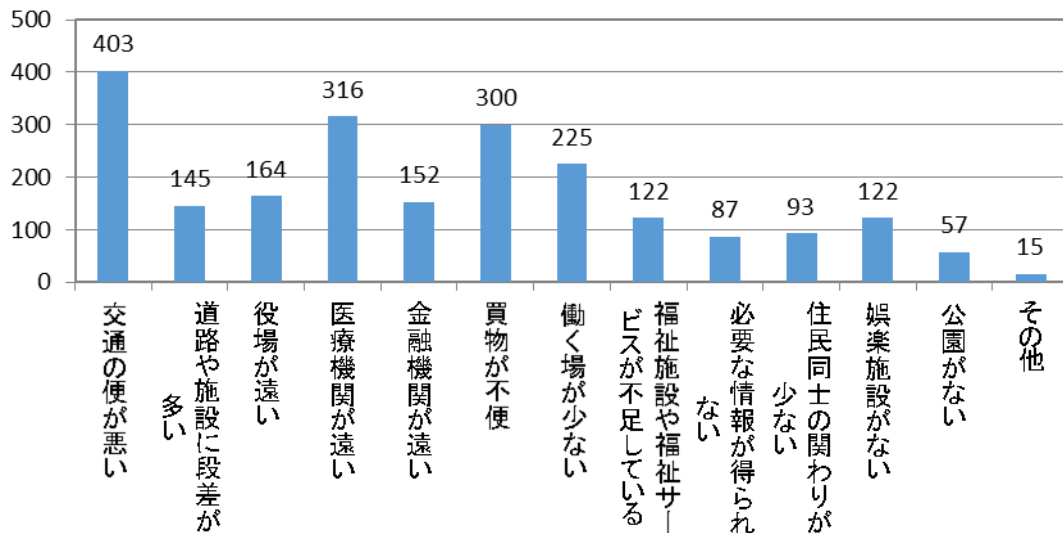
問 13 子育て世代にとって暮らしやすいと思わない理由はなんですか。
(複数回答)



問 15 高齢者にとって暮らしやすいと思わない理由（複数回答）



問 17 障がいのある人にとって暮らしやすいと思わない理由（複数回答）



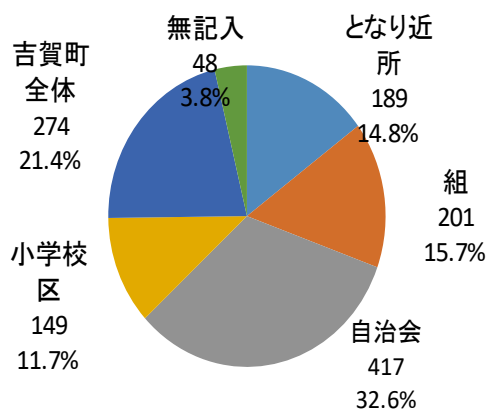
2. 近所付き合いの減少によるつながりの希薄化や相談相手の減少

近所との付き合いがあると回答した人は 58%で前回より 9%減少しています。「地域の中での問題点・不足していると思うもの」として「近所付き合いの減少」が 1 番にあがっています。住民は自治会以下の小規模の単位を身近な地域ととらえており、そのような中、地域への愛着を感じていると回答した人は 72%にのぼっています。

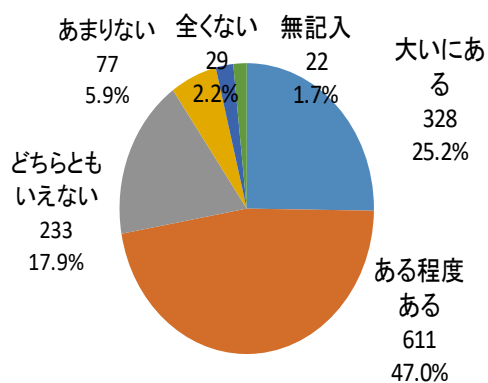
このことをふまえて、今後、意識して隣近所とのつながりを保ち続けると

ともに、その関係も希薄にならないように努める必要があります。

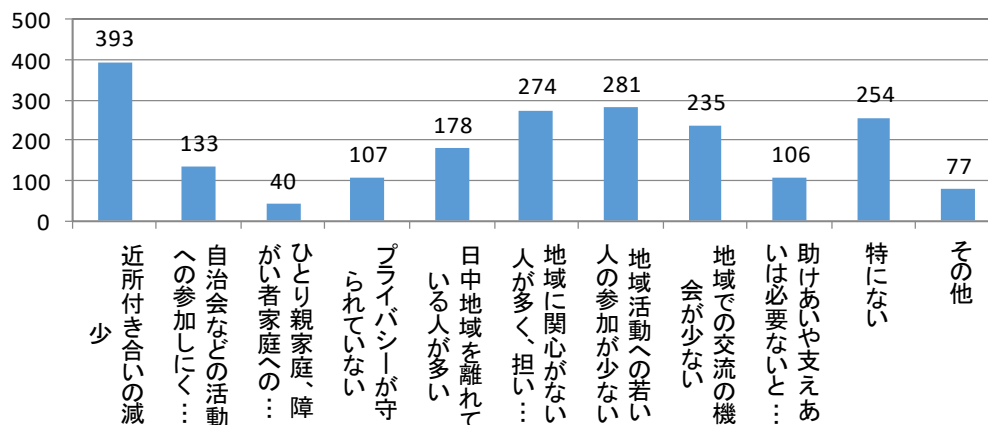
問 18 あなたの考える「地域」の範囲を教えてください。



問 19 住んでいる地域への愛着はありますか？



問 26 地域の中で問題点・不足していると思うものは何ですか？
(複数回答)



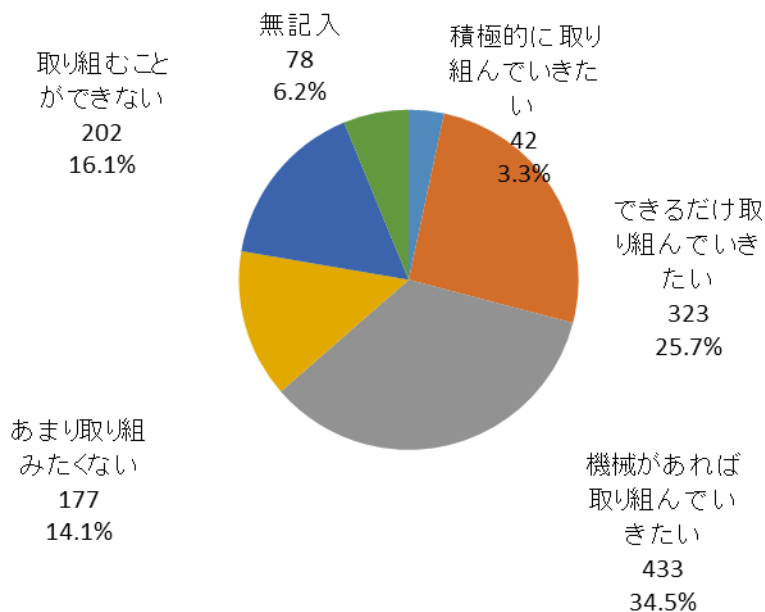
3. 地域活動組織

アンケート結果から、62%の人が、地域活動に取り組みたいという意向をもっており、前回調査から大きな変化はありませんでした。町内全域で住民主体のふれあいサロン等の活動や伝統行事がリーダーを中心に開催されており、健康づくりや介護予防の取り組みや、地域のつながりを強めるための大きな役割を担ってきているといえます。今後も、少数でも活動可能な場を作るなど、多様な地域活動のあり方を模索し、支援していく必要があります。

また、過疎化や少子高齢化や後継者不足などにより、実践者やリーダー不足も課題となっており、活動継続の手法を見直すことも必要です。

地域活動への取り組み

問 35. 地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に、どの程度取り組んでいきたいと考えていますか？



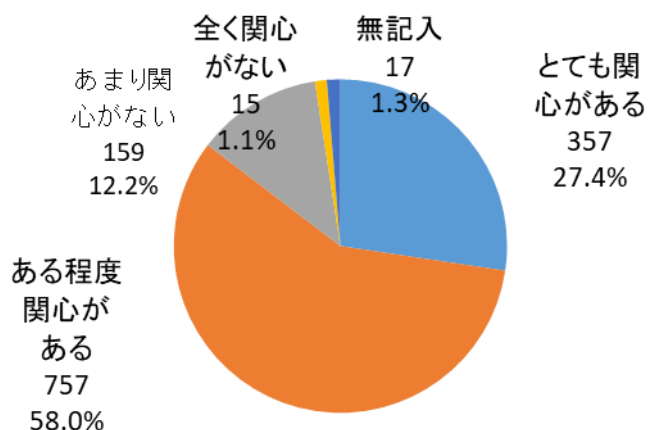
4. 生活に必要な福祉に関する情報入手

住民の福祉への関心は高く、サービスが充実していると回答した人が75%と前回と比べ約10%低くなっています。福祉サービスの周知度については、知らないと回答している人が46%となっており、前回調査と変わりがなく今後も周知のあり方の検討が必要です。

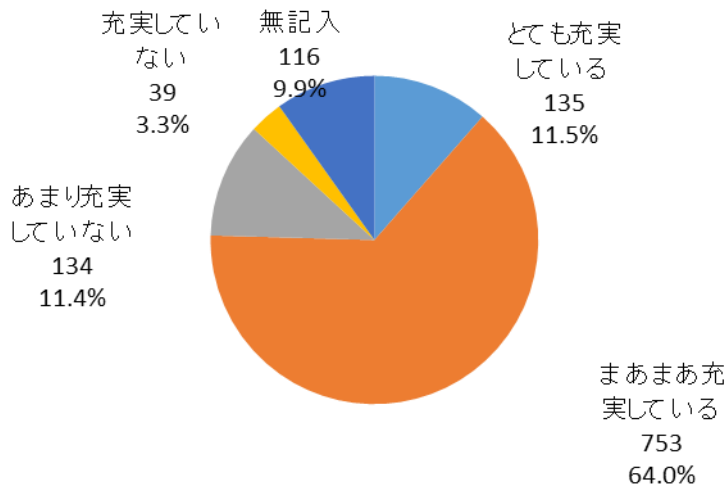
福祉サービスが必要な人に、適切な情報が伝わるようなしくみの整備について、今後考えていく必要があります。

福祉への関心

問 11. 福祉に関心がありますか？

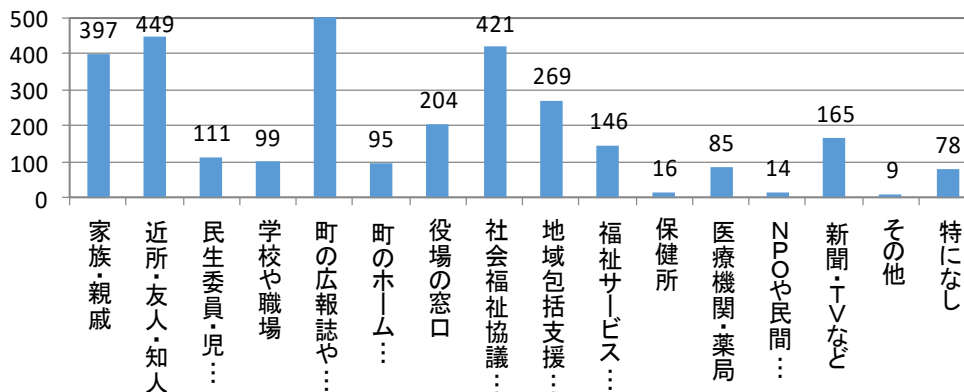


福祉サービスの充実



福祉サービスの情報入手

問 40. 福祉サービスに関する情報はどこから入手しますか（複数回答）

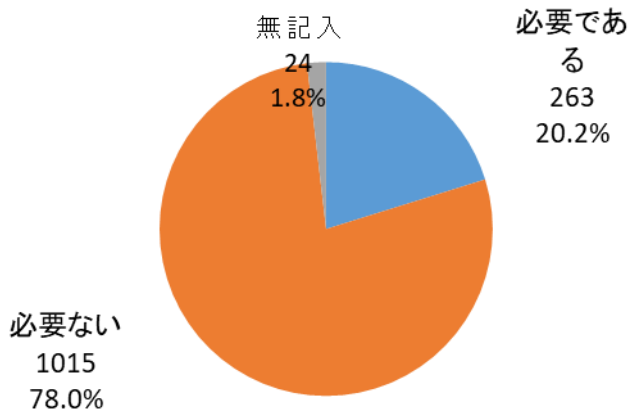


5. 災害時の避難等に必要な要支援者の把握や情報伝達

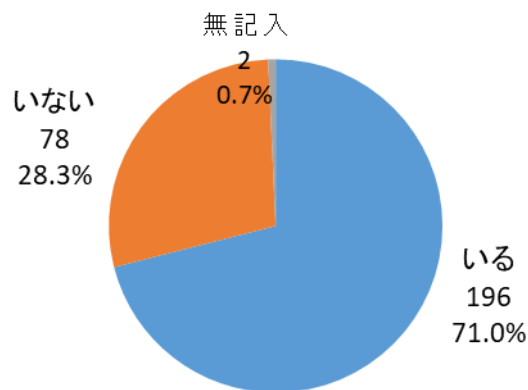
アンケートの結果、災害時に手助けが必要であると回答した人が、20%存在します。支援者がいないため避難できない人や地域においても近所づきあいの減少により、孤立化が進んでいます。緊急時の情報伝達は防災無線など音声による伝達が主になっており、聴覚障害者等への伝達方法が十分に整備されていない状況もあり今後の課題です。

災害時の手助け

問 23. 台風などの災害時の避難の際に、手助けが必要ですか？



問 24. 災害時の避難の際に、手助けをお願いできる人がいますか？

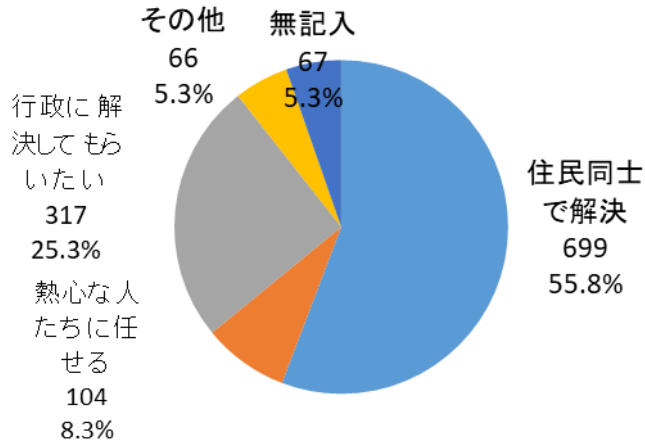


6. 地域の問題解決のための話し合いの場の確保

アンケートの結果、住民の生活問題については、自分たちで解決すべきと回答した人が55%いますが、困りごとなどを話しあう場がない、もしくは、わからないと回答した人は60%います。自治意識は高くても、解決のしくみが不足している状況が見られます。地域自治のしくみをどのように作っていくのが課題です。

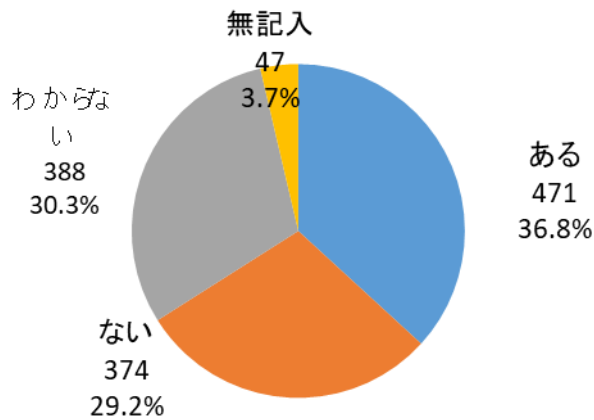
住民の自治意識

問 30. 生活に関する様々な問題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか？



話し合いの場

問 27. 困りごとや課題について、地域の人たちと情報共有や話し合いのできる場がありますか？

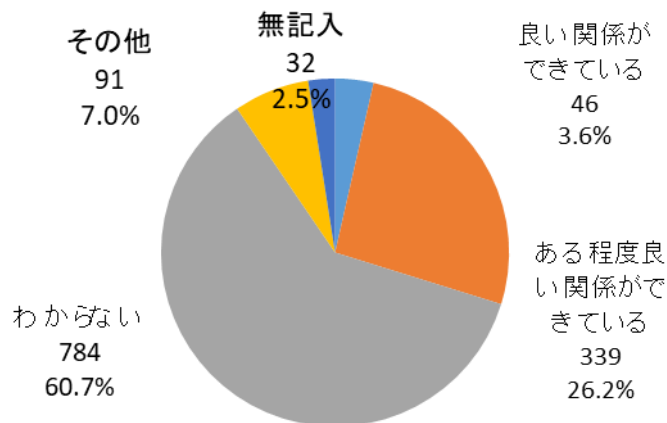


7. 協働について住民への周知や啓発が不足している

まちづくりを進める上で、重要となる行政と住民との協働関係については、できていると回答した住民は29%に到達しています。一方、わからないと回答した住民は60%に達しており、協働のもつ意味や必要性がまだ十分に浸透していない実態が窺えます。

協働についての周知度

問 28. 住民と役場が協力して地域課題の解決を図るための良好な関係が築かれていると思いますか？

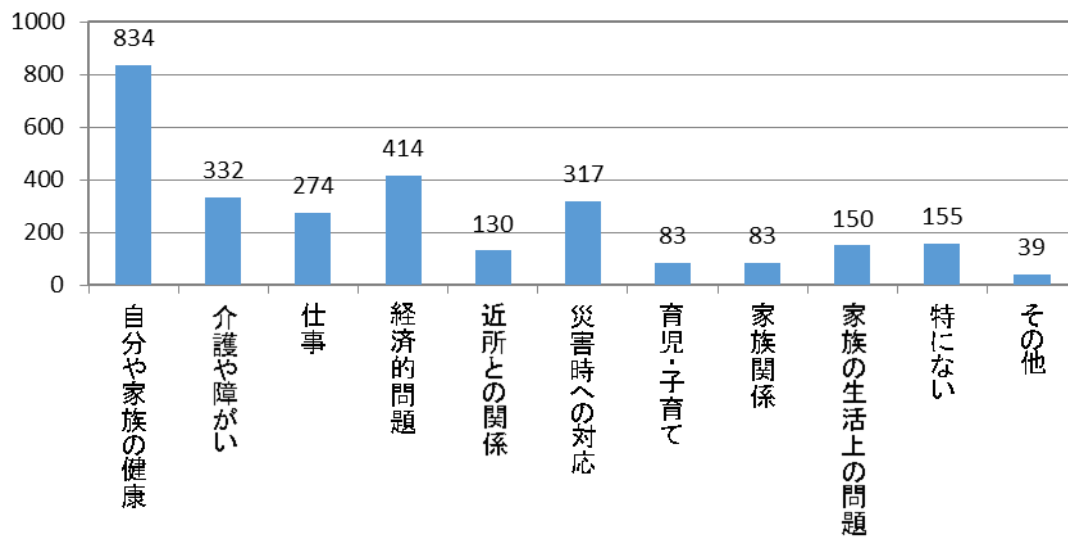


8. 暮らしの中の不安や悩みの解消

暮らしの中での不安については、「自分や家族の健康について」が1位となっており、健康づくりや介護予防の取り組みの充実が求められています。また若年層を中心に経済的不安を強く感じており、生活困窮者への相談支援の充実や実効性のある具体的対策が必要です。

暮らしの中での不安や悩み

問 22. 暮らしの中でどのようなことに悩みや不安を感じていますか？（複数回答）



第4章 計画の基本方針

第1節 計画の基本理念

地域福祉とは、地域の住民が主体となって、地域福祉を推進していこうとする取り組みです。そして、地域福祉計画とは、このような地域住民の自主的・積極的な社会福祉への参画、思いやりをもってみんなで支え合い助け合うという、ともに生きるまちづくりの活動を、総合的・包括的に取りまとめた計画のことをいいます。

また、社会福祉協議会においては、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの及び社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが、協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画を策定することが定められています。そして、行政が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、相互連携の下に策定されることが望ましいとされています。

第3期計画においてもこのような考え方の下に、それぞれ計画を一体的なものとして策定し、第1期計画から継続して次の基本理念を掲げて推進していくこととします。

誰もが住みつづけたくなる

居心地のいいまちづくり

第2節 基本目標

1. 人と地域が自立し支え合う温もりあふれるまちづくり

地域福祉を推進するためには、地域での支え合いや助け合いがとても重要です。そのために地域での様々な活動を通じて、身近な生活の悩みや困りごとについて話し合い解決していく住民意識の高揚やつながりや絆を強め、地域での支え合いや助け合いができるまちづくりを実現します。

2. 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

子どもから高齢者まで誰もが地域で安心して暮すためには、必要になったとき適切な福祉サービスが利用できるように環境を整えておくことが必要です。また困ったことや不安なことがあったときに、誰もが気軽に相談できる窓口があり、そのことを住民に広く周知することが重要です。

福祉サービスに関する情報提供や相談体制の充実を住民と吉賀町と吉賀町社協が連携をとって進めます。また住みなれた地域に住み続けることができるよう福祉サービスの充実を図ります。

3. 地域で安心して暮らすための基盤づくり

すべての住民が住み慣れた地域で自立して生活し、生き生きと自由に社会参加するためには、移動手段の確保や、利用しやすい環境の整備、様々な活動団体の育成などが必要です。このため交通弱者に対する移動手段の確保やバリアフリーのまちづくりを進めます。

さらに、住民の安全、安心を確保するために、地域住民・自治会などの既存団体・社協などの関係機関・行政等が協力し合いながら、声掛けや見守りなどの体制を強化します。

第3節 計画の体系

基本理念

基本目標

進めるべき方策

取り組み事項

誰もが住み続けたいくなる居心地のいいまちづくり

1. 人と地域が自立し支え合う温もりあふれるまちづくり

地域でのつながりや交流を深める

- ①昔ながらの近所付き合いの実践
- ②気楽に集まり話ができる場の確保
- ③小地域ネットワーク事業等の見守り活動による地域での孤立や孤独の解消

ふれあいサロンを基盤にしたボランティア育成と地域福祉の促進

- ①地域住民による主体的なサロン活動の実現
- ②サロン活動の継続や後継者、担い手確保のための方策
- ③ボランティアの育成と生きがい対策

暮らしの中の不安や悩みの解消

- ①身近な相談相手の確保
- ②健康づくりや介護予防の取り組みの充実
- ③買い物不便地域対策の検討
- ④生活困窮者への相談支援の充実や実効性のある具体的対策

地域福祉の意識の醸成

- ①協働により進める地域福祉の意識啓発
- ②福祉教育の推進
- ③活動財源の確保

2. 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

生活に必要な福祉に関する情報入手と相談窓口の設置

- ①情報提供体制の充実と誰もが気軽に相談できるワンストップ相談窓口の機能の充実
- ②ふれあいサロンや地域支え合い会議を活用した福祉情報の共有
- ③保健福祉に関わる委員の活動支援

多様な福祉サービスの基盤の整備

- ①福祉サービス基盤の充実
- ②人材確保・サービスの質の向上
- ③適切なサービス利用の促進

3. 地域で安心して暮らすための基盤づくり

福祉サービスを必要とする人の人権の確保

- ①権利擁護の促進
- ②虐待防止体制の充実

誰もが暮らしやすい環境整備

- ①移動・外出支援の充実
- ②バリアフリーのまちづくり
- ③ICT化の促進

災害時の避難等に必要となる要支援者の把握や情報伝達

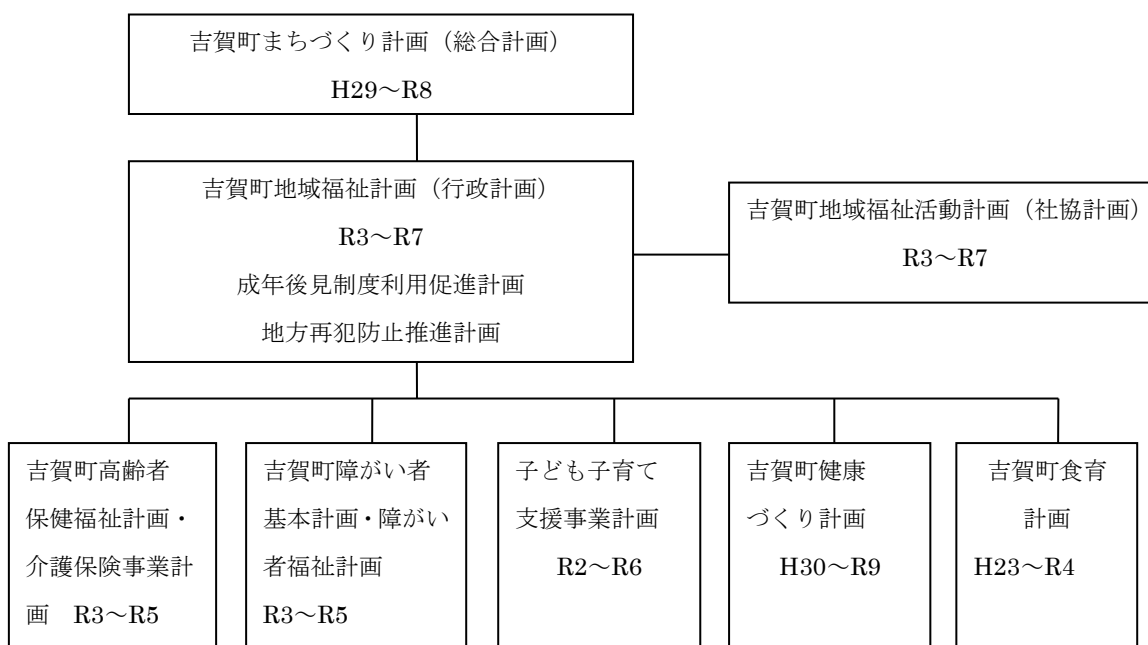
- ①要支援者の把握と地域防災の推進
- ②災害時の支援体制
- ③安否確認や声かけ

第4節 計画の位置づけと特徴

1. 位置づけ

吉賀町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく計画として位置づけられ、吉賀町まちづくり計画（総合計画）の下位計画であるとともに、吉賀町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、吉賀町障がい者基本計画・障がい者福祉計画、吉賀町子ども子育て支援事業計画など保健福祉分野の上位計画です。

なお、成年後見の利用促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」及び再犯の防止に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、この地域福祉計画に包含されています。



2. 特徴

前期計画の策定時、町保健福祉課と社会福祉協議会の間において、町が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、連動・合体して策定されることが望ましいのではないかとという基本合意に至り、一体的に計画を策定しました。

今期計画においても、計画策定の諸段階→委員会の開催→計画書編集の過程を一体的に進めました。

第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の計画とします。

第5章 施策の展開

第1節 人と地域が自立し支え合う温もりあふれるまちづくり

1. 地域でのつながりや交流を深める

【現状と課題】

アンケートの結果や地域支え合い会議の意見から、住民にとっての身近な地域とは、自治会以下の小規模な単位と捉える傾向にあります。地域に対する愛着も深く、住民同士の交流も盛んで、様々な地域行事を行う中でつながりを強め自分たちの地域や集落の機能を維持してきました。しかし独居世帯の増加や高齢化の影響でそのことが次第に困難となっており、「近所づきあいの減少」や「担い手不足」、「地域に問題解決の話し合いの場がない」などの課題が増えています。

誰もが安心して生活できるまちにするためには、地域でのつながりや交流を深め、住民同士の支え合いや助け合いを実行していくことが重要です。

① 昔ながらの近所付き合いの実践

【住民の役割】

- 地域で普段から積極的にあいさつや声かけをしましょう。
- お互いさまの気持ちを持って助け合いましょう。
- 地域で子どもたちの見守りをしましょう。
- 回覧は手渡しし、声かけを行うよう心がけましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 自治会活動の充実を図りましょう。
- 声かけ活動を実践しましょう。
- 隣近所で子どもを見守る体制をつくりましょう。
- 地域で様々な活動を計画し、住民の参加を促しましょう。

【社協の役割】

- 小地域ネットワーク事業の実施と効果の検証を行います。… (1)
- 田畑を活かした地域づくりを進めます。… (2)
- 見守り訪問員を確保し、不安や悩みを真摯に受け止め、住民の心を癒します。… (3)

【行政の役割】

- 自治会や団体の活動が活性化するための各種助成金を交付します。
- 住民や自治会等と積極的に関わり、近所づきあいの大切さについて啓

発します。…①

- あいさつ・声かけ運動を推進します。
- 民生委員児童委員による登校時のあいさつ運動を実施します。…②

② 気楽に集まり話ができる場の確保

【住民の役割】

- 地域での集まりに積極的に参加し、住民同士交流を深めましょう。
- 隣近所で声かけを行い、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 地域の子ども会・老人クラブ・ふれあいサロンなどの交流の場に参加しましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 公民館などを活用し住民が気軽に集まれる場所をつくりましょう。
- 子どもから高齢者まで様々な世代交流が図られる行事を企画し開催しましょう。
- 地域での行事等を積極的に周知し、住民の参加を促進しましょう。

【社協の役割】

- 住民が地域ごとに集まれる拠点づくりの取組みを支援します。… (4)
- 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を行います。… (5)

【行政の役割】

- 自治会館や集会所など地域の拠点施設の整備や維持管理等に必要な支援を行います。
- 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を行います。

③ 小地域ネットワーク事業等の見守り活動による地域での孤立や孤独の解消

【住民の役割】

- 積極的に地域の集まりに参加しましょう。
- 小地域ネットワーク事業などの見守り活動に参加し、ごみ出しなどの簡単な手助けを心がけましょう。
- ご近所に協力してほしいことや、自分ができることを普段から伝えておきましょう。
- 気がついたことや、気になることがあればご近所に相談しましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 普段から地域行事の手伝いや参加の呼びかけを積極的に行いましょう。
- 支援マップを作成し地域の中で支援を必要とする人がいるか把握しましょう。

- I・Uターン者や退職者などに積極的に声かけを行い、関わりを持ちましょう。

【社協の役割】

- ふれあいサロンの実施を支援し、地域住民の安心の拠点作りを行います。… (6)
- 小地域ネットワーク事業を実施し、地域の見守り体制をつくります。… (7)
- 支援マップの作成をサポートします。… (8)
- 見守り訪問員を派遣し、住民の孤独感や孤立感の軽減を図ります。… (9)

【行政の役割】

- 地域で孤立している人等の把握を行い、定期的に訪問を行います。
- ゲートキーパーを養成し、住民の孤独感の解消や心のケアを行います。…
③
- 地域や社協と協働で見守り体制の充実を図ります。…④
- 新たな安否確認システムの構築を検討します。…⑤

2. ふれあいサロンを基盤にしたボランティア育成と地域福祉の推進

【現状と課題】

現在町内 35 地区において「ふれあいサロン」が開催されています。参加者は健康づくりや介護予防の取り組みだけでなく、地域でのつながりを深め、様々な情報の収集や交換を行う場としても活用しています。ここ数年は要支援 1、2 を中心に要介護要支援認定者数が増加傾向にあります。ふれあいサロンを起点に健康づくり、介護予防の取り組みをより一層推進していきます。

地域住民による運営は、地域のボランティア活動の育成にも大きな成果をあげています。一方で、高齢化や担い手不足が深刻な問題となっています。今後も地域住民主体で開催していけるように、問題解決に向けた早急な対応が求められています。

① 地域住民による主体的なふれあいサロン活動の実現

【住民の役割】

- 健康づくりや介護予防のため積極的にふれあいサロンに参加しましょう。
- 「ふれあいサロン」の充実のためボランティアとして積極的に参加しましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- ふれあいサロンの継続開催のために地域でできることを考えてみましょう。
- 自治会活動などを通じてボランティアの育成に取り組みましょう。

【社協の役割】

- ふれあいサロンの内容の充実が図られるようなメニュー作成を行います。…(10)
- ボランティアに関する情報共有の機会を地域に提供します。…(11)
- ボランティア育成に役立つ研修会を企画し実施します。…(12)

【行政の役割】

- ふれあいサロンの運営が安定して行えるよう、地域や社協と一緒に対策を検討し、必要な支援を行います。…⑥

② サロン活動の継続や後継者や担い手確保のための対策

【住民の役割】

- 手伝ってほしいことや、困っていることを地域の方に相談してみましよう。
- 自分にできることが無いか考えてみましよう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 自治会内の住民へ参加を呼び掛けましよう。
- 自治会行事（敬老祝賀会）などと共同で「ふれあいサロン」を開催してみましよう。

【社協の役割】

- 異世代交流を図り、新たな担い手の確保に努めます。…(13)
- ボランティアが確保できるよう必要な支援を積極的に行います。…(14)

【行政の役割】

- 保健師などの専門職を派遣しサロン活動の充実を支援します。
- 送迎体制の充実や運営に必要な具体的支援策を検討します。…⑦

③ ボランティアの育成と生きがい対策

【住民の役割】

- ボランティア学習の場へ積極的に参加しましよう。
- 様々なボランティア活動に気軽に参加してみましよう。
- 地域の中で自分の知識や経験、自由な時間などを活用してみましよう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 困っていることや、労力が必要なときには参加をお願いましよう。
- 誰もが気軽に参加できる仕組みや雰囲気をつくりましよう。
- 住民に積極的に情報を発信しましよう。

【社協の役割】

- ボランティア学習の機会を増やし、住民への啓発活動を行います。…(15)
- ボランティア活動が円滑に行えるよう積極的に支援を行います。…(16)
- 地域支え合い会議を活用して、地域で活動している個人やボランティア団体同士の連携の場を作り、情報共有や地域資源の開発をすすめます。…(17)
- シルバー人材センターの普及啓発と加入促進を図ります。…(18)

【行政の役割】

- 町の広報誌やホームページで、住民のボランティア活動に対する理解と協力を求めます。
- ボランティア養成講座を充実し、手話通訳や要約筆記などのボランティア活動家を増やします。…⑧
- ボランティア団体やNPO法人等公益的活動を行う団体が、地域福祉向上のための役割を担えるよう支援を行います。

3. 暮らしの中の不安や悩みの解消

【現状と課題】

アンケート結果から、暮らしの中の不安や悩みで回答が多かったのが「自分や家族の健康」と「介護や障がいについて」でした。相談相手は自治意識の高さと地域のつながりの強さから家族・親戚・知人・友人と回答した人が多く、役場など公的機関を選んだ人は少数でした。また独居世帯の増加や近所づきあいの減少による影響か、「相談相手がいない」と回答した人も地域に存在しており、そういった人達の相談先の確保が課題です。また自分たちや地域で解決できない生活課題等に専門的・一元的に対応できるよう設置した総合相談窓口を、広く周知し、活用していくことが重要です。

生活面については移動手段確保が困難な地域に、買い物や通院が不便なため暮らしにくいと感じている人が多いです。

① 身近な相談相手の確保

【住民の役割】

- 日ごろから近所の人に悩みや困りごとが相談できる関係をつくりましょう。
- 地域の民生委員児童委員や訪問員などに不安や悩みを早期に相談しましょう。
- 見守り訪問員を活用し、心を癒しましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 自治会の中で、地域の課題や問題について解決するための話し合いを持ちましょう。

- 支援マップを作成し地域の中で支援を必要とする人がいるか把握しましょう。

【社協の役割】

- 様々な不安や悩みに一元的に対応できるよう専門職を配置した総合相談窓口を設置し啓発を行います。…(19)
- 民生委員児童委員、福祉委員、見守り訪問員による相談が充実するよう支援を行います。…(20)

【行政の役割】

- 町の広報誌やホームページで、総合相談窓口の普及に向けた情報提供を行います。…⑨
- 相談窓口に必要な専門職を確保するために必要な支援の充実を図ります。

② 健康づくりや介護予防の取り組みの充実

【住民の役割】

- 「いきいき百歳体操」など身近な健康づくりや介護予防の取り組みに気軽に参加してみましょう。
- 毎年一回は健康診断を受診し、日ごろから健康づくりに心がけましょう。
- 訪問給食サービスを活用し栄養不足にならないように心がけましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域住民が参加しやすいように、移動手段の確保や、雰囲気づくりに心がけましょう。
- 自治会などの様々な活動に健康づくりや介護予防などの取り組みを取り入れてみましょう。
- 配食ボランティアなどに積極的に登録しましょう。

【社協の役割】

- 社協広報や介護予防事業を通じて、健康寿命を延ばすための啓発活動を強化します。…(21)
- 訪問給食の充実を図り、栄養改善や、住み慣れた家での生活を継続できるよう支援します。…(22)
- ボランティア育成のための啓発活動を強化し、配食ボランティアなど地域に必要な人材を確保します。…(23)

【行政の役割】

- 地域での活動に保健師等を派遣し、健康づくりや介護予防の取り組みの一層の推進を図ります。…⑩

- 訪問給食サービスの充実に向け支援策を検討します。…⑪
- 各種取り組みの効果を評価検証し、住民と共有し一層の健康づくり・介護予防意識の向上を図ります。

③ 買い物不便地域の対策の検討

【住民の役割】

- 買い物に困っていることをご近所に相談しましょう。
- 買い物のお手伝いができる人は、普段からご近所に伝えましょう。
- 買い物に出かける際は、ご近所に必要なものがないか声掛けをしてみましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域でできる買い物支援がないか話し合しましょう。
- サロンや地域行事の際に移動販売を利用できる方法を考えてみましょう。
- 地域でできる生活支援策を考えてみましょう。

【社協の役割】

- 行政や商工会と連携し生活支援を行うための新たな事業を検討します。…(24)

【行政の役割】

- 商工会や社会福祉協議会、自治会と連携し情報共有をはかり、地域に必要な買い物支援策の検討を行います。…⑫

④ 生活困窮者への相談支援の充実や実効性のある具体的対策

【住民の役割】

- 困ったことがあるときは、一人で抱えずに身近な人に相談しましょう。
- 気軽に社協や行政などの相談機関を利用しましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域で困っている人や家庭があれば、相談窓口につなげましょう。
- 町や社協からの広報などで身近な相談窓口を確認しましょう。
- 地域の行事を活用し相談窓口に関する情報を地域で共有しましょう。

【社協の役割】

- 生活困窮者自立支援のため、新たに就労準備支援事業や家計相談支援事業に取り組みます。…(25)
- 福祉サービス事業所への就労を支援します。…(26)
- シルバー人材センターなど就労支援団体の周知を図ります。…(27)

【行政の役割】

- 生活困窮者自立支援対策が充実するよう自立相談支援期間と連携して支援策の充実を図ります。…⑬

4. 地域福祉の意識の醸成

アンケートや地域支え合い会議の結果、住民の自治意識が高く身の回りの生活課題は、自分たちの力で解決すべきと考えている人は56%に達しています。このことから地域で話し合いの場が確保できれば地域課題の解決が図られ住みよい地域づくりが進むと思われれます。地域支え合い会議を有効に活用し、住民・自治会・社協・行政がそれぞれの役割について話し合い協働で支えあいの仕組みづくりに取り組み、安心して住み続けられる地域を実現するための地域福祉意識を醸成します。

① 協働により進める地域福祉の意識啓発

【住民の役割】

- 地域で支えあい助け合う意識を持ちましょう。
- 誰もが暮らしやすいまちになるよう、身近な福祉に関することに興味を持ちましょう。
- 自分や家族で解決できない困りごとをご近所と話し合ってみましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域行事に誰もが気軽に参加できる雰囲気をつくりましょう。
- 困りごとの解決が地域でできないか話し合ってみましょう。
- 地域だけ解決できない問題について地域支え合い会議などを活用し行政などと話し合ってみましょう。

【社協の役割】

- 町内5地区で地域支え合い会議を定期的を開催し、地域が抱える課題を明らかにします。…(28)
- 抽出された地域課題解決のための地域支え合い推進会議を開催し、様々な団体で協働による課題解決策を検討します。…(29)

【行政の役割】

- 福祉意識の啓発を行います。
- 地域課題を地域や社協などとの協働により解決するよう取り組みます。
- 推進会議で出された解決策を制度化し、地域や社協等と連携し取り組みます。…⑭

② 福祉教育の推進

【住民の役割】

- 地域福祉に関心を持ち、研修会などに積極的に参加しましょう。
- 家庭で福祉について話し合う機会を持ちましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域でボランティア講座や福祉に関する学習会を開催しましょう。

【社協の役割】

- 地域でのボランティア講座の開催や福祉に関する情報提供の充実を図ります。…(30)

【行政の役割】

- 教育委員会と連携し学校教育における福祉教育を推進し、幼少期から人権や福祉への関心を持ち、地域での助け合いや支えあいを、自ら考え行動できる人材の育成を図ります。…⑮

③ 活動財源の確保

【住民の役割】

- 共同募金のしくみに関心を持ち、募金活動に積極的に参加しましょう。
- 募金の配分金を福祉活動に活かしましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 各種募金活動、啓発活動に積極的に協力しましょう。
- 募金の配分金を福祉活動に活かしましょう。

【社協の役割】

- 共同募金会の活動協力、啓発活動を行います。…(31)
- 島根県、吉賀町等の助成金事業の情報提供を行います。…(32)

【行政の役割】

- 社協と協力し共同募金活動を推進します。…⑯
- 島根県、吉賀町等の助成金事業の情報提供を行います。

第2節 **誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり**

1. 生活に必要な福祉に関する情報入手と相談窓口の設置

アンケート結果などから、地域の強みとして家族や親せき・知人友人とのつながりの強さがあげられます。必要な情報も地域のつながりの中から入手していま

すが、地域における近所づきあいの減少や地域活動の衰退は、住み慣れた地域で安心して生活するために必要な情報の入手を次第に困難にしています。また、地域の保健福祉にかかわる委員の活動状況も浸透していません。一方、社協や役場を相談先として回答された人は、前回結果と比較して増えてきており、相談窓口が少しずつ地域に認識されつつあります。自身や家族、地域で解決できない悩みなどを、担当地域の委員へ相談し、窓口へつないでいく仕組みづくりが必要です。

① 情報提供体制の充実と誰もが気軽に相談できるワンストップ相談窓口の設置

【住民の役割】

- 地域の民生委員児童委員や福祉委員、訪問員の活動に関心を持ちましょう。
- 福祉に関する情報を広報誌・ホームページなどで常に確認しましょう。
- 気になること、わからないことがあれば民生委員児童委員や福祉委員、社協、行政に気軽に相談しましょう。
- 身近な人で福祉の情報を知らない人がいたら、代わりに聞いてあげましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域内に情報が行き届くよう、自治会内の交流を活発にしましょう。
- 民生委員児童委員や福祉委員、訪問員等との交流や情報交換を積極的に行いましょう。
- 情報入手が困難な人を把握し、必要な情報が届く仕組みをつくりましょう。

【社協の役割】

- 必要な情報をわかりやすく提供するよう、広報誌・ホームページの充実を図ります。…(33)
- 地域での支え合いのネットワークを作ります。…(34)
- 地域での困りごとや悩みについて、気軽に相談できる窓口の機能の充実を図ります…(35)
- あらゆる相談に対応でき、ワンストップサービスを実現できるよう体制を強化します。…(36)

【行政の役割】

- 広報誌・ホームページなどの充実や福祉に関するポータルサイトの開設等により、必要な地域福祉に関する情報を迅速にわかりやすく提供します。
- 民生委員児童委員等と連携を取り、生活困窮者や要支援者の情報をいち早く収集し、速やかな相談支援につなげていきます。
- 総合相談窓口の周知・広報を行います。…⑰
- 子育て等に係る困りごとや悩みについて気軽に相談できる窓口を設置します。…⑱

② ふれあいサロンや地域支え合い会議を活用した福祉情報の共有

【住民の役割】

- ふれあいサロンや地域行事に積極的に参加し、様々な福祉に関する情報を共有しましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- ふれあいサロンや地域行事に積極的に参加するよう、地域住民へ呼びかけましょう。
- 地域リーダーや担い手育成のため、地域住民にサポートをお願いしましょう。
- 研修会などに積極的に参加し地域福祉について学習しましょう。
- 自治会内の悩みや課題を、地域支え合い会議で話し合い解決策を一緒に考えましょう。

【社協の役割】

- ふれあいサロンの充実に向けたコーディネーターの確保・育成を図ります。…(37)
- 地域支え合い会議の定期開催と充実を図ります。…(38)
- 社協組織の見直しを行い、サロン充実に向けた支援体制を強化します。…(39)

【行政の役割】

- コーディネーターの確保・育成を支援します。…⑱
- ふれあいサロンを地域で継続できるよう新たな支援策を創設します。…⑳
- 地域ケア会議や地域支え合い会議を活用しニーズを把握し、必要なサービスの情報を迅速に提供します。

③ 保健福祉に関わる委員の活動支援

【住民の役割】

- 地域の民生委員児童委員や福祉委員、訪問員が誰なのかを知りましょう。
- 困ったことがあれば委員に気軽に相談しましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域を担当する民生委員児童委員、福祉委員、訪問員を自治会行事などで地域に紹介しましょう。
- 自治会役員の周知を図り、地域住民とのつながりを深めましょう。
- 困ったことあったら地区担当の委員に気軽に相談しましょう。

【社協の役割】

- 福祉委員や訪問員の研修を充実し、地域の情報収集力を向上し、民生委員児童委員と連携し迅速な支援を行います。…(40)

【行政の役割】

- ひきこもり支援や災害時の支援などの課題について、研修会を開催するなど、民生委員児童委員の活動を支援します。…⑳
- 民生委員児童委員の活動内容等について広報等を活用し広く住民に周知し、地域に根差した民生委員児童委員活動の実現を図ります。…㉑

2. 多様な福祉サービスの基盤の整備

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して生活するため住民が求めているものは、役場に対しては福祉サービスの基盤整備、社会福祉協議会に対しては地域福祉の推進や様々なサービス・情報提供の充実、支え合いの仕組みづくりです。今後の吉賀町の福祉サービスに対する住民の費用負担については、現状維持もしくはこれ以上の費用負担は望まないと回答した人が多く、不足する部分について住民や地域資源を活用した新たな福祉サービス提供の仕組みづくりが求められています。

① 福祉サービス基盤の充実

【住民の役割】

- 住み慣れた地域で生活するために必要だと思う福祉サービスをご近所で話し合ってみましょう。
- 必要な福祉サービスの中に自分たちでできる役割がないか考えてみましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域でできる支えあいや助け合いについて自治会などで話し合い、積極的に取り組んでみましょう。
- 地域で困っている人や手伝いの必要な人を把握し、地域でできることを手伝いましょう。

【社協の役割】

- 総合支援事業実施に必要なコーディネーターを確保し、地域住民や自治会などと連携し、地域福祉事業の充実を図ります。…(41)
- 組織機構の見直しと経営基盤を強化し、安定したサービス提供体制を作りあげます。…(42)
- 自治会などの地域活動を積極的に支援します。…(43)

【行政の役割】

- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図り、在宅福祉サービスを推進します。…⑳
- 障がい者にとって安心して住み続けられるよう必要な施設整備や、各種サービス・相談支援体制の充実を図ります。…㉑
- 子育て支援策の一層の充実を図ります。

② 人材確保・サービスの質の向上

【住民の役割】

- 福祉サービスに苦情がある場合は、事業者にはっきりと伝え、解決できない場合は、身近な相談窓口へ相談しましょう。

【社協の役割】

- 職員研修を充実させ、専門職の育成と人材確保を図ります。…(44)

【行政の役割】

- 事業所に対し、実地指導、集団指導、監査を厳正に実施します。…㉒

③ 適切なサービス利用の促進

【住民の役割】

- 一人一人が健康づくりや介護予防に取り組みましょう。
- 必要なサービスが受けられるよう、日頃から福祉に関心を持ちましょう。
- サービスについてわからないことは、気軽に相談しましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域の住民の状態を把握し、サービス利用へつなげられるよう福祉に関する情報を日頃から自治会内で共有しましょう。
- 支援が必要と思う人を、相談窓口につなぐ役割を担いましょう。

【社協の役割】

- 自治会や地域の民生委員児童委員などと連携し、サービスが必要な人を把握し、適正なサービス利用につなげられるよう取り組みます。…(45)

【行政の役割】

- 地域ケア会議を活用し、多職種間の連携を図り、速やかで効果的なサービスを提供できるよう取り組みます。…㉓
- 福祉に関する情報提供をわかりやすく行い、利用者が適切なサービスを選択できるよう支援します。

第3節 **地域で安心して暮らすための基盤づくり**

1. 福祉サービスを必要とする人の人権の確保

【現状と課題】

人権はすべての人に認められた権利であり、地域福祉推進において、支援を必要とする人の人権を守り、虐待などを防止することは必要不可欠です。そのために様々な支援制度がありますが、地域全体に広く普及している状況にはなく、権利擁護にかかわる事業や制度の一層の周知啓発が必要です。

① 権利擁護の推進

【住民の役割】

- 人権について学習し、周りの人にやさしい気持ちを持ちましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について正しい知識を持ちましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 権利擁護についての制度や事業について学習会を開きましょう。

【社協の役割】

- 権利擁護研修を実施し、職員の人権意識の向上を図ります。…(46)

【行政の役割】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について広報等で周知を図ります。…²⁷
- 親族申し立て等が困難な方の、早期サービス利用実現のため町長申し立てを速やかに行えるよう体制を整備します。
- 市民後見人の等の第三者後見の担い手確保に努めます。

② 虐待防止体制の充実

【住民の役割】

- 虐待に関する研修会に積極的に参加しましょう。
- 虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、すぐに役場や警察などに通報しましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 自治会内で研修会を行い、虐待防止や早期発見に努めましょう。

【社協の役割】

- 専門職と連携し虐待の未然防止や早期発見に努めます。…(47)

【行政の役割】

- 住民への啓発について、あらゆる媒体を活用し行います。
- 通報があった場合、迅速に対応できるよう虐待防止対応マニュアルの充実を図ります。…⑳
- 警察・児童相談所・社会福祉協議会等と連携し虐待防止に向けたネットワークづくりに取り組みます。

2. 誰もが暮らしやすい環境整備

【現状と課題】

アンケート結果から、町内において暮らしにくいと感じる原因の1位が「交通が不便」です。2位3位は「買い物が不便」「医療機関が遠い」となっており、移動手段の確保が困難なことが関連していると思われます。また障がい者にとって暮らしにくい地域であると感じる人の割合が多く、改善に向けた対策が急がれます。

① 移動・外出支援の充実

【住民の役割】

- 近所に移動が困難な人がいたら、買い物などの際に声掛けを行い、できる範囲で支援しましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 移動が困難な人の外出支援について、地域でできることがないか話し合ってみましょう。

【社協の役割】

- 移送サービスの充実を図ります。…(48)

【行政の役割】

- 「吉賀町地域公共交通網形成計画」に基づき、地域住民の生活に寄り添った公共交通体系の整備に取り組みます。…㉑

② バリアフリーのまちづくり

【住民の役割】

- 利用しにくい公共施設などがあった場合、意見要望を役場などに伝えましょう。
- 障がいにより情報収集や施設利用等が困難な場合は、意見要望を役場などに伝えましょう。

- 身の回りに不便を感じている人がいたら、役場や社協などに伝えましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域の要望や改善個所を役場に伝えましょう。
- 地域内に情報収集や施設利用等が困難な人がいたら、役場や社協等に伝えましょう。

【社協の役割】

- 事業所内のバリアフリー化を推進し、利用者の利便性の向上に努めます。…(49)
- すべてのひとに必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。…(50)
- 研修会や講演会等に手話通訳や要約筆記を配置します。…(51)

【行政の役割】

- 公共施設のバリアフリー化を一層推進します。…^⑩
- すべてのひとに必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。…^⑪
- 研修会や講演会等に手話通訳や要約筆記を配置します。…^⑫

③ ICT 化の促進

【住民の役割】

- スマホやタブレット等を有効活用し、情報を共有したり、相談や意見要望を伝えましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- スマホやタブレット等を有効活用し、地域へ情報を発信したり、地域の意見要望を伝えましょう。

【社協の役割】

- ICT 化を推進し、医療と介護の情報のシームレス化を図り、利用者の支援体制の向上を図ります。…(52)
- 必要な人に必要な情報がより早く公平に伝わるよう伝達方法の改善を図ります。…(53)
- 会議や研修会、講演会等にオンラインシステムを活用します。…(54)

【行政の役割】

- ICT 化を推進し、医療と介護の情報のシームレス化に協力します。…^⑬
- 業務委託施設の通信環境の整備を検討します。

3. 災害時の避難等に必要となる要支援者の把握や情報伝達

地域における近所付き合いの減少や高齢化等により、災害時の避難の際に支援者が不在のため避難が困難だと回答された方が地域におられます。昔は当たり前であった隣近所の家の様子が掴めず、そういった方々が災害時に取り残される危険性があります。また緊急時の聴覚障害者や近年増加傾向の外国人等への伝達方法の整備や、避難所における新型コロナウイルス等感染症に対する感染予防対策の徹底等新たな課題への対応が求められています。

① 要支援者の把握と地域防災の推進

【住民の役割】

- 防災について日頃から意識を持ちましょう
- 近所に自力で避難できない人がいないか常に気を配りましょう。
- 避難できないと思う人は隣近所や自治会、民生委員児童委員に相談してみましょう。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 地域で避難困難な人や情報入手が困難な人がいないか点検しましょう。
- 自主防災組織について研修し、立ち上げを行いましょ。
- 地域で防災訓練に取り組みましょ。

【社協の役割】

- 日頃の福祉活動を通じて要支援者の把握を行い、自治会や行政と連携し情報共有を図ります。…(55)
- 災害ボランティア研修会を開催し災害時に対応できるよう体制をつくりまします。…(56)

【行政の役割】

- 災害時に、民生委員児童委員や消防団などの関係機関に速やかに要支援者の情報が伝達できるよう体制を整備まします。…③④
- 消防団への加入を促進まします。

② 災害時の支援体制

【住民の役割】

- 災害時の避難場所の把握を日頃から心がけましょ。
- 避難の際は隣近所で声を掛け合いましょ。

【自治会・公民館・団体の役割】

- 日頃から防災訓練を行い支援体制の確認をましょ。
- 緊急時には自主的に避難所の開設を行いましょ。

【社協の役割】

- 防災ボランティアセンターがスムーズに運営できる体制をつくります。…(57)
- 災害ボランティアに関する体制を整備します。…(58)
- 災害要支援者マップづくりを行い要支援者の把握に努めます。…(59)

【行政の役割】

- 要支援者の把握を行い、災害時に迅速に避難誘導が行えるよう関係機関の連携を強化します。…③⑤
- 自主防災組織の立ち上げや維持について支援を行います。…③⑥
- 誰にも避難等の災害時に必要な情報が伝わるよう伝達方法の充実を図ります。…③⑦
- 避難所での感染症予防対策を徹底します。…③⑧

③ 安否確認や声掛け

【住民の役割】

- 地域でできる旗揚げ確認や声掛けなど見守り活動に参加しましょう

【自治会・公民館・団体の役割】

- お互いに支えあい助け合う「お互いさま」意識の普及活動に取り組みましょう。
- 日頃から独居高齢者や子どもへの声かけやあいさつをしましょう。

【社協の役割】

- 小地域ネットワーク事業・訪問員・配食サービス・戸別訪問・傾聴ボランティアなどの充実を図り見守り体制を構築します。…(60)

【行政の役割】

- 緊急通報システムやその他安否確認のための制度を検討します。…③⑨

第6章 実施計画

第1節 『吉賀町地域福祉計画』実施計画

基本目標1 人と地域が自立し支えあう温もりあふれるまちづくり

方策1 地域でのつながりや交流を深める

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
①昔ながらの近所付き合いの実践	行政の役割① 住民や自治会等と積極的に関わり、近所づきあいの大切さについて啓発します。	旧町村単位 5 地区の連合自治会の集まりに出席し、意見交換等を行い、近所づきあいの大切さについて話し合う場を確保します。	毎年1回	→				
	行政の役割② 民生委員児童委員による見守り活動を継続します。	民生委員児童委員による、児童生徒に対する登校時のあいさつ運動を継続します。	毎年2回	→				
③見守り活動による地域での孤立や孤独の解消	行政の役割③ <u>ゲートキーパー</u> ※を養成し、住民の孤独感の解消や心のケアを行います。	ゲートキーパー養成の講習会を毎年開催します。	毎年1回	→				
	行政の役割④ 地域や社協と協働で見守り体制の充実を図ります。	新たなモデル事業を実施し、担い手確保・後継者育成等の支援策を充実します。	施策検討	実施	検証・改善	→		
	行政の役割⑤ 新たな安否確認システムの構築を検討します。	地域支えあい会議を活用し、地域でできる見守り体制の検討を行います。	毎年2回	→				

※ゲートキーパー・・・地域や職場で発せられる自死のサインにいち早く気づき、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。

方策2 ふれあいサロンを基盤にしたボランティア育成と地域福祉の推進

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R3	R4	R5	R6	R7
① 地域住民による主体的なサロン活動の実現	行政の役割⑥ ふれあいサロンの運営が安定して行えるよう、地域や社協と一緒に対策を検討し、必要な支援を行います。	新たなモデル事業を実施し、担い手確保・後継者育成等の支援策を充実します。	施策検討	実施	検証・改善	→	
② サロン活動の継続や後継者、担い手確保のための方策	行政の役割⑦ 送迎体制の充実や運営に必要な具体的支援策を検討します。	新たなモデル事業を実施し、担い手確保・後継者育成等の支援策を充実します。	施策検討	実施	検証・改善	→	
③ ボランティアの育成と生きがい対策	行政の役割⑧ ボランティア養成講座を充実し、手話通訳や要約筆記などのボランティア活動家を増やします。	手話通訳・要約筆記従事者の養成を行います。	実施	→			

方策3 暮らしの中の不安や悩みの解消

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 身近な相談相手の確保	行政の役割⑨ 町の広報誌やホームページで、総合相談窓口の普及に向けた情報提供を行います。	吉賀町福祉センターに設置した総合相談窓口について広く周知を図っていきます。	広報活動	—————▶				
② 健康づくりや介護予防の取り組みの充実	行政の役割⑩ 地域での活動に保健師等を派遣し、健康づくりや介護予防の取り組みの一層の推進を図ります。	ふれあいサロンを中心に「いきいき百歳体操」の普及を図ります。	実施地区 29箇所	実施地区 30箇所	実施地区 31箇所	実施地区 32箇所	実施地区 33箇所	
	行政の役割⑪ 訪問給食*サービスの充実に向け支援策を検討します。	訪問給食サービスに携わるボランティアの確保、見守り活動の強化について社協と協力して改善に取り組みます。	検証・改善	—————▶				
③ 買い物不便地域対策の検討	行政の役割⑫ 商工会や社会福祉協議会、自治会と連携し情報共有をはかり、地域に必要な買い物支援策の検討を行います。	地域支えあい会議等でモデル事業を検討し実施します。	事業検討	モデル地区 指定・試行	評価検証	実施	—————▶	
④ 生活困窮者への相談支援の充実や実効性のある具体的対策	行政の役割⑬ 生活困窮者自立支援対策が充実するよう、自立相談支援機関と連携して支援策の充実を図ります。	自立相談支援機関と密に連携するため、毎月会議に参加し、生活困窮者の情報共有等に努めます。	毎月1回	—————▶				

※訪問給食・・・高齢者等の栄養のある食事の確保のために配食を行う。現在は、週に2回程度夕食分を配達している。

方策4 地域福祉の意識の醸成

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 協働により進める地域福祉の意識啓発	行政の役割⑭ 推進会議で出された解決策を制度化し、地域や社協等と連携し取り組みます。	地域支えあい推進会議から出された、地域課題の解決のための施策検討をロードマップ会議※で実施します。	年1回	→				
② 福祉教育の推進	行政の役割⑮ 教育委員会と連携し学校教育における福祉教育を推進し、幼少期から人権や福祉への関心を持ち、地域での助け合いや支えあいを、自ら考え行動できる人材の育成を図ります。	小中学校のサマーボランティア※事業を活用し、地域福祉の大切さを啓発します。	年1回	→				
③ 活動財源の確保	行政の役割⑯ 社協と協力し共同募金活動を推進します。	広報誌等活用し、広く周知を図っていきます。	広報活動	→				

※ロードマップ会議・・・各会議での課題を集約し、実現させるための作戦会議、どこにつなげればよいか交通整理を行う場。

※サマーボランティア・・・小学生、中学生、高校生が夏休みを利用して行う、保育所や老人ホーム等でのボランティア活動。

基本目標 2 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

方策 1 生活に必要な福祉に関する情報入手と相談窓口の設置

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 情報提供体制の充実と誰もが気軽に相談できるワンストップ相談窓口※の設置	行政の役割⑰ 総合相談窓口の周知・広報を行います。	子育て等に係る総合的窓口設置について広報を活用した周知を行います。	広報活動	→				
	行政の役割⑱ 子育て等に係る困りごとや悩みについて気軽に相談できる窓口を設置し支援を強化します。	子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。	年1回以上実施	→				
② ふれあいサロンや地域支えあい会議を活用した福祉情報の共有	行政の役割⑲ コーディネーター※の確保・育成を支援します。	コーディネーターを対象とした地域づくりに関する研修会を開催します。	年1回以上開催	→				
	行政の役割⑳ ふれあいサロンを地域で継続できるように新たな支援策を創設します。	新たなモデル事業を実施し、担い手確保・後継者育成等の支援策を充実します。	施策検討	実施	検証・改善	→		
③ 保健福祉に関わる委員の活動支援	行政の役割㉑ ひきこもり支援や災害時の支援などの課題について、研修会を開催するなど民生委員児童委員の活動を支援します。	町主催の研修会を毎年1回以上開催し、民生委員児童委員の活動を支援します。	年1回以上開催	→				
	行政の役割㉒ 民生委員児童委員の活動内容等について広報等を活用し広く住民に周知し、地域に根差した民生委員児童委員活動の実現を図ります。	民生委員児童委員の活動内容を毎年広報誌で紹介し、地域への周知を図ります。	年1回広報掲載	→				

※ワンストップ相談窓口・・・ひとつの窓口で、あらゆる相談に対応する相談体制のこと。必要に応じて様々な団体や機関と連携を図る。

※コーディネーター・・・ある要望とそれに対応する人やサービスなどを調整する人のこと。

方策2 多様な福祉サービスの基盤の整備

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
①福祉サービス基盤の充実	行政の役割⑳ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図り、在宅福祉サービスを推進します。	住み慣れた自宅で生活できるよう介護予防・日常生活支援総合事業や在宅福祉サービス基盤を整備します。	施策検討	実施	検証・改善	→		
	行政の役割㉑ 障がい者にとって安心して住み続けられるよう必要な施設整備や、サービスや相談支援体制の充実を図ります。	吉賀町障がい者施設整備基本計画に基づき整備した施設の運営・充実していきます。	地域活動支援センターよしかの里運営	→				
②人材確保・サービスの質の向上	行政の役割㉒ 事業所に対し、実地指導、集団指導、監査を厳正に実施します。	法令等に基づき必要な指導・監査を実施します。	実施	→				
③適切なサービス利用の促進	行政の役割㉓ 地域ケア会議※を活用し、多職種間の連携を図り、速やかで効果的なサービスを提供できるよう取り組みます。	地域ケア会議を適時開催し、多職種連携による効果的なサービスを提供します。	地域ケア会議開催	→				

※介護予防・日常生活支援総合事業・・・介護保険の改定により、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

※地域ケア会議・・・地域包括ケア実現のため、地域の実情にそって、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議です。具体的には、多職種で話し合う場を設け、問題解決にあたるものです。

基本目標3 地域で安心して暮らすための基盤づくり

方策1 福祉サービスを必要とする人の人権の確保

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 権利擁護の促進	行政の役割⑳ 成年後見制度 [※] や日常生活自立支援事業 [※] について広報等で周知を図ります。	広報誌に掲載し、権利擁護についての正しい知識と制度の周知を図ります。	年1回 広報掲載					→
② 虐待防止体制の充実	行政の役割㉑ 通報があった場合迅速に対応できるよう虐待防止対応マニュアルの充実を図ります	すべての虐待事例に迅速に対応できるよう、虐待防止対応マニュアルの見直しを行います。	マニュアル 見直し					→

※成年後見制度・・・精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

※日常生活自立支援事業・・・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

方策2 誰もが暮らしやすい環境整備

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 移動・外出支援の充実	行政の役割⑲ 「吉賀町地域公共交通網形成計画」に基づき、地域住民の生活に寄り添った公共交通体系の整備に取り組みます。	住民が、より利用し易い公共交通となるよう、運行形態や車両のバリアフリー化等、改善を図ります。	検証・改善					
② バリアフリーのまちづくり	行政の役割⑳ 公共施設のバリアフリー※化を一層推進します。	バリア点検を実施し、バリアの発見及び改善を図ります。	点検年1回改善					
	行政の役割㉑ すべてのひとに必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。	既存の伝達方法に合理的配慮※が為されているか常に検証や改善を行います。	検証・改善					
	行政の役割㉒ 研修会や講演会等に手話通訳や要約筆記を配置します。	手話通訳・要約筆記従事者の養成を行います。	配置					
③ ICT 化の促進	行政の役割㉓ ICT※化を推進し、医療と介護の情報のシームレス※化に協力します。	社協と協力して ICT 化を促進します。	施策検討					

※デマンドバス・・・定まった路線を走るのではなく、利用者の呼出しに応じることにより適宜ルートを変えて運行されるバスのこと

※バリアフリー・・・段差や物理的障壁などのバリアを取り除き、誰もが移動しやすく、使いやすい環境整備をすること。

※合理的配慮・・・障害者差別解消に基づき、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと

※ICT・・・Information and Communication Technology の略。インターネットをはじめとした通信技術を用いて円滑なコミュニケーションを図ろうとするサービスや技術のこと。

※シームレス・・・途切れのない、継ぎ目のない、縫い目のない、等の意味を持つ英単語。複数の要素が繋ぎ合わされている時に、その繋ぎ目が存在しない、或いは認識できない、気にならない状態のこと

方策3 災害時の避難等に必要な要支援者の把握や情報伝達

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 要支援者の把握と地域防災の推進	行政の役割③④ 災害時に民生委員児童委員や消防団などの関係機関に速やかに要支援者の情報が伝達できるよう体制を整備します。	情報の更新を定期的に行い、要支援者の状況把握に努めます。	毎年1回 状況調査	→				
② 災害時の支援体制	行政の役割③⑤ 要支援者の把握を行い、災害時に迅速に避難誘導が行えるよう関係機関の連携を強化します。	情報の更新を定期的に行い、要支援者の状況把握に努めます。	毎年1回 状況調査	→				
	行政の役割③⑥ 自主防災組織の立ち上げや維持について支援を行います。	旧町村単位 5 地区の連合自治会の集まりに出席し、意見交換等を行い、近所付き合いの大切さについて話し合う場を確保します。	毎年1回	→				
	行政の役割③⑦ 誰にも避難等の災害時に必要な情報が伝わるよう伝達方法の充実を図ります。	聴覚障がい者や外国人へのわかりやすい情報伝達方法を導入します。	事業検討・実施	評価検証・改善	→			
	行政の役割③⑧ 避難等での感染予防対策を徹底します。	マニュアル*に基づき感染予防を徹底します。	随時対応	→				
③ 安否確認や声かけ	行政の役割③⑨ 緊急通報システム*やその他安否確認のための制度を検討します。	緊急通報システムについて、定期的に制度の周知を行います。	毎年1回	→				

*マニュアル・・・令和2年6月に吉賀町で策定した「避難所における感染症予防対策マニュアル」

※緊急通報システム・・・独居高齢者等が緊急事態発生時に契約先の警備会社等に異変を知らせるための装置のこと。

第2節 『吉賀町地域福祉活動計画』実施計画

基本目標1 人と地域が自立し支えあう温もりあふれるまちづくり

方策1 地域でのつながりや交流を深める

19

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R3	R4	R5	R6	R7
①昔ながらの近所付き合いの実践	社協の役割(1) <u>小地域ネットワーク事業</u> ※の実施と効果の検証を行います。	自治会等で事業の周知を図り、実施地区を増やします。 見守り表や、地域との情報共有の在り方を検討し、より見守りやすい体制を作ります。	広報活動年2回 26地区実施 検討	広報活動年2回 27地区実施 新しい見守り体制実施	広報活動年2回 28区実施	広報活動年2回 29地区実施	広報活動年2回 30地区実施
	社協の役割(2) <u>田畑を生かした地域づくり</u> を進めます。	障がい者等の就労支援の場として活用していきます。	ニーズ調査	検討	事業実施		
	社協の役割(3) <u>見守り訪問員</u> ※を確保し、不安や悩みを真摯に受け止め、住民の心を癒します。	見守り訪問員の担い手を増やしていきます。 活動を円滑に実施できるようサポートを行います。	担い手の募集 ボラ人数9人 研修会の実施 広報活動 利用件数9件	研修会 ボラ人数10人 広報活動 利用件数10件 スキルアップ研修	研修会 ボラ人数11人 広報活動 利用件数11件 スキルアップ研修	研修会 ボラ人数12人 研修会の実施 広報活動 利用件数12件	研修会 ボラ人数13人 広報活動 利用13人 スキルアップ研修
②気楽に集まり、話ができる場の確保	社協の役割(4) <u>住民が地域ごとに集まれる拠点づくり</u> の取り組みを支援します。	住民が自主的・主体的に運営する「小さな集い」を支援します。	広報 小さな集いの支援 20か所				
	社協の役割(5) <u>子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</u> を行います。	子育て親子の交流の場を作ります。	調査。検討	実施準備	事業実施1か所		
③見守り活動による地域での孤立や孤独の解消	社協の役割(6) <u>ふれあいサロン</u> ※の実施を支援し、地域住民の安心の拠点作りを行います。	サロンボランティアへのサポートを行います。 サロンの継続実施に努めます。 未実施地区の解消に取り組みます。	交流会開催 サロンメニュー作成 35地区実施 未実施地区の解消	交流会開催			
	社協の役割(7) <u>小地域ネットワーク事業</u> を実施し、地域の見守り体制を作ります。	自治会等で事業の周知を図り、実施地区を増やします。 見守り表や、地域との情報共有の在り方を検討し、より見守りやすい体制を作ります。	広報活動年2回 26地区実施 検討	広報活動年2回 27地区実施 新しい見守り体制実施	広報活動年2回 28区実施	広報活動年2回 29地区実施	広報活動年2回 30地区実施
	社協の役割(8) <u>支え合いマップ</u> ※の作成をサポートします。	サロンや防災組織等と共に支え合いマップを作成します。	新規2箇所実施 見直し支援2か所				
	社協の役割(9) <u>見守り訪問員</u> を派遣し、住民の孤独感や孤立感の軽減を図ります。	見守り訪問員の担い手を増やしていきます。 活動を円滑に実施できるようサポートを行います。	担い手の募集 ボラ人数9人 研修会の実施 広報活動 利用件数9件	研修会 ボラ人数10人 広報活動 利用件数10件 スキルアップ研修	研修会 ボラ人数11人 広報活動 利用件数11件 スキルアップ研修	研修会 ボラ人数12人 研修会の実施 広報活動 利用件数12件	研修会 ボラ人数13人 広報活動 利用13人 スキルアップ研修

※小地域ネットワーク事業・・・対象者を担当の住民が、見守りチェック表を基に、見守る活動。

※見守り訪問員・・・定期的な見守り訪問。軽度な作業の手伝いなどを実施する。月に2回の訪問で有料となっている。

※ふれあいサロン・・・小地域で開催される集まりの場。月に1回程度開催される

※支え合いマップ・・・AさんはBさんが買物支援、Cさんは災害時にDさんが手助けをするなどの関係性を地域の地図上に記載し、可視化したもの。

方策2 ふれあいサロンを基盤にしたボランティア育成と地域福祉の推進

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
①地域住民による主体的なサロン活動の実現	社協の役割(10) ふれあいサロンの内容の充実が図れるようなメニューの作成を行います。	レクリエーション [※] 等が得意な人や団体を発見し、社会資源をリスト化します。	調査メニューに追加					→
		メニュー表が生かせるよう、サロンリーダーへの周知、各種団体との調整を図ります。	メニュー表の活用 メニュー表の更新 半年間票作					→
	社協の役割(11) ボランティアに関する情報共有の機会を地域に提供します。	ボランティアが交流を図る機会を提供します。	ボランティアありがとう会開催年1回					→
		地域支え合い会議や民児協 [※] などでボランティア活動や状況を報告します。	ボランティア活動の報告					→
社協の役割(12) ボランティア育成に役立つ研修会を企画し実施します。	各種ボランティアの育成研修やスキルアップの研修を開催します。	隔月研修開催					→	
②サロン活動の継続や後継者の確保のための方策	社協の役割(13) 異世代交流を図り、新たな担い手の確保に努めます。	異世代交流の場を作ります。	実施1か所	検証・改善				→
		子育て世代と高齢者が集えるサロンを作ります。	モデル地区選定 子育て世代への意向調査	モデル地区実施	検証・改善			→
	社協の役割(14) ボランティアが確保できるような支援を積極的に行います。	サロンの準備や1日の段取りを細分化し、気軽にボランティアに参加しやすくなるよう呼びかけを行います。	サロンの分析 広報活動	広報活動				→
③ボランティアの育成と生きがい対策	社協の役割(15) ボランティア学習の機会を増やし、住民への啓発活動を行います。	講演会の開催や、各種団体の会合の場での研修などに勤めます。	各種研修 各団体への研修					→
		ボランティア活動に関する広報をします。	隔月の社協便り HP掲載					→
	社協の役割(16) ボランティア活動が円滑に行えるよう積極的に支援を行います。	ボランティアが交流を図る機会を提供します。	ボランティアありがとう会開催年1回					→
		地域支え合い会議や民児協 [※] などでボランティア活動や状況を報告します。	ボランティア活動の報告					→
	社協の役割(17) <u>地域支え合い会議</u> [※] を活用して、地域で活動している個人やボランティア団体同士の連携の場を作り、情報共有や地域資源の開発を進めます。	地域活動とボランティア活動が横のつながりを持ち、互いに有益な関係が築けるよう働きかけます。	ボランティア活動の報告					→
社協の役割(18) <u>シルバー人材センター</u> [※] の普及啓発と加入促進をはかります。	受注件数の拡大のために、広報活動に努めます。	広報活動 受注件数 700	広報活動 受注件数 705	広報活動 受注件数 710	広報活動 受注件数 715	広報活動 受注件数 720		→
	会員の加入促進のために、就業拡大を図ります。	広報活動 就業先の開拓 会員数 90人	広報活動 就業先の開拓 会員数 100人	広報活動 就業先の開拓 会員数 105人	広報活動 就業先の開拓 会員数 110人	広報活動 就業先の開拓 会員数 115人		→

※レクリエーション・・・気晴らしや交流を目的とした余暇活動。

※民児協・・・民生委員児童委員協議会の略、民生委員児童委員の会合

※地域支え合い会議・・・自治会長や民生児童委員など地域で活動している人たちの協議の場、旧町村単位5箇所で開催。
 ※シルバー人材センター・・・60歳以上の会員で構成される組織。住民や企業からの仕事の依頼を受け、草刈や掃除などを行っている。

方策3 暮らしの中の不安や悩みの解消

64

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
①身近な相談相手の確保	社協の役割(19) 様々な不安や悩みに一元的に対応できるよう専門職を配置した総合相談窓口を設置し啓発を行います。	総合相談窓口の周知を図ります。	広報活動	→				
		何でも相談会、行政相談会の見直し及び実施、周知を図ります。	見直しの話し合い年1回 何でも相談24回 行政相談24回 弁護士11回 公証人2回 行政書士3回 介護相談4回	→				
	社協の役割(20) 民生委員児童委員、福祉委員※、見守り訪問員による相談が充実するよう支援を行います。	身近な相談窓口があることの周知を図ります。 福祉委員の研修会を開催します。 身近な相談窓口と社協との連携がなされるよう関係の構築に努めます。	広報活動 研修会1回 各種研修会 職員教育	→				
②健康づくりや介護予防の取り組みの充実	社協の役割(21) 社協広報や介護予防事業を通じて、 <u>健康寿命</u> ※を延ばすための啓発活動を強化します。	介護予防教室等の介護予防事業を実施します。	100回実施 延べ2,200人参加	100回実施 延べ2,300人参加	実施回数検討 延べ2,350人参加	実施回数検討 延べ2,400人参加	実施回数検討 延べ2,450人参加	
		サロンやボランティアなど生きがいにつながる情報を提供します。	広報活動	→				
		住民運営の集いの場を作っていきます。(いきいき百歳体操など)	29箇所	30箇所	31箇所	32箇所	33箇所	
	施設の入居者がサロンや地域の行事、集いに参加できるよう情報を提供します。	情報提供 参加3か所	情報提供 参加4か所	情報提供 参加5か所	情報提供 参加6か所	情報提供 参加7か所		
	社協の役割(22) <u>訪問給食</u> ※の充実を図り、栄養改善や、住み慣れた家での生活を継続できるよう支援します。	事業の適正な実施を図ります。	広報活動 アンケート調査 アンケート分析 事業再編検討	広報活動 事業再編実施	広報活動	→		
		栄養士による献立の作成を行います	継続	→				
社協の役割(23) ボランティア育成のための啓発活動を強化し、配食ボランティアなど地域に必要な人材を確保します。	サロンの準備や1日の段取りを細分化し、気軽にボランティアに参加しやすくなるよう呼びかけを行います。	サロンの分析 広報活動	広報活動	→				
③買い物不便地域対策の検討	社協の役割(24) 行政や商工会と連携し生活支援を行うための新たな事業を検討します。	具体的な支援策を協議し実施します。	支援策協議 モデル地区選定	モデル事業実施	事業実施	→		
④生活困窮者	社協の役割(25) 生活困窮者自立支援のため、就	広報活動等を行い生活困窮の相談件数の増加を図ります。	広報活動 相談件数20件	広報活動 相談件数25件	広報活動 相談件数30件	広報活動 相談件数35件	広報活動 相談件数40件	

への相談支援の充実や実効性のある具体的対策	労準備支援事業や家計相談支援事業に取り組みます。	就労準備支援事業を実施し、就労相談件数と就労件数の増加を図ります。	ハローワーク等との連携 就労相談件数新規1件 就労先の開拓					
		家計改善を図り、安定した生活が送れるよう家計相談支援事業に取り組みます。	事業の実施 相談件数新規2件					
	社協の役割(26) 福祉サービス事業所への就労を支援します。	福祉サービス事業所への就労を積極的に呼びかけます。	広報活動 就労支援					
	社協の役割(27) シルバー人材センターなど就労支援団体の周知を図ります。	受注件数の拡大のために、広報活動に努めます。	広報活動 受注件数 700	広報活動 受注件数 705	広報活動 受注件数 710	広報活動 受注件数 715	広報活動 受注件数 720	

※福祉委員・・・社協便りの広報など福祉の情報伝達をお願いしている委員。各地区の自治会等で選任されている。
 ※健康寿命・・・日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
 ※訪問給食・・・高齢者等の栄養のある食事の確保のために配食を行う。現在は、週に2回程度夕食分を配達している。

方策4 地域福祉の意識の醸成

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
①協働により進める地域福祉の意識啓発	社協の役割(28) 町内5地区で地域支え合い会議を定期的で開催し、地域が抱える課題を明らかにします。	地域支え合い会議の開催を実施し、課題抽出等の協議のサポートを行います。	2回実施					
	社協の役割(29) 抽出された地域課題解決のための地域支え合い推進会議※を開催し、様々な団体で協働による課題解決策を検討します。	各地域の課題を話し合い、共通する大きな課題について解決策を協議します。	1回実施					
②福祉教育の推進	社協の役割(30) 地域でのボランティア講座の開催や福祉に関する情報提供の充実を図ります。	小学校や中学校で福祉に関する啓発を行います。	マボボランティア 街頭募金 福祉教育2校					
		吉賀中学校「結プロジェクト」への協力・支援を行います。	支援・協力					
		地域支え合い会議や民児協※などでボランティア活動や状況を報告します。	ボランティア活動の報告					
③活動財源の確保	社協の役割(31) 共同募金会の活動協力、啓発活動を行います	各種ボランティアの育成研修やスキルアップの研修を開催します。	隔月研修開催					
		各種募金活動への協力と研修会、広報、HP等を活用し啓発を行います。	募金活動 ちらしの配布 広報、HP 研修会					

	社協の役割(32) 島根県、吉賀町等の助成金事業の情報提供を行います。	広報、ホームページ等で周知を図ります。	広報活動				
--	-------------------------------------	---------------------	------	--	--	--	--

※地域支え合い推進会議・・・旧町村単位で開催している地域支え合い会議のメンバーで、全町的な課題を協議する場。
 ※サマーボランティア・・・小学生、中学生、高校生が夏休みを利用して行う、保育所や老人ホーム等でのボランティア活動。

基本目標 2 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

方策 1 生活に必要な福祉に関する情報入手と相談窓口の設置

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
① 情報提供体制の充実と誰もが気軽に相談できるワンストップ相談窓口*の機能の充実	社協の役割(33) 必要な情報をわかりやすく提供できるよう、広報誌・ホームページの充実を図ります。	福祉サービスの情報提供の充実を図ります。	広報活動					
	社協の役割(34) 地域での支え合いネットワークを作ります。	見守り表や、地域との情報共有の在り方を検討し、より見守りやすい体制を作ります。	検討	新しい見守り体制実施				
	社協の役割(35) 地域での困りごとや悩みについて、気軽に相談できる窓口の機能の充実を図ります。	総合相談窓口の周知を図ります。	広報活動					
	社協の役割(36) あらゆる相談に対応でき、ワンストップサービスを実現できるよう体制を強化します。	職員の専門性の向上に努めます。	各種研修会参加 資格取得支援					
		社協内部の連絡を密にし支援体制の強化に努めます。	連絡会議 12 回					
② ふれあいサロンや地域支え合い会議を活用した福祉情報の共有	社協の役割(37) ふれあいサロンの充実に向けたコーディネーター*の確保・育成を図ります。	各種研修への参加します。	コーディネーターの確保・育成					
	社協の役割(38) 地域支え合い会議の定期開催と充実を図ります。	地域支え合い会議を年 2 回実施し、新たに地域支え合い推進会議を実施します。	地域支え合い会議年 2 回 地域支え合い推進会議年 1 回					
	社協の役割(39) 社協組織の見直しを行い、サロン充実に向けた支援体制を強化します。	社協法人内のデイサービスや訪問看護など専門職が講演をする機会を作ります。	メニュー表作成 年 10 回以上の実施					
③ 保健福祉に関わる委員の活動支援	社協の役割(40) 福祉委員や訪問員の研修を充実し、地域の情報集中力を向上し、民生委員・児童委員と連携し迅速な支援を行います。	身近な相談窓口と社協との連携がなされるよう関係の構築に努めます。	各種研修会 職員教育					

*ワンストップ相談窓口・・・ひとつの窓口で、あらゆる相談に対応する相談体制のこと。必要に応じて様々な団体や機関と連携を図る。

*コーディネーター・・・ある要望とそれに対応する人やサービスなどを調整する人のこと。

方策2 多様な福祉サービスの基盤の整備

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
①福祉サービス基盤の充実	社協の役割(41) 総合支援事業※実施に必要なコーディネーターを確保し、地域住民や自治会などと連携し、地域福祉事業の充実を図ります。	社協に第1層コーディネーター※を配置し、資質向上を図ります。 地域の第2層コーディネーター※を確保・養成していきます。	養成研修 職員配置 2層コーディネーターとの連携	→				
	社協の役割(42) 組織機構の見直しと経営基盤を強化し、安定したサービス提供体制を作ります。	新創造計画※の具体的計画を推進します。	継続	→				
	社協の役割(43) 自治会等の地域活動を積極的に支援します。	支え合いマップの作成サポートや専門職による相談の機会を作ります。	新規2箇所実施 見直し支援2か所	→				
②人材確保・サービスの質の向上	社協の役割(44) 職員研修を充実させ、専門職の育成と人材確保を図ります。	各種研修および情報の共有化を図り、専門性の向上に努めます。	各種研修 社協内部の連絡会議12回	→				
③適切なサービス利用の促進	社協の役割(45) 自治会や地域の民生委員・児童委員などと連携し、サービスが必要な人を把握し、適正なサービス利用に繋がられるよう取り組みます。	見守り表の在り方や、地域との情報を共有の在り方を検討しより見守りやすい体制を作ります	検討	新しい見守り体制実施	→			
		身近な相談窓口と社協との連携がなされるよう関係の構築に努めます。	各種研修会 職員教育	→				

※総合支援事業・・・介護保険の改定により、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

※第1層コーディネーター・・・総合支援事業を実施していくために、社協に配置される専門職員。

※第2層コーディネーター・・・小地域の中で、支え合いの活動を実施していく中心を担う人。

※新創造計画・・・将来の社協のあるべき姿に基づく経営課題への対応を人事部や財務部など各部会に分かれて協議している。

基本目標3 地域で安心して暮らすための基盤づくり

方策1 福祉サービスを必要とする人の人権の確保

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
①権利擁護の推進	社協の役割(46) 権利擁護研修を実施し、職員の人権意識の向上を図ります。	権利擁護研修を開催し、 <u>ソーシャルインクルージョン</u> ※の推進に努めます。	権利擁護等研修	→				
②虐待防止体制の充実	社協の役割(47) 専門職と連携し虐待の未然防止や早期発見に努めます。	虐待、権利侵害、障がい理解、認知症の理解の促進についての講演会を開催し、住民の意識の向上を図ります。	講演会、認知症カフェ、あいサポーター研修、認知症サポーター研修	→				
		虐待防止・虐待相談の定例会を開催し、虐待対応専門職チームと連携をし、適切で迅速な対応に努めます。	年6回	→				
		成年後見制度の周知や振り込め詐欺被害防止の啓発を行います。	啓発活動	→				

※ソーシャルインクルージョン・・・社会的包摂。誰もが孤立化、権利侵害をされることなく、社会の構成員として包み支えあう理念。

方策2 誰もが暮らしやすい環境整備

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
①移動・外出支援の充実	社協の役割(48) <u>移送サービス</u> ※の充実を図ります。	移動に関する支援体制の構築を図り、着実な移送サービスを展開します。	事業継続	→				
	社協の役割(49) 事業所内の <u>バリアフリー化</u> ※を推進し、利用者の利便性の向上に努めます。	バリア点検を実施し、バリアの発見および改善を図ります。	点検年1回改善	→				
	社協の役割(50) すべての人に必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。	わかりやすい伝達方法を工夫します。	音訳ボランティアの支援 伝達方法の工夫	→				
②バリアフリーのまちづくり	社協の役割(51) 研修会や講演会等に手話通訳や要約筆記を配置します。	講演会等において誰もが、わかりやすく理解できるように、 <u>合理的配慮</u> ※を心がけます。	合理的配慮	→				
	社協の役割(52) <u>ICT化</u> ※を促進し医療と介護の情報の <u>シームレス化</u> ※を図り利用者の支援体制の向上を図ります。	<u>IK会議</u> ※等で情報の整理、システムの検討を行います。	伝達する情報について整理 システムの検討	システム試行	システム運用	→		
	社協の役割(53) 必要な人に必要な情報がより早く公平に伝わるよう伝達方法の改善を図ります。	ホームページ、メール、アプリ等の活用を検討します	検討 システム試行	システム運用	→			
③ICT化の促進	社協の役割(54) 会議や研修会、講演会等に <u>オンラインシステム</u> ※を活用します	内容によりオンラインシステムを取り入れる	オンラインシステム活用	→				

※移送サービス・・・自宅や集会所、バス停などから、希望する場所までの送迎を行うサービスのこと。
 ※バリアフリー化・・・段差や物理的障壁などのバリアを取り除き、誰もが移動しやすく、使いやすい環境整備をすること。
 ※合理的配慮・・・一人ひとりの必要性に応じて必要な、工夫や変更など。
 ※ICT化・・・情報通信技術
 ※シームレス化・・・継ぎ目がない状態、スムーズなつながり
 ※IK会議・・・在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進するための会議
 ※オンラインシステム・・・通信回線を利用した仕組みで、通信回線でやり取りをすること

方策3 災害時の避難等に必要な要支援者の把握や情報伝達

取り組み事項	社協の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R3	R4	R5	R6	R7
① 要支援者の把握と地域防災の推進	社協の役割(55) 日頃の福祉活動を通じて要支援者の把握を行い、自治会や行政と連携し情報共有を図ります。	見守り表や、地域との情報共有の在り方を検討し、より見守りやすい体制を作ります。	検討	新しい見守り体制実施	→		
		地域活動とボランティア活動が横のつながりを持ち、互いに有益な関係が築けるよう働きかけます。	ボランティア活動の報告	→			
		個別支援計画を作成します。(ケアプランに組み入れる)	検討	プラン更新から順次作成	→		
	社協の役割(56) 災害ボランティア*研修会を開催し災害時に対応できるよう体制をつくります。	災害に関する講演会を開催し、対応できる体制を作ります。	年1回	→			
② 災害時の支援体制	社協の役割(57) 災害ボランティアセンターがスムーズに運営できる体制をつくります。	社協内のマニュアルの周知や訓練を実施します。	職員研修1回 訓練1回	→			
	社協の役割(58) 災害ボランティアに関する体制を整備します。	災害に備えて災害ボランティアセンターの組織体制を構築します。	組織体制構築 備品整備 事前ボランティア登録を募集	→			
	社協の役割(59) 災害要支援者マップづくりを行い要支援者の把握に努めます。	吉賀町と支援マップを共有し、災害時の支援体制を整備します。	支援体制の構築	→			
		サロンや防災組織等と共に支え合いマップを作成します。	新規2箇所実施 見直し支援2か所	→			
③ 安否確認や声かけ	社協の役割(60) 小地域ネットワーク事業・サロン・福祉委員・見守り訪問員・配食サービス・戸別訪問などの充実を図り見守り体制を構築します。	地域活動とボランティア活動が横のつながりを持ち、互いに有益な関係が築けるよう働きかけます。	ボランティア活動の報告	→			

*災害ボランティア・・・地震災害、土砂災害などの際に、復興のために活動するボランティアのこと。

*災害ボランティアセンター・・・災害が起きた際、ボランティアの受け入れや要請を調整する機関。

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 庁内連携

この計画の推進には、保健医療福祉に限らず、防災、交通、教育、環境、産業、建設等のさまざまな分野が関係しています。そのため、地域をより良くする活動に取り組む庁内の関係課と情報の共有化と連携を図りながら計画を推進します。

2. 関係機関との連携

地域福祉の推進にあたっては、住民・自治会・民生委員児童委員・福祉委員・福祉関係者等が、それぞれ役割を担い、お互いに連携・協力して取り組みを主体的に進めることが必要です。そのために各機関と情報共有や連携の強化を図ります。

第2節 計画の広報

この計画推進にあたっては、多くの住民の参加と取り組みが必要です。広く周知を図るため、町や社協のホームページへの掲載や概要版の配布などを行います。また自治会等のさまざまな行事の場を活用し一層の周知を図ります。

第3節 計画の進捗管理

この計画の実効性を高めるためには、計画の進捗状況について定期的に把握・評価を行うことが必要です。そのために毎年計画の進行管理や評価を行い、「吉賀町地域福祉（活動）計画策定委員会」に報告し、検証を行います。

○吉賀町地域福祉計画策定委員会条例

平成22年3月30日

吉賀町条例第1号

改正 平成30年3月22日条例第19号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を調査審議するため、吉賀町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか地域福祉の推進等に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 住民団体等の関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画期間終了までの間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 報酬及び費用弁償については、別に定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第17号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

吉賀町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 吉賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 1 条に掲げる吉賀町における地域福祉の推進を図るため吉賀町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的に吉賀町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を本会会長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか地域福祉の推進等に関し必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次ぎに掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 住民団体等の関係者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画期間終了までの間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、本会総合相談支援課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 報酬及び費用弁償については、別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

吉賀町地域福祉計画
吉賀町地域福祉活動計画 策定委員名簿

選任日平成 27 年 7 月 1 日

職 名	氏 名	所 属
委 員 長	田村 俊則	鹿足郡医師会 事務局長
副 委 員 長	朋澤 公香	双葉保育所 所長
委 員	城戸 敬志	社会医療法人石州会六日市病院 地域医療連携室 室長
委 員	村上 毅	吉賀町老人クラブ連合会 会長 (選任日 令和 2 年 4 月 1 日)
委 員	河野 良子	主任児童委員
委 員	谷尻 賢二	吉賀町商工会 事務局長
委 員	橋本 俊郎	NPO法人よしかの里 理事長
委 員	永田 和代	吉賀町社会福祉協議会 事務局長
委 員	永田 英樹	吉賀町保健福祉課 課長

スタッフ会

吉賀町社会福祉協議会		益田保健所 (オブザーバー)	
包括支援センター 所長	岸田 美代子	地域包括ケア推進スタッフ	石川 郁子
包括支援センター	益成 匡		
グループホーム 所長	斎藤 忠春		

事務局

吉賀町社会福祉協議会		吉賀町保健福祉課	
在宅福祉部 部長	吉森 道子	主 査	佐々田 哲也
総合相談支援課 課長	上山 豊和	主 任 保 健 師	中田 菜摘
総合相談支援所	豊田 昌司		

計画策定の経過

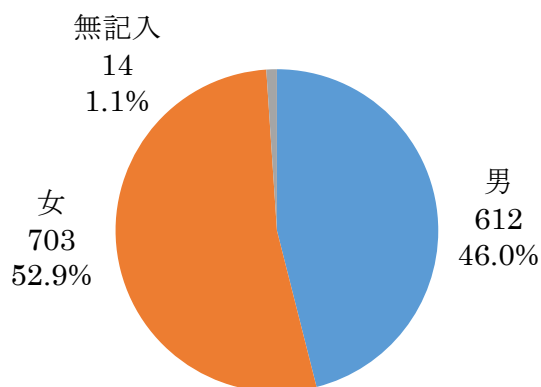
平成27年7月1日

吉賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員選任

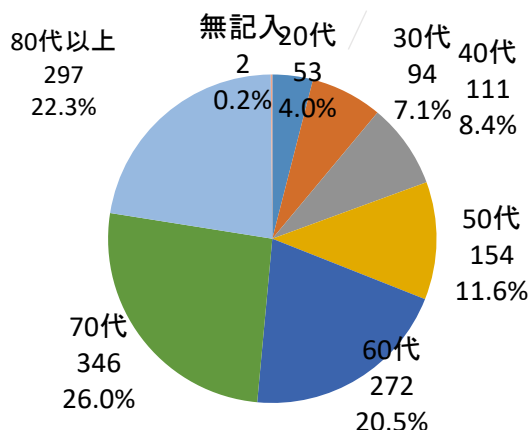
令和 2年 8月 5日	第1回事務局会	(吉賀町福祉センター)
令和 2年 8月19日	第1回スタッフ会	(吉賀町福祉センター)
令和 2年 9月 4日	第1回策定委員会	(吉賀町福祉センター)
令和 2年10月14日	第2回事務局会	(吉賀町福祉センター)
令和 2年10月22日	第3回事務局会	(吉賀町福祉センター)
令和 2年10月29日	第2回スタッフ会	(吉賀町福祉センター)
令和 2年11月10日	第4回事務局会	(吉賀町福祉センター)
令和 2年11月20日	第2回策定委員会	(吉賀町福祉センター)
令和 2年12月10日	第5回事務局会	(役場相談室)
令和 3年 2月12日	第3回スタッフ会	(吉賀町福祉センター)
令和 3年 2月19日	第3回策定委員会	(吉賀町福祉センター)

地域福祉に関するアンケート結果

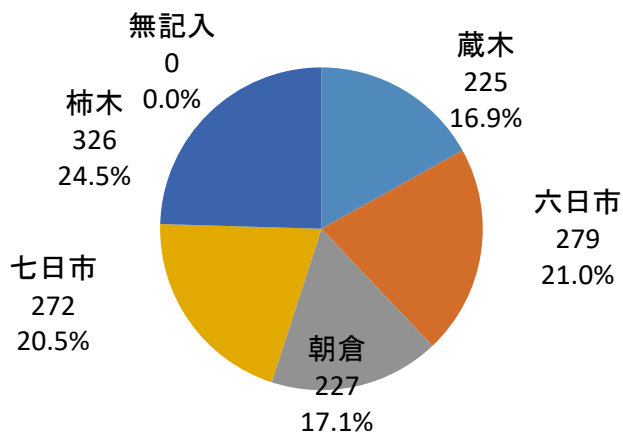
問1、性別を教えてください。



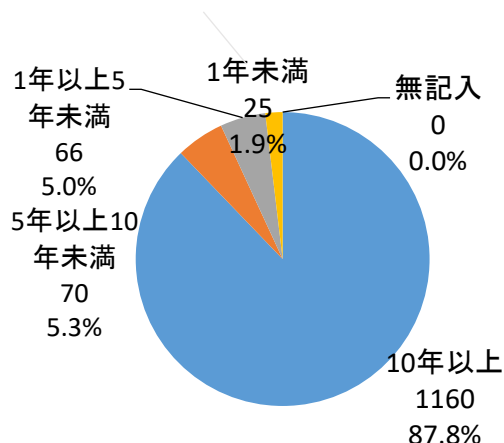
問2、年代を教えてください。



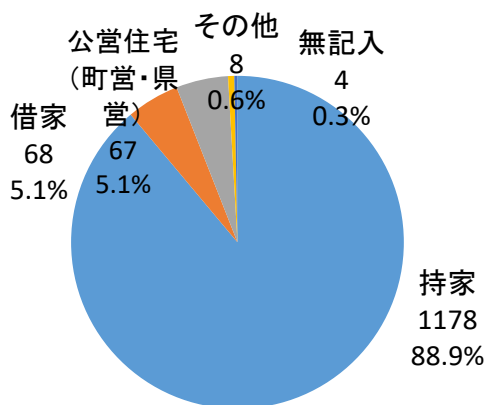
問3、住んでいる地区を教えてください。



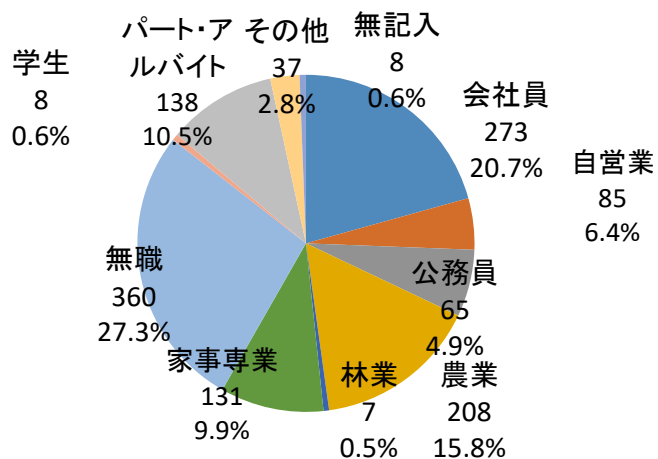
問4、居住年数を教えてください。



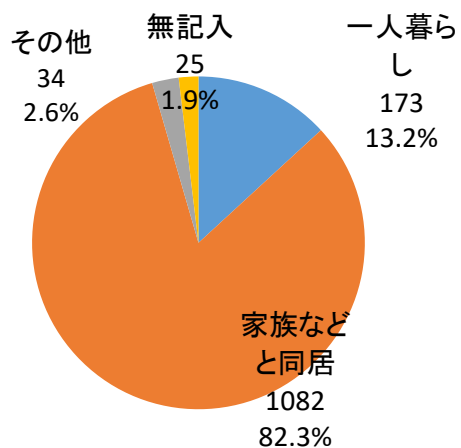
問5、住んでいる家屋を教えてください。



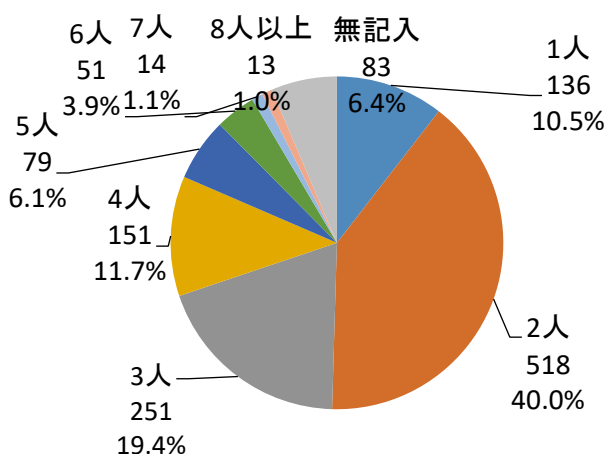
問6、主な職業は何ですか。



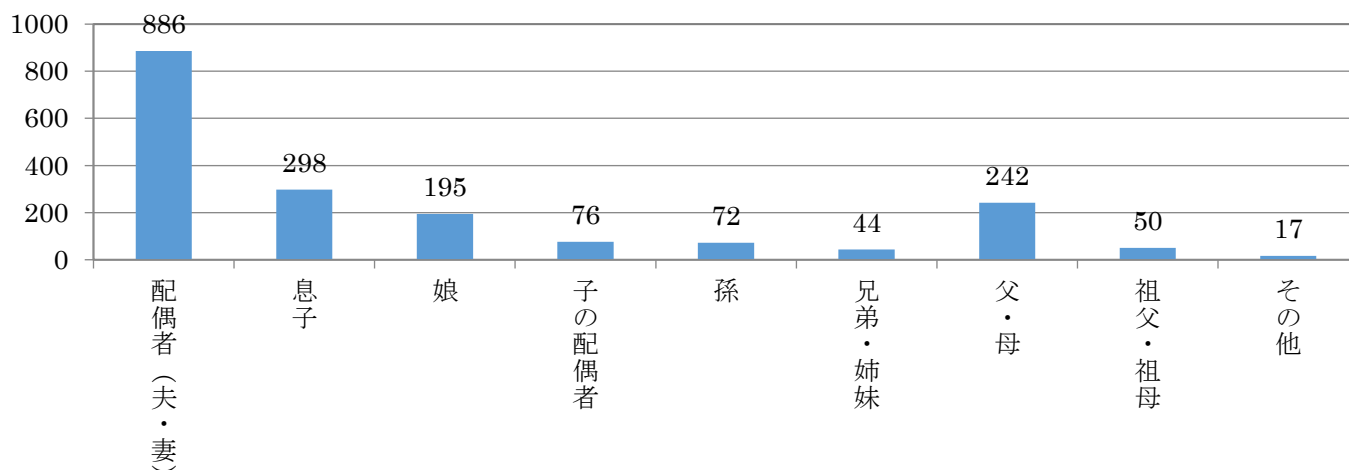
問7、家族構成を教えてください。



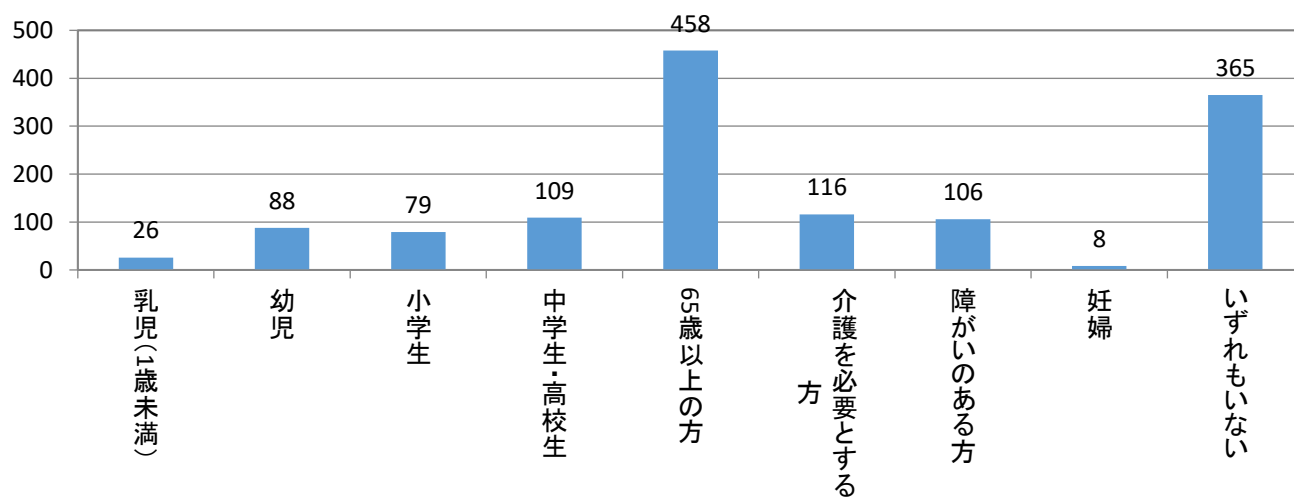
問8、同居人数を教えてください。



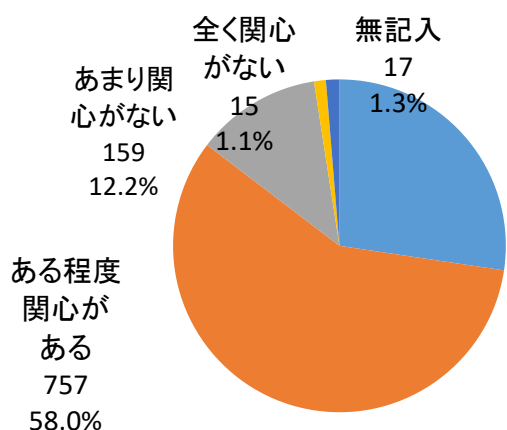
問9、同居されている方は、どなたですか。(複数回答)



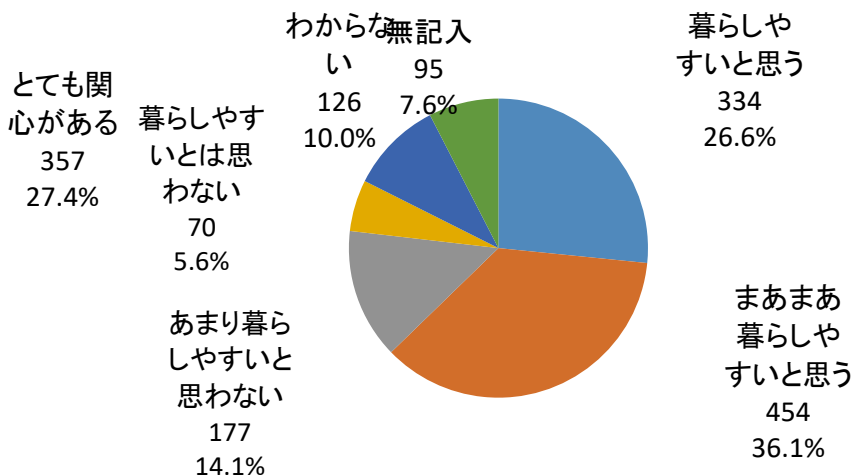
問10、あなた自身、もしくは同居している家族の中に次のような方はいますか。(複数回答)



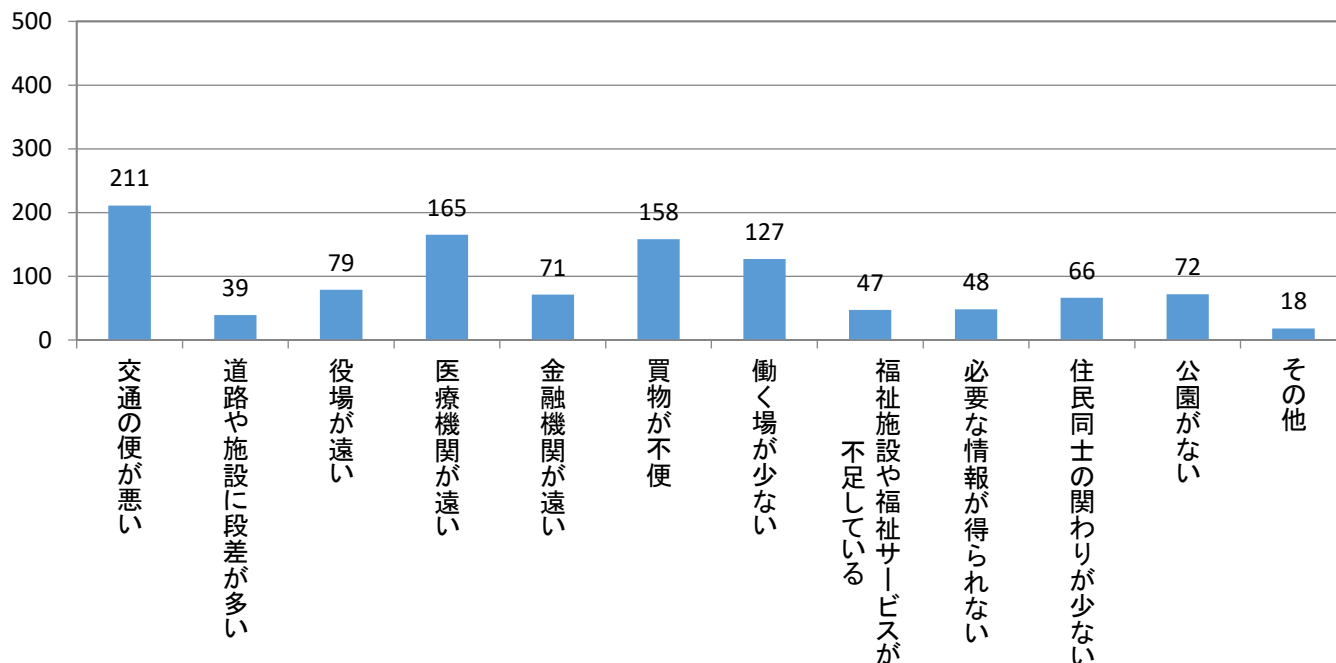
問1 1、福祉に関心がありますか。



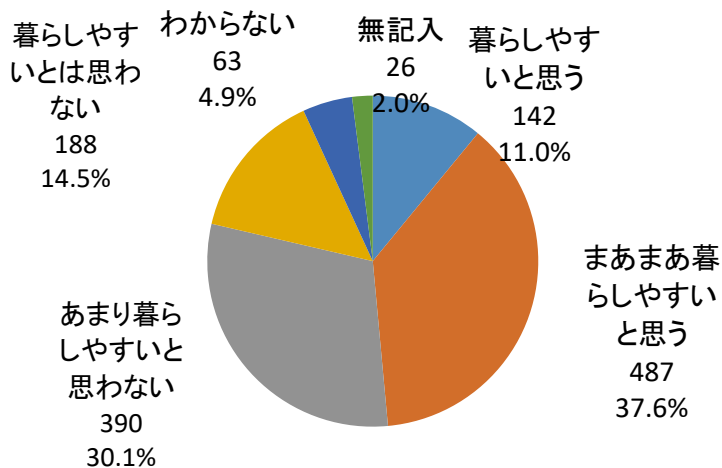
問1 2、吉賀町は、子育て世帯にとって暮らしやすいと思いますか。



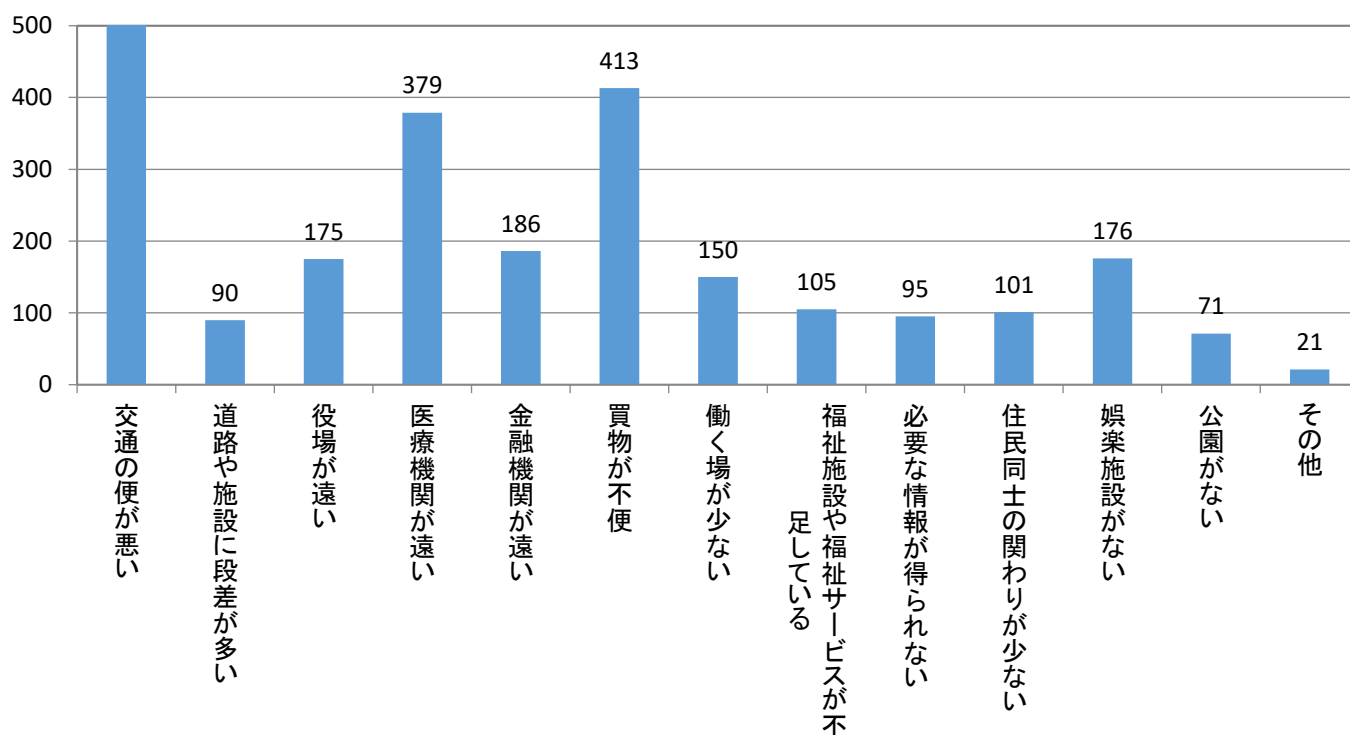
問1 3、子育て世代にとって暮らしにくいと思う理由は何ですか。(複数回答)



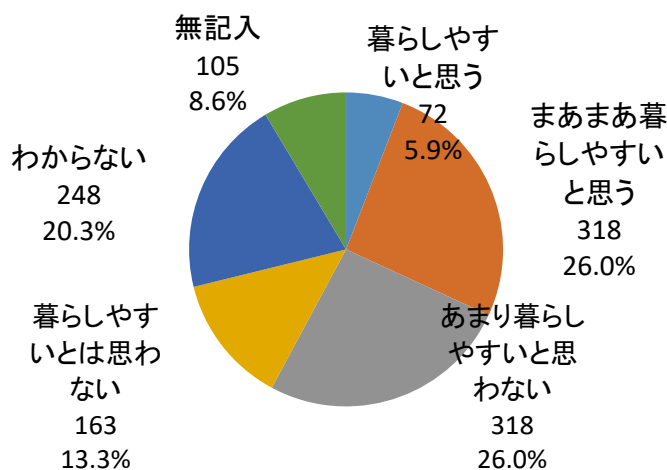
問1 4、吉賀町は、高齢者にとって暮らしやすいと思いますか。



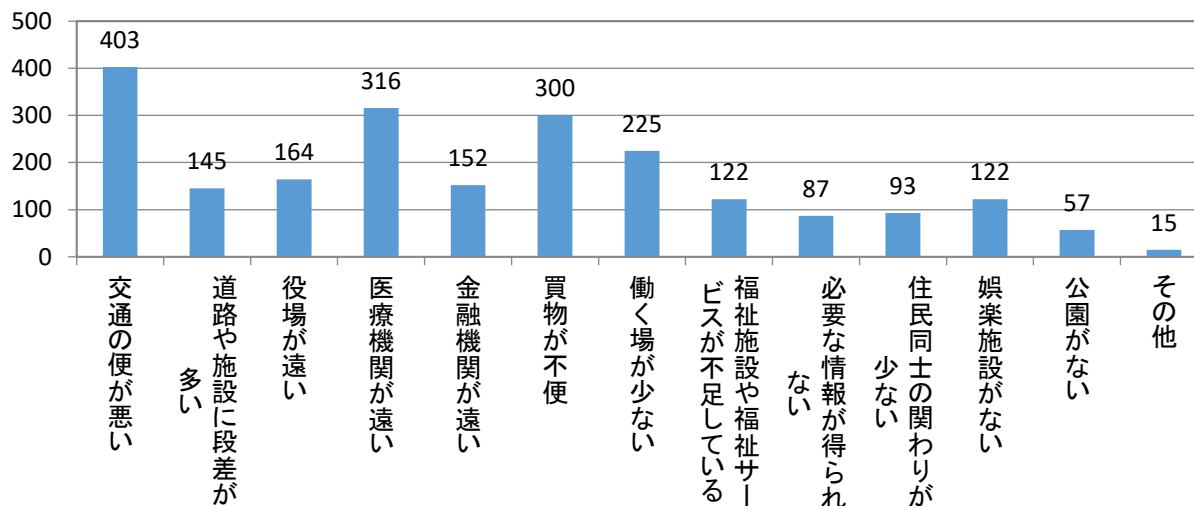
問15、高齢者にとって暮らしにくいと思う理由は何ですか。(複数回答)



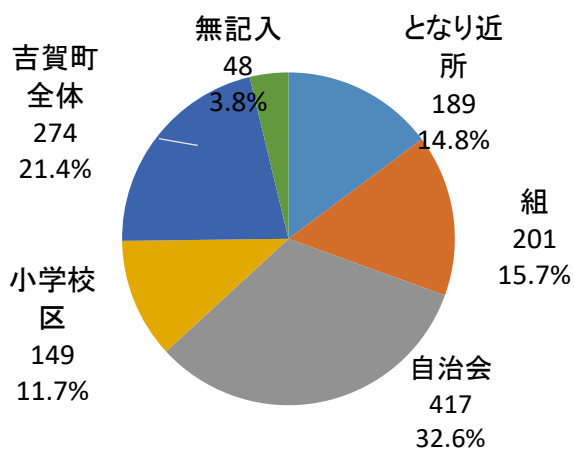
問16、吉賀町は、障がい者にとって暮らしやすいと思いますか。



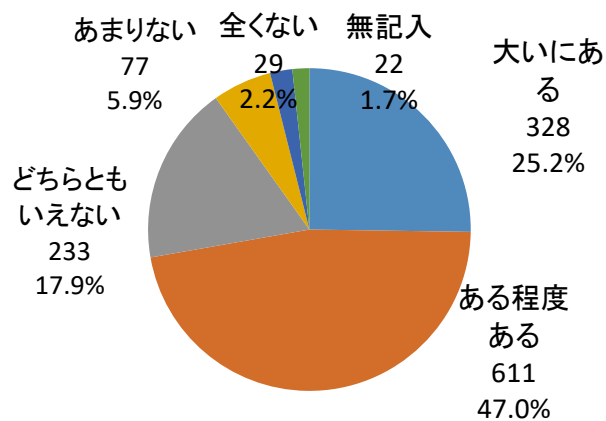
問17、障がい者にとって暮らしにくいと思う理由は何ですか。(複数回答)



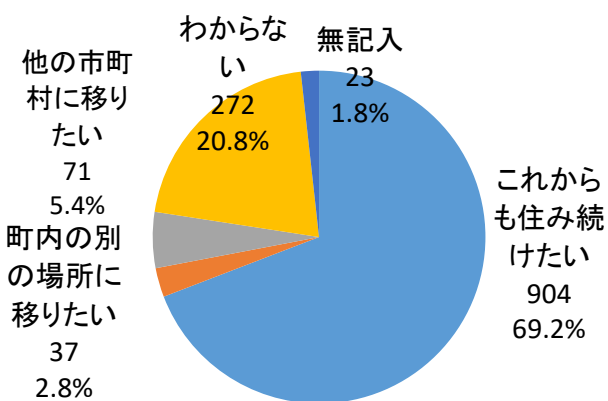
問18、あなたの考える地域の範囲を教えてください。



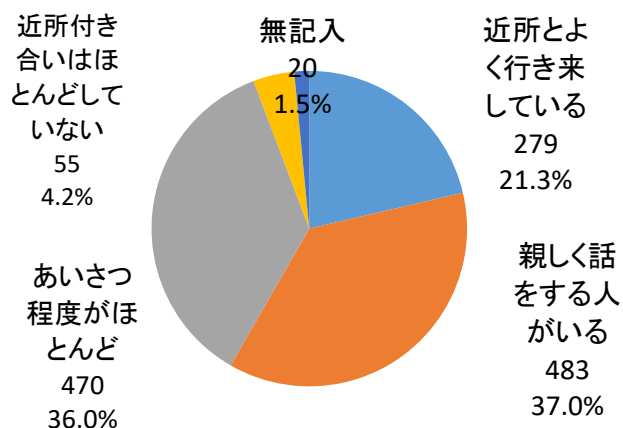
問19、住んでいる地域に愛着がありますか。



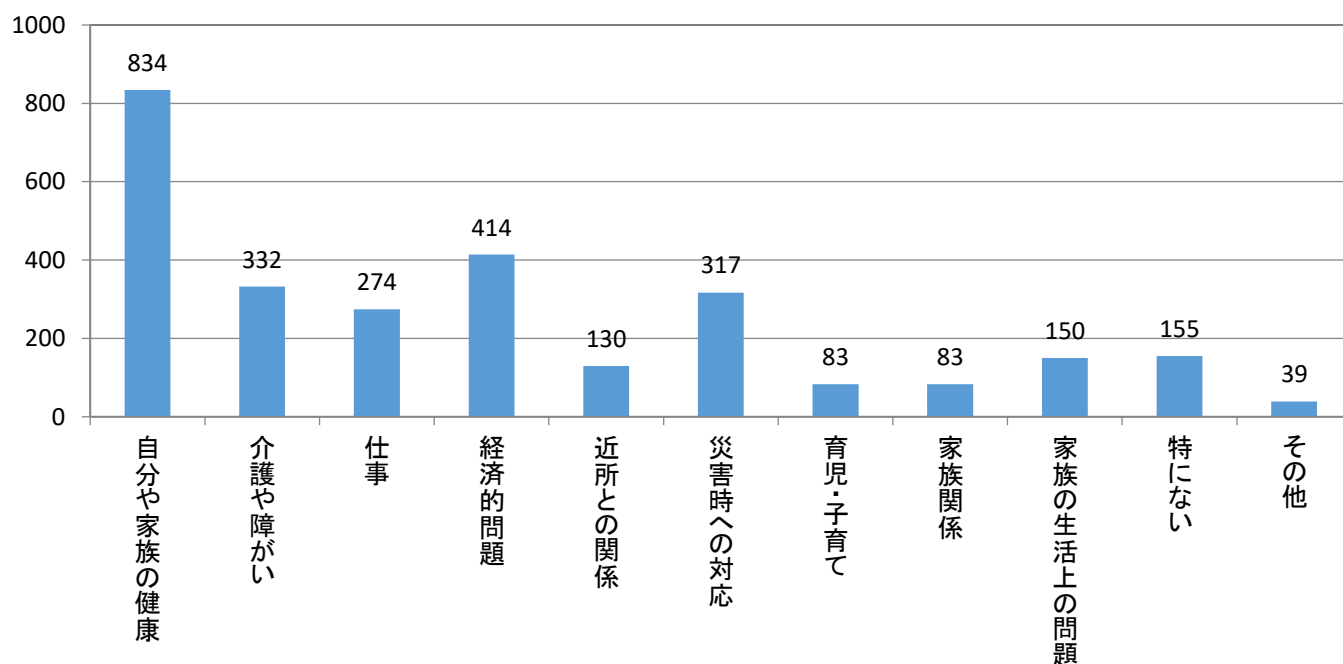
問20、これからも今の地域に住み続けたいとしますか。



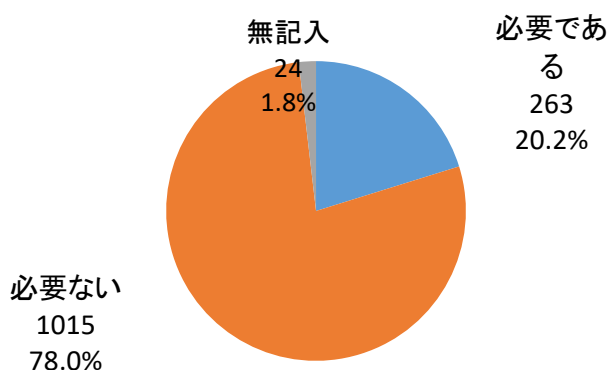
問21、近所の人とどの程度の付き合いをしていますか。



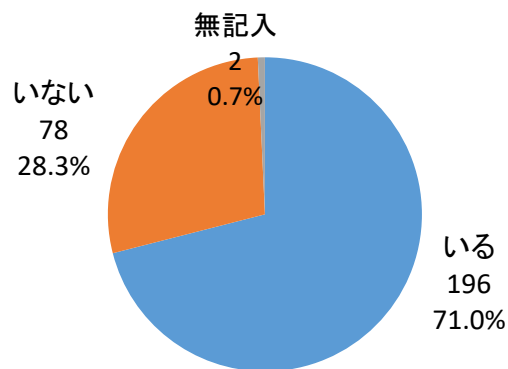
問22、暮らしの中で、どのようなことに悩みや不安を感じていますか。(複数回答)



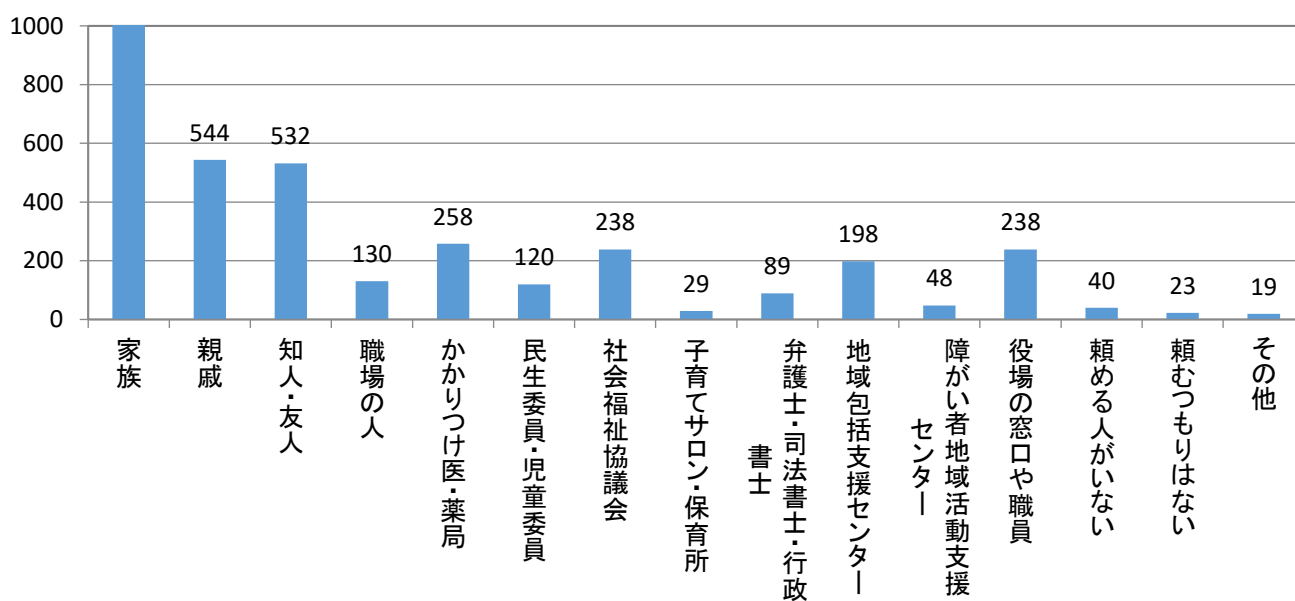
問23、台風などの災害時の避難の際に、
手助けが必要ですか。



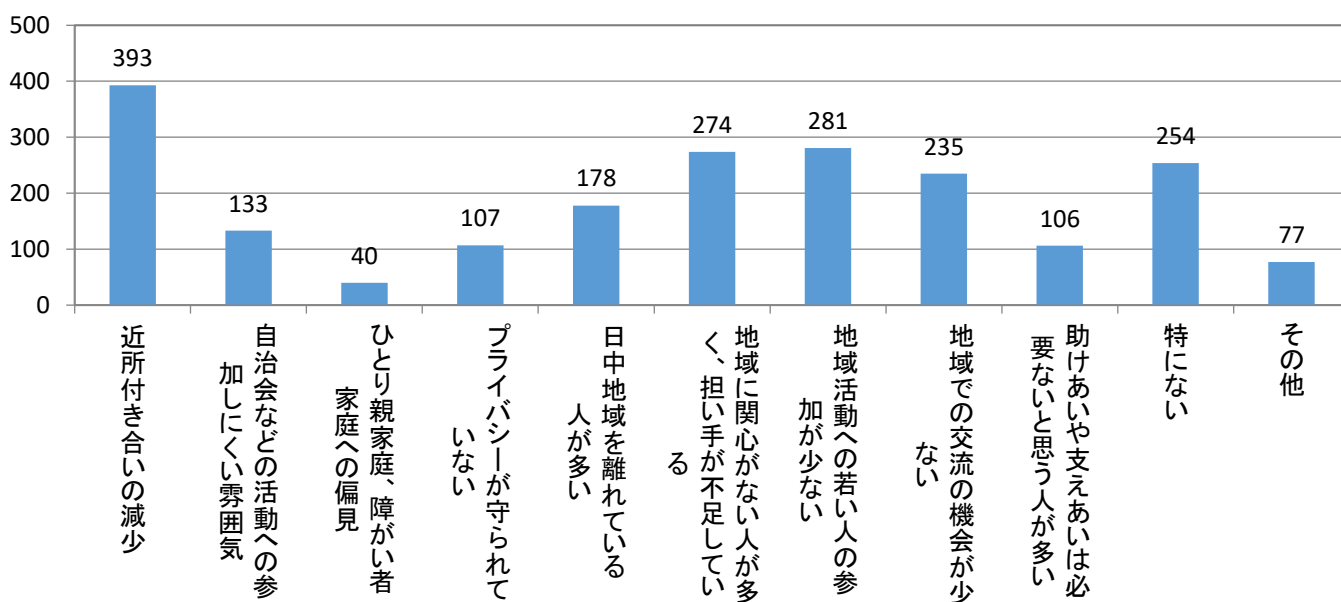
問24、災害時に避難する際に、手助けをお願い
できる人がいますか。



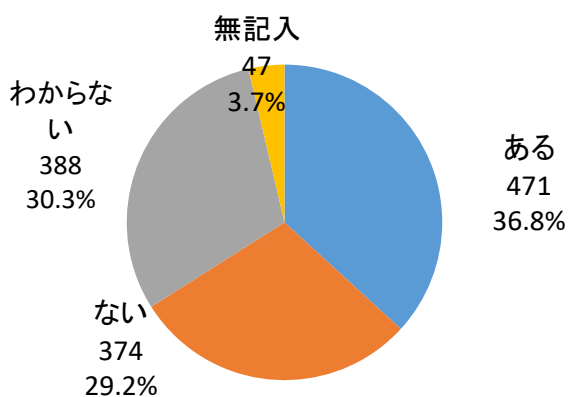
問25、暮らしの中で相談や助けが必要なときに誰に頼みたいと思いますか。(複数回答)



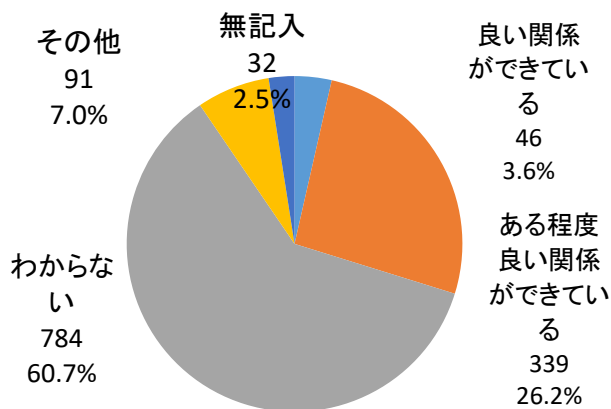
問26、地域の中で問題点・不足していると思うことは何ですか。(複数回答)



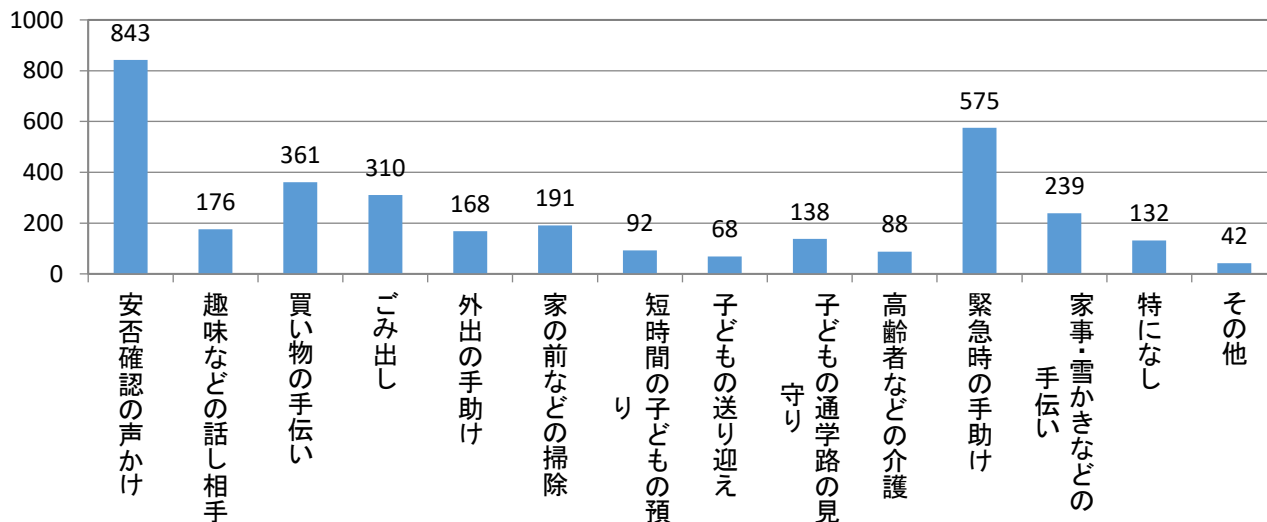
問27、困りごとや課題について、地域の人たちと情報共有や話し合いのできる場がありますか。



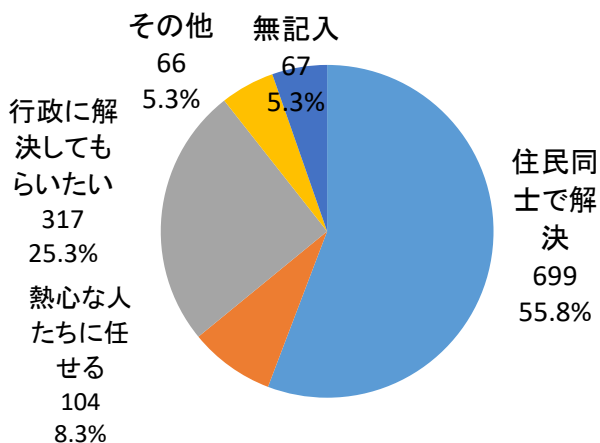
問28、住民と役場が協働して地域課題の解決を図るための関係が築かれていると思いますか。



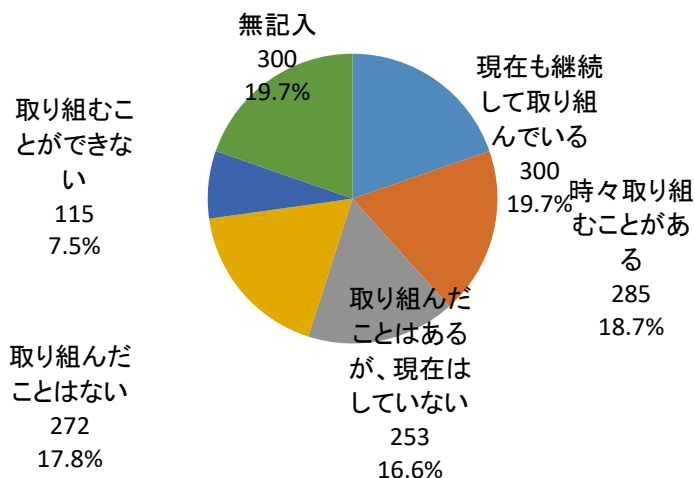
問29、近所で高齢者や障がい者の介助・介護や子育てなどで困っている家族が合った場合、あなたはどのような手助けができると思いますか。(複数回答)



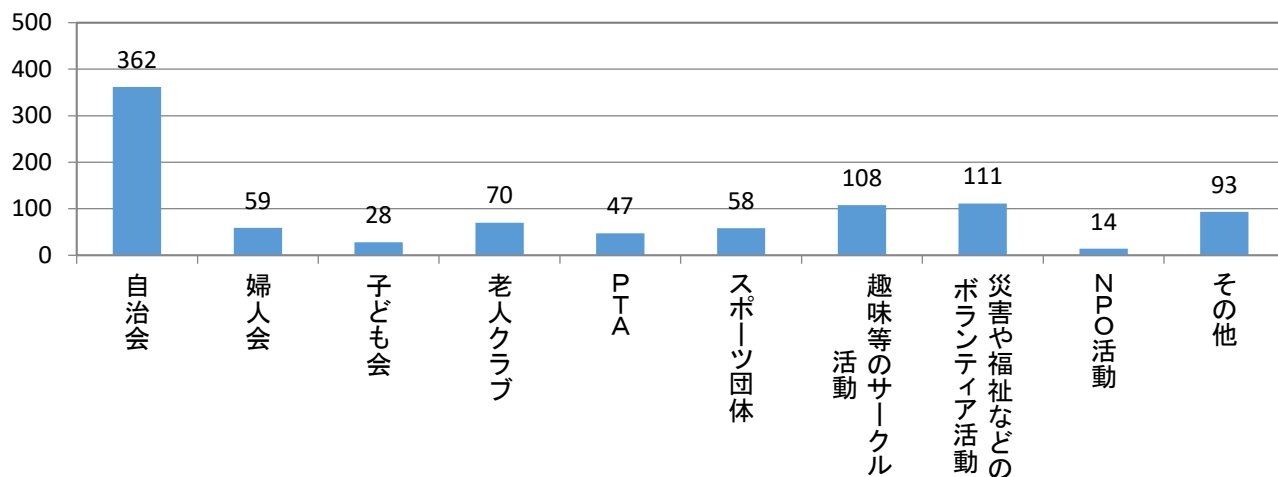
問30、生活に関する様々な問題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか。



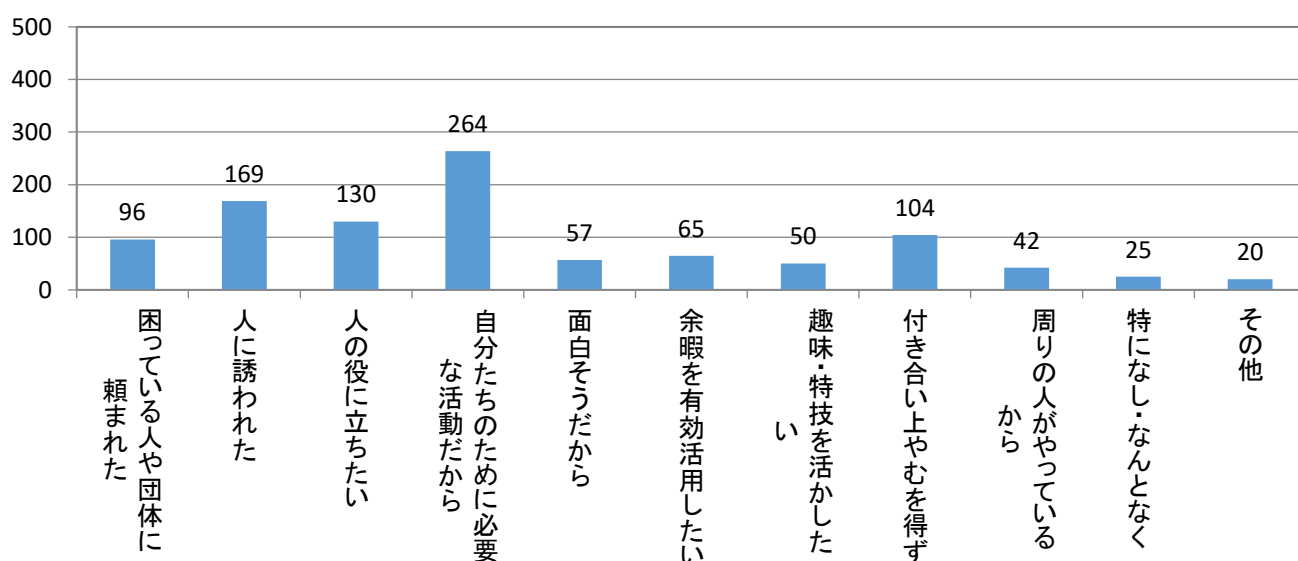
問31、地域活動やボランティア活動に取り組んでいますか。



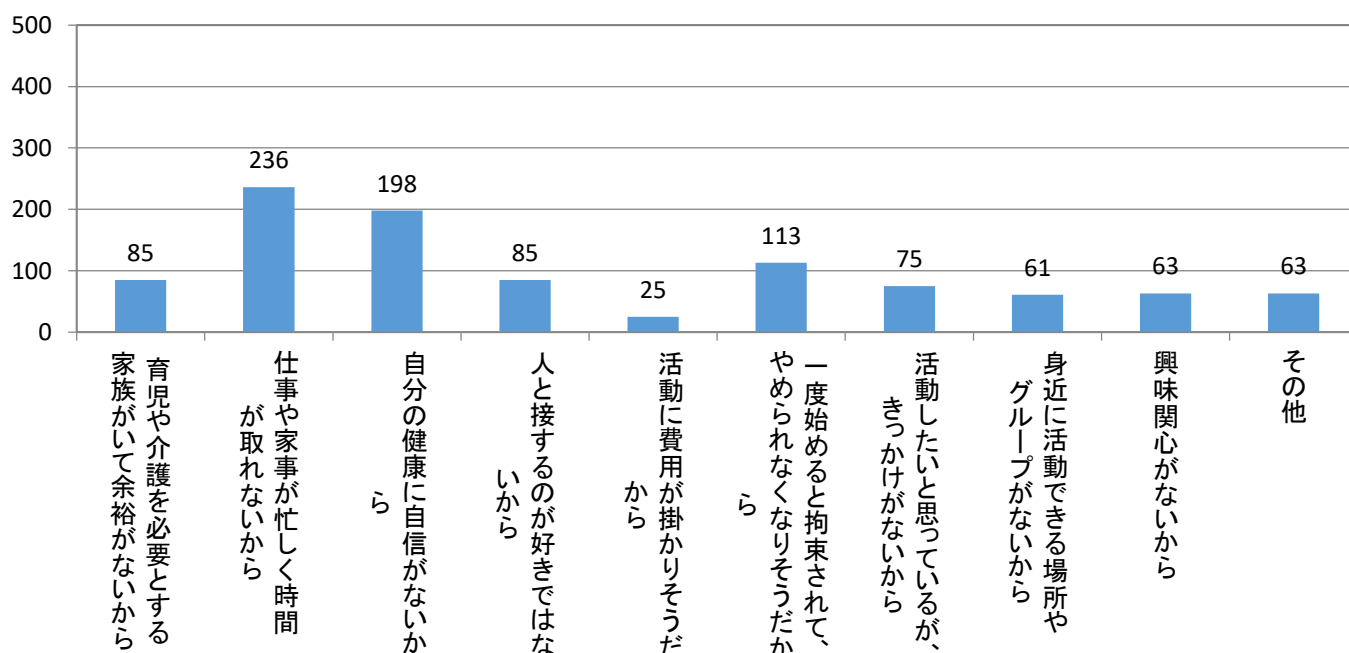
問3 2、どのような地域活動やボランティア活動をしていますか。(複数回答)



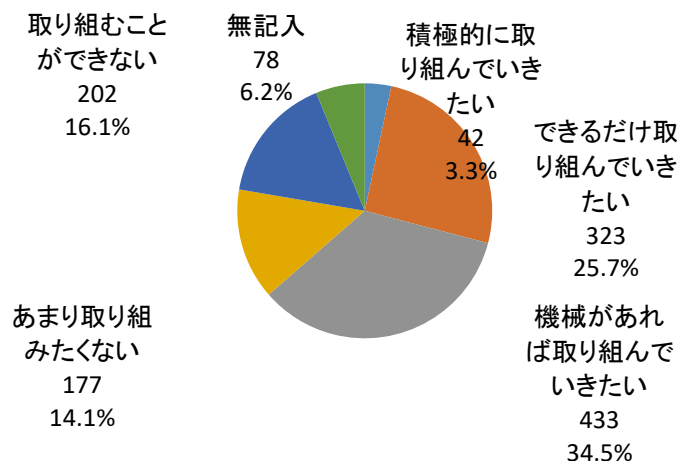
問3 3、活動を始めたきっかけは何ですか。(複数回答)



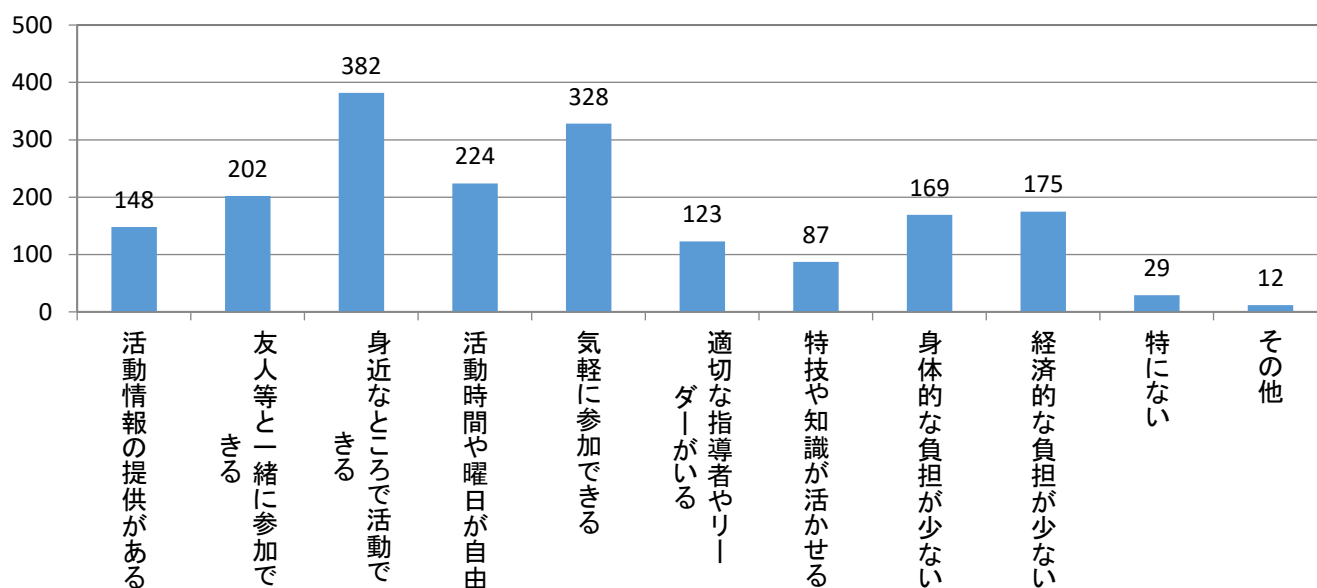
問3 4、地域活動やボランティア活動をしていない理由は何ですか。(複数回答)



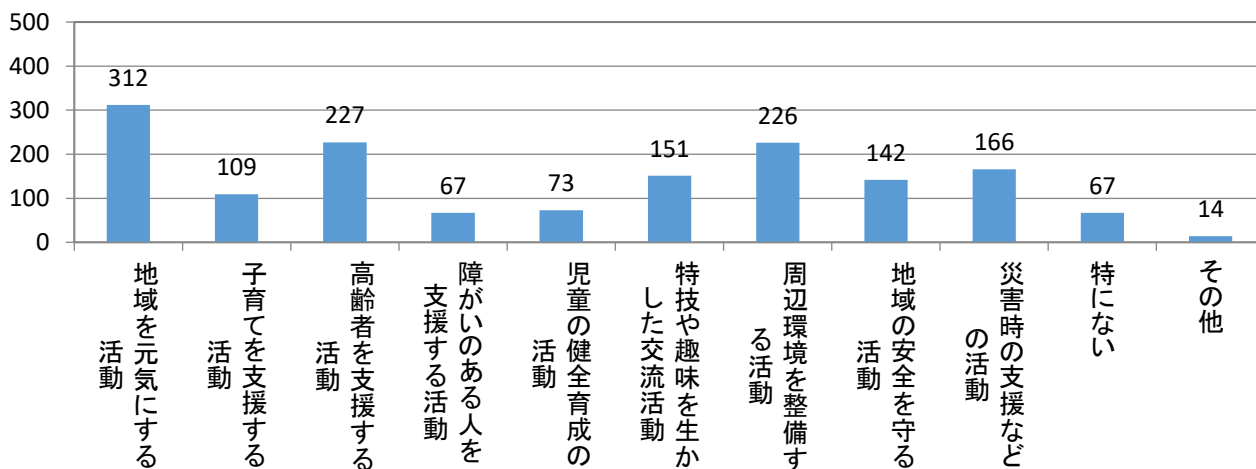
問35、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等にどの程度取り組んでいきたいと考えていますか。



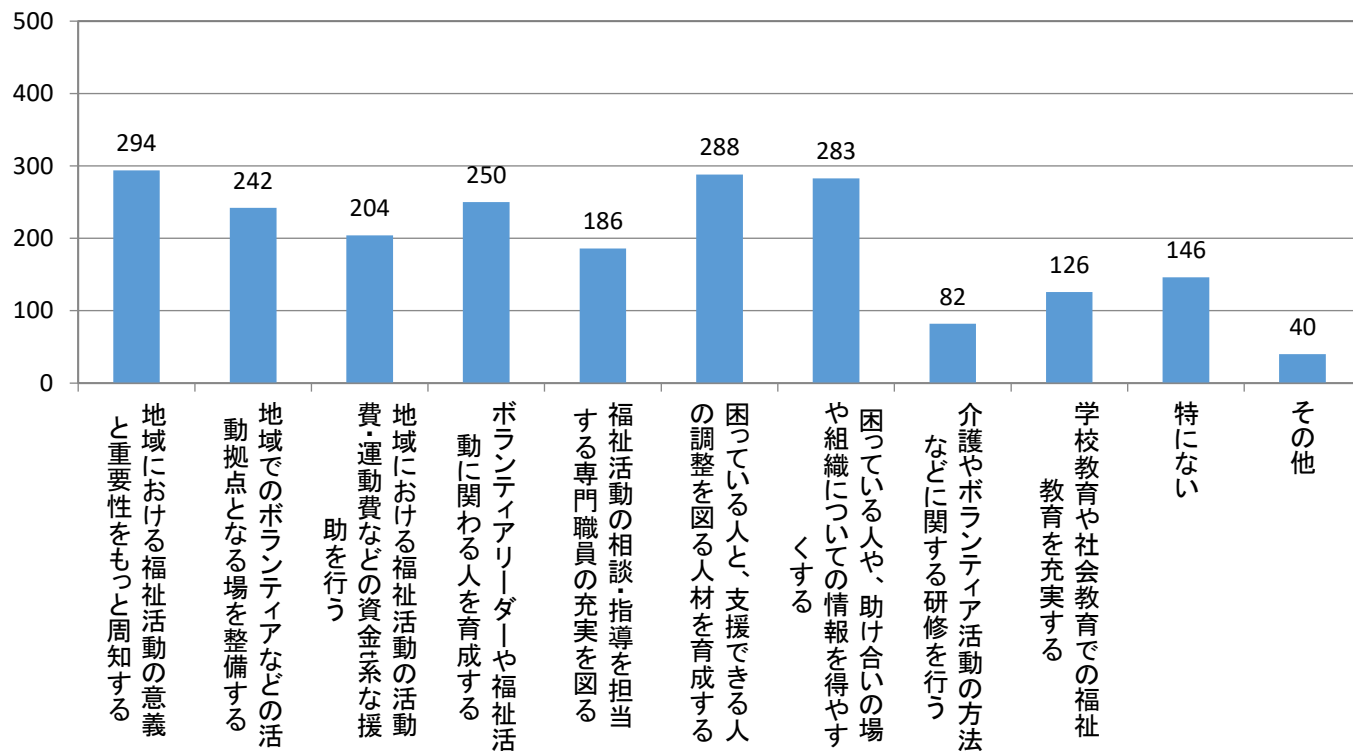
問36、どのような条件であれば、地域活動やボランティアに参加したいと思いますか。(複数回答)



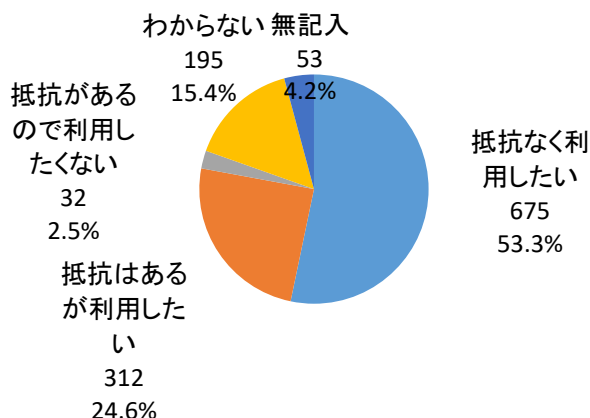
問37、今後してみたい地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等は何ですか。(複数回答)



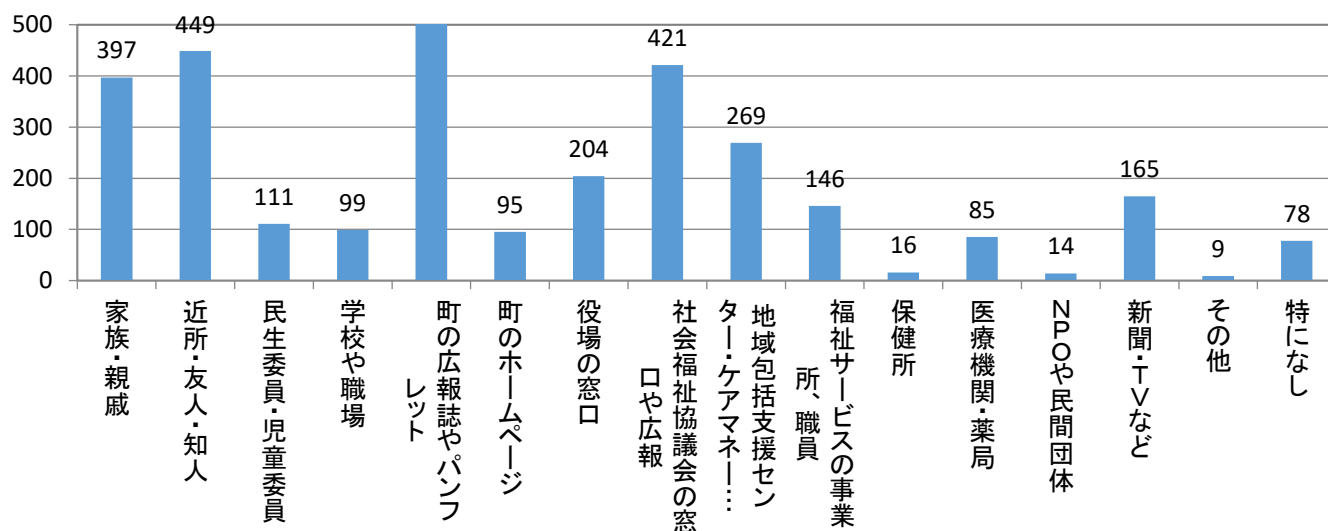
問38、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(複数回答)



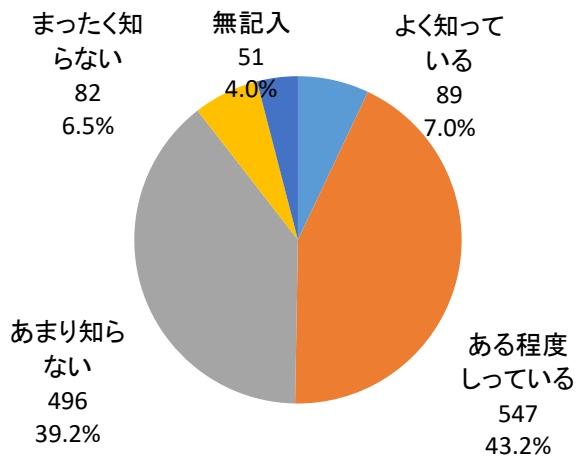
問39、ご自身や家族に福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか。



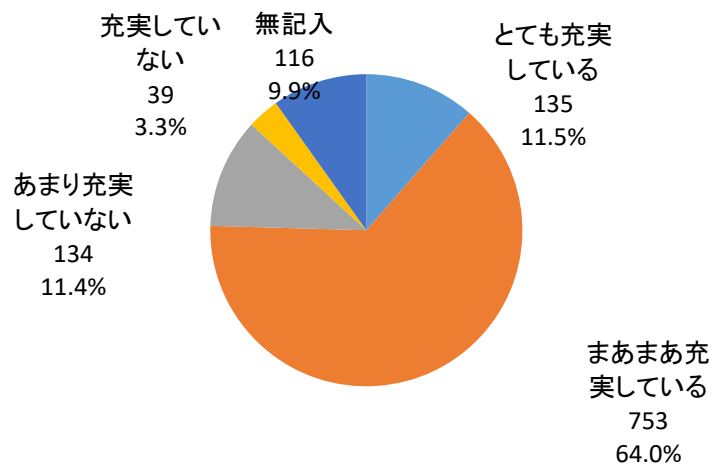
問40、福祉サービスに関する情報はどこから入手していますか。(複数回答)



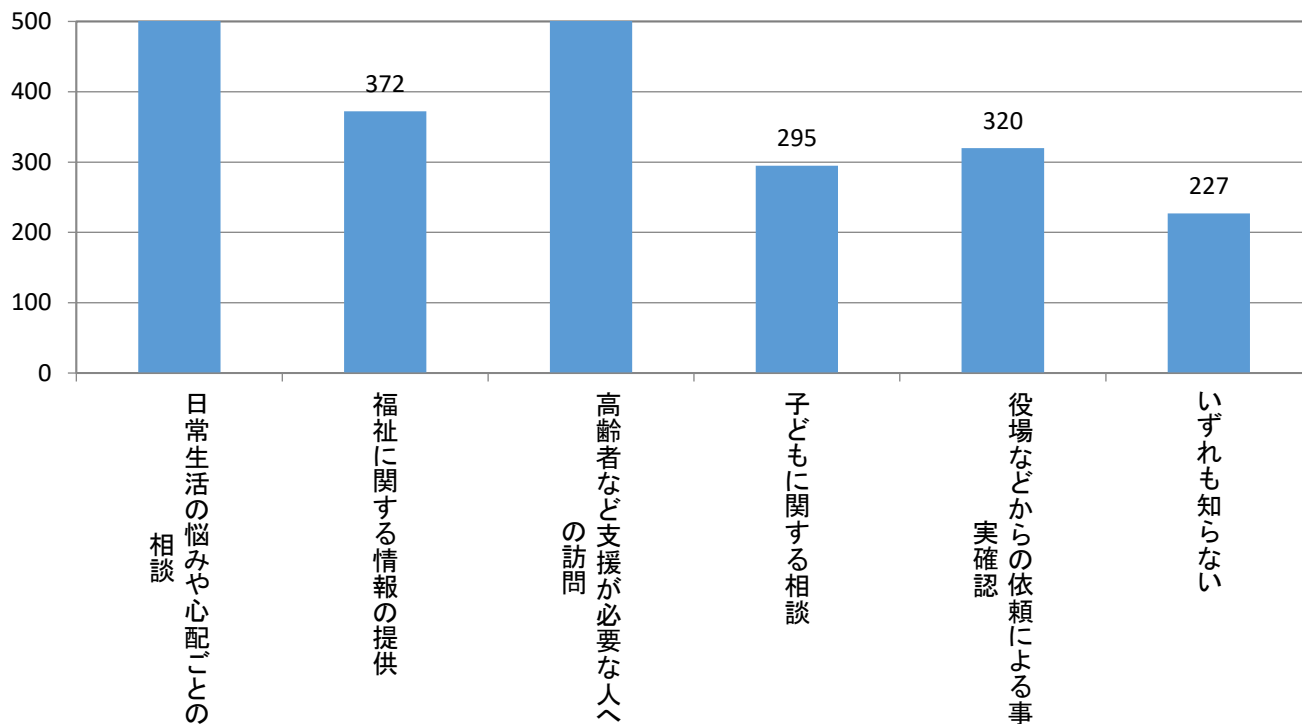
問4 1、吉賀町の福祉サービスの名前や内容を知っていますか。



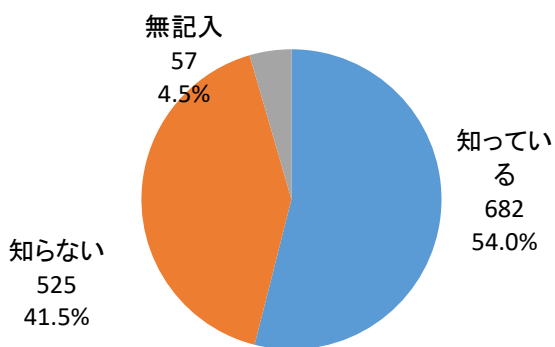
問4 2、吉賀町の福祉サービスについて、どのように感じていますか。



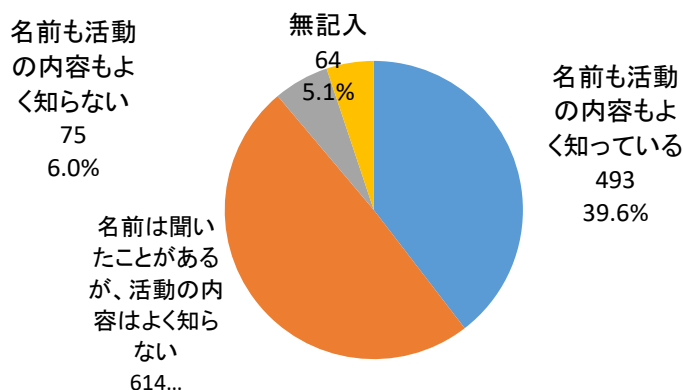
問4 4、民生委員・児童委員が行う活動として、ご存知の内容を選んでください。(複数回答)



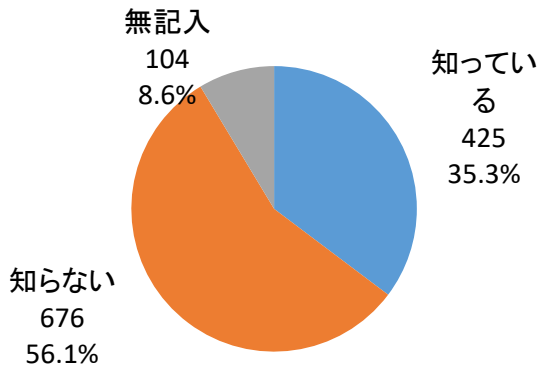
問4 5、あなたがお住まいの地区の民生委員・児童委員をご存知ですか。



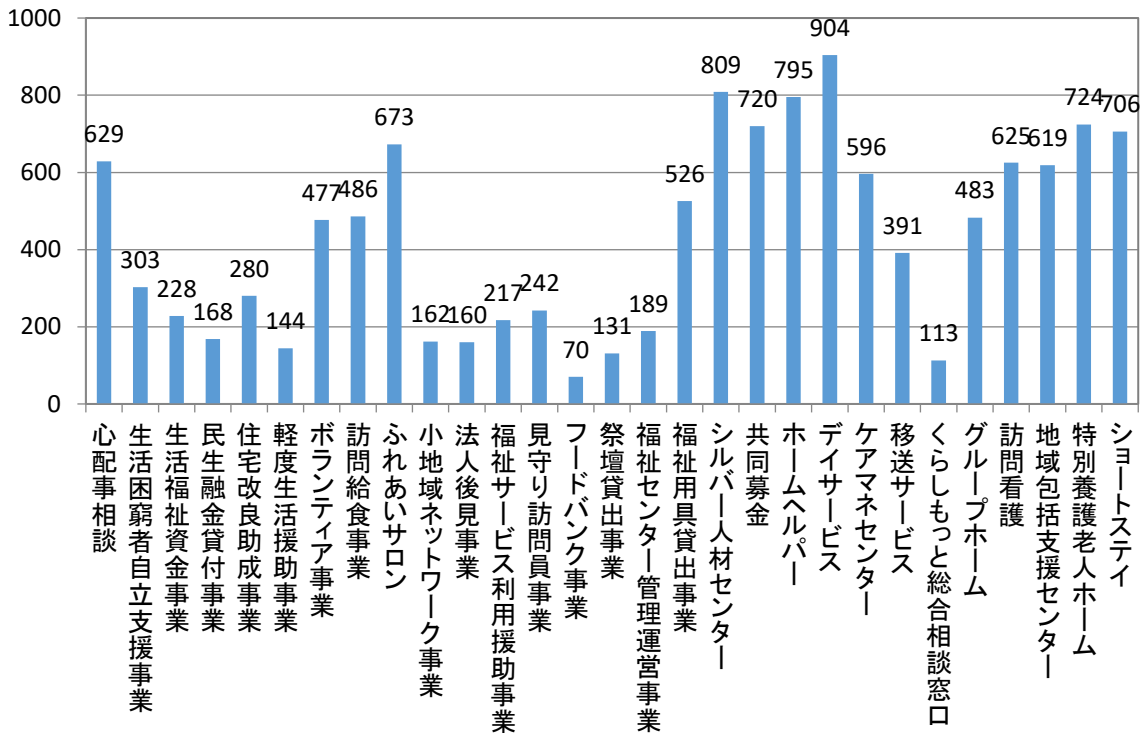
問4 6、社会福祉協議会という組織をご存知ですか。



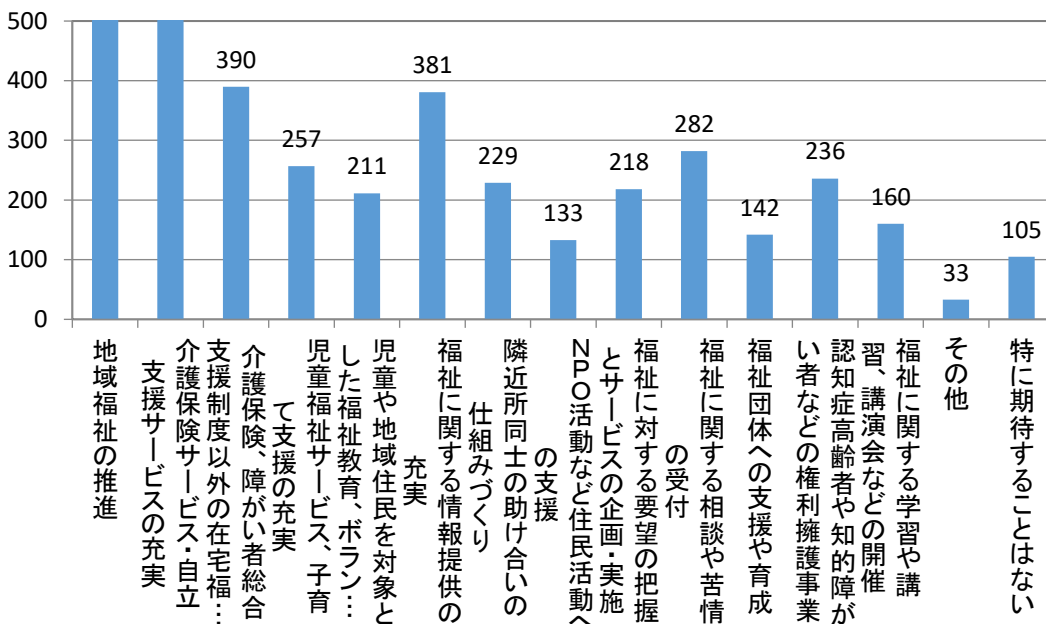
問47、あなたは福祉委員の活動を知っていますか。



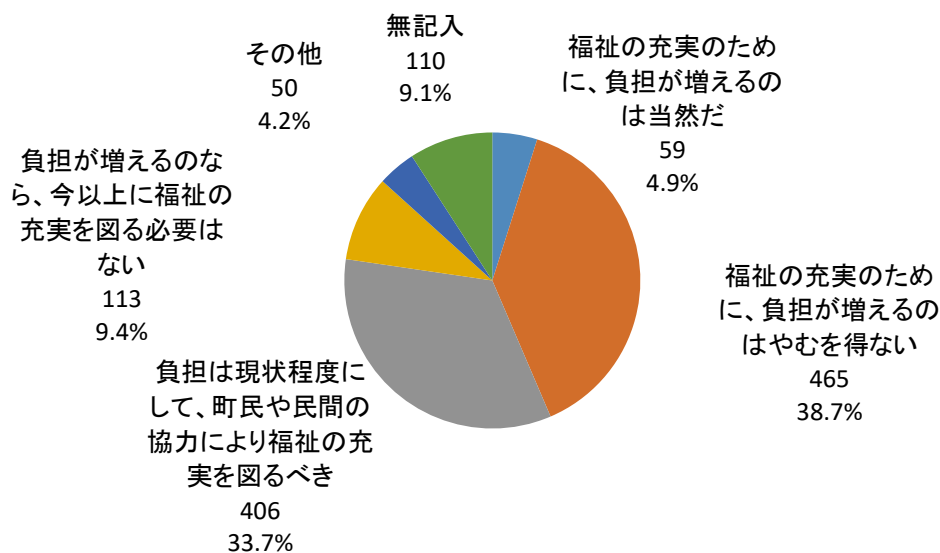
問48、吉賀町社会福祉協議会の事業を知っていますか。(複数回答)



問49、社会福祉協議会にどのようなことを期待しますか。(複数回答)



問50、これからの福祉サービスの水準と費用負担の関係についてどのようにお考えですか。



問51、今後、町が取り組むべき施策は、どれを優先して充実すべきだと思いますか。(複数回答)

